

新旧対照表

【参考】新旧対照表作成に関わる条件

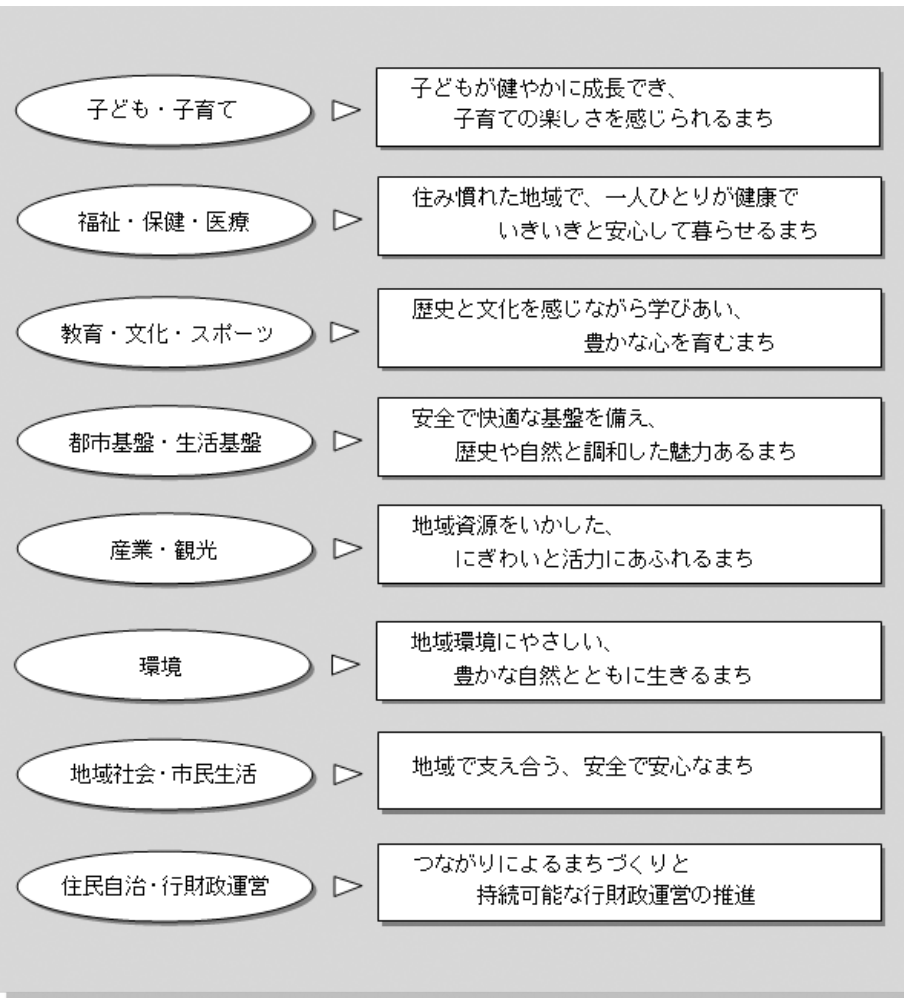
- ・ 新旧対照表には“防災計画の本質に関わる修正内容”を整理しています。(組織改正に伴う部署名の変更、部班名の変更、数値の更新、誤記の修正、送り仮名・漢字の統一、用語(名称)の統一・更新、接続詞・語尾の修正、その他意図が変わらない微修正、資料編・様式集に関わる修正等、防災計画の本質に関わる修正でない協議の必要のない修正は整理の対象外としています。)
- ・ 新文書で追加した事項を下線、旧文書で削除した事項を二重取り消し線で示しています。

【凡例】下線：追加、二重取り消し線：削除

No	頁	新文書(案)	旧文書
1	新: 1-4	(3) 総合計画等との関係 川越市総合計画と整合を図り、「 <u>地域で支え合う、安全で安心なまち</u> 」に向けての諸施策と連携して、総合的な防災対策体制を確立するものである。	(3) 総合計画等との関係 川越市総合計画と整合を図り、「 人と人とのつながりを感じ、安全で安心 もて暮らせるまち 」に向けての諸施策と連携して、総合的な防災対策体制を 確立するものである。

2	1-5	<p>現在の計画である第四次川越市総合計画は、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間のまちづくりを進める指針となるものである。</p> <p>第四次川越市総合計画では、本市を取り巻く社会状況の変化を認識して、基本構想の理念を次のとおり定めるとともに、本市の目指すべき姿、10年後の本市が表現された姿としての将来都市像を「<u>人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越</u>」と定めている。</p> <p>また、この将来都市像を実現するために、8つの分野別の基本目標を定めている。</p> <p>■基本構想の理念と将来都市像</p> <p>◎基本構想の理念</p> <p><u>人と人とのつながりから広がるまちづくり</u></p> <p><u>魅力を高め、活力を生み出すまちづくり</u></p> <p><u>持続可能なまちづくり</u></p> <p>◎将来都市像</p> <p><u>人がつながり、魅力があふれ、だれもが住み続けたいまち 川越</u></p>	<p>現在の計画である第三次川越市総合計画は、平成18年度（2006年）から平成27年度（2015年）までの10年間における本市のまちづくりを進める指針となるものである。</p> <p>第三次川越市総合計画では、本市を取り巻く社会環境の変化を認識して、基本構想の理念を次のとおり定めるとともに、本市の目指すべき姿、10年後の本市が表現された姿としての将来都市像を「<u>ひと、まち、未来、みんなでつくる—いきいき川越</u>」と定めている。</p> <p>また、この将来都市像を実現するために、全体に共通する基本目標と6つの分野別の基本目標を定めている。</p> <p>■基本構想の理念と将来都市像</p> <div data-bbox="1541 630 1854 893" data-label="Diagram"> </div>
---	-----	---	---

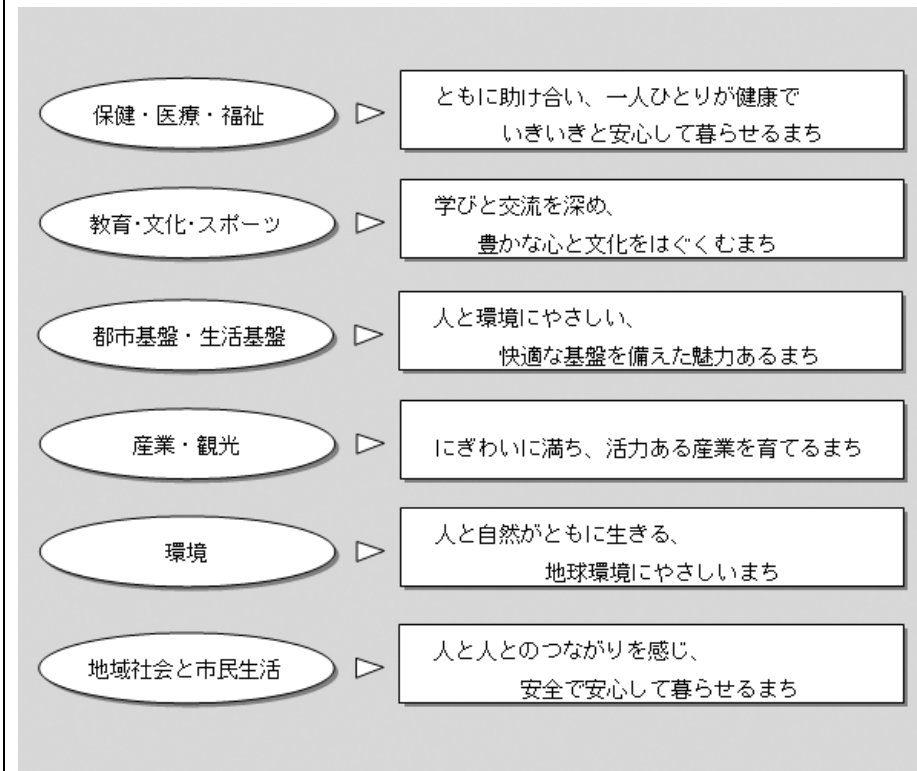
■分野別の基本目標



■全体に共通する基本目標

協働によるまちづくりと健全で効率的な行財政運営の推進

■分野別の基本目標



4

1-7

「都市基盤・生活基盤」に係る基本目標である「安全で快適な基盤を備え、歴史や自然と調和した魅力あるまち」を実現するため、防災面での施策の指標及び施策の推進は、次のように定められている。

治水事業の推進

集中豪雨等による浸水及び内水による被害への対策を図ること

《 取組施策 》

- 1 流域対策の推進 2 河川整備等の推進 3 雨水施設整備の推進

《 施策の指標 》

	H26(実績値)	H37(目標値)
・久保川改修の進捗状況 (%)	—	53
・雨水管ぎょの累計整備延長 (m)	111,783	112,820

「都市基盤・生活基盤」に係る基本目標である「人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち」を実現するため、防災面での施策の指標及び施策の推進は、次のように定められている。

自然と調和した基盤づくり

治水事業の推進

《 施策の指標 》

	<目標値>	
・久保川改修事業 (%)	平成 27 年度 32.3	・雨水管ぎょ整備事業 (m)
平成 21 年度 0.0(現状値)	平成 27 年度 8,100	平成 21 年度 4,426(現状値)

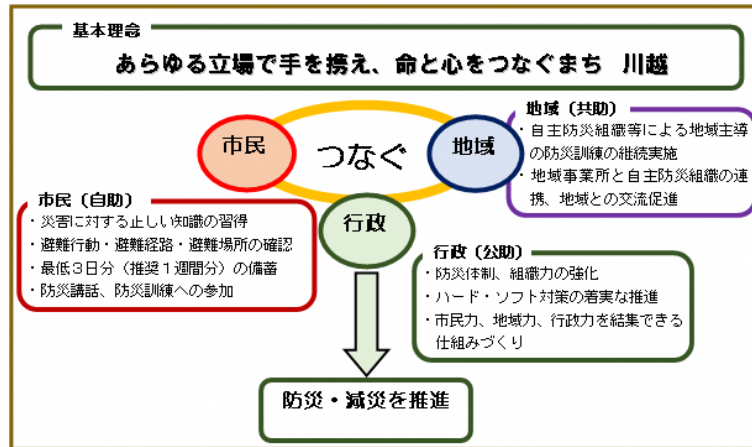
《 施策の推進 》

- 1 河川整備
- 2 雨水整備
- 3 雨水の有効利用の促進

5	1-7	<p>「地域社会・市民生活」に係る基本目標である「<u>地域で支え合う、安全で安心なまち</u>」を実現するため、防災面での施策の指標及び施策の推進は、次のように定められている。</p> <div data-bbox="324 311 515 359" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 防災体制の整備 </div> <p>災害時に市民等と協働した防災体制を整備するとともに、テロ攻撃等から市民を保護する危機管理体制の強化を図ること</p> <div data-bbox="353 422 1146 667" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《 取組施策 》 1 災害応急体制の充実 2 防災意識の普及・高揚 3 危機管理体制の強化・充実</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">《 施策の指標 》</th> <th style="text-align: center;">H26(実績値)</th> <th style="text-align: center;">H37(目標値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・避難行動要支援者名簿を備えた自治会割合 (%)</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">80.0</td> </tr> <tr> <td>・自主防災組織結成率 (%)</td> <td style="text-align: center;">75.9</td> <td style="text-align: center;">90.0</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="324 686 593 726" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 消防・救急体制の充実 </div> <p>市民の生命、財産を守り、安全・安心を実感できるまちづくりを推進すること</p> <div data-bbox="353 782 1146 1077" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>《 取組施策 》 1 初動消防力の強化 2 救急業務体制の整備 3 火災予防対策の推進 4 消防施設や設備の充実</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">《 施策の指標 》</th> <th style="text-align: center;">H26(実績値)</th> <th style="text-align: center;">H37(目標値)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・川越市消防団員数 (人)</td> <td style="text-align: center;">301</td> <td style="text-align: center;">330</td> </tr> <tr> <td>・救命率 (%)</td> <td style="text-align: center;">14.1</td> <td style="text-align: center;">20.0</td> </tr> <tr> <td>・出火率 (件/人口1万人)</td> <td style="text-align: center;">3.6</td> <td style="text-align: center;">2.8</td> </tr> </tbody> </table> </div>	《 施策の指標 》	H26(実績値)	H37(目標値)	・避難行動要支援者名簿を備えた自治会割合 (%)	-	80.0	・自主防災組織結成率 (%)	75.9	90.0	《 施策の指標 》	H26(実績値)	H37(目標値)	・川越市消防団員数 (人)	301	330	・救命率 (%)	14.1	20.0	・出火率 (件/人口1万人)	3.6	2.8	<p>「地域社会 と市民生活」に係る基本目標である「<u>人と人のつながりを感じ、安全で安心して暮らせる町</u>」を実現するため、防災面での施策の指標及び施策の推進は、次のように定められている。</p> <div data-bbox="1288 311 1668 367" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 安全で安心な暮らしの確保 </div> <div data-bbox="1332 391 2116 614" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">防災体制の整備</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">《 施策の指標 》 <目標値></th> <th style="text-align: left;">《 施策の推進 》</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主防災組織結成率 (%)</td> <td>1 地域防災計画の推進</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度 90.0</td> <td>2 災害応急対策の充実</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度 63.3(現状値)</td> <td>3 防災意識の普及・高揚</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4 危機管理体制の強化・充実</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="1332 638 2116 917" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">消防・救急体制の整</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">《 施策の指標 》 <目標値></th> <th style="text-align: left;">《 施策の推進 》</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出火率 (件)</td> <td>1 初動消防力の強化</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度 3.0 以下</td> <td>2 救急業務体制の整備</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度 3.3(現状値)</td> <td>3 火災予防対策の推進</td> </tr> <tr> <td>救命率 (%)</td> <td>4 庁舎建設等施設の充実</td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度 15.0 以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度 11.2(現状値)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>救急救命士 (人)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 27 年度 64 以上</td> <td>平成 21 年度 60 (現状値)</td> </tr> </tbody> </table> </div>	《 施策の指標 》 <目標値>	《 施策の推進 》	自主防災組織結成率 (%)	1 地域防災計画の推進	平成 27 年度 90.0	2 災害応急対策の充実	平成 21 年度 63.3(現状値)	3 防災意識の普及・高揚		4 危機管理体制の強化・充実	《 施策の指標 》 <目標値>	《 施策の推進 》	出火率 (件)	1 初動消防力の強化	平成 27 年度 3.0 以下	2 救急業務体制の整備	平成 21 年度 3.3(現状値)	3 火災予防対策の推進	救命率 (%)	4 庁舎建設等施設の充実	平成 27 年度 15.0 以上		平成 21 年度 11.2(現状値)		救急救命士 (人)		平成 27 年度 64 以上	平成 21 年度 60 (現状値)
《 施策の指標 》	H26(実績値)	H37(目標値)																																																		
・避難行動要支援者名簿を備えた自治会割合 (%)	-	80.0																																																		
・自主防災組織結成率 (%)	75.9	90.0																																																		
《 施策の指標 》	H26(実績値)	H37(目標値)																																																		
・川越市消防団員数 (人)	301	330																																																		
・救命率 (%)	14.1	20.0																																																		
・出火率 (件/人口1万人)	3.6	2.8																																																		
《 施策の指標 》 <目標値>	《 施策の推進 》																																																			
自主防災組織結成率 (%)	1 地域防災計画の推進																																																			
平成 27 年度 90.0	2 災害応急対策の充実																																																			
平成 21 年度 63.3(現状値)	3 防災意識の普及・高揚																																																			
	4 危機管理体制の強化・充実																																																			
《 施策の指標 》 <目標値>	《 施策の推進 》																																																			
出火率 (件)	1 初動消防力の強化																																																			
平成 27 年度 3.0 以下	2 救急業務体制の整備																																																			
平成 21 年度 3.3(現状値)	3 火災予防対策の推進																																																			
救命率 (%)	4 庁舎建設等施設の充実																																																			
平成 27 年度 15.0 以上																																																				
平成 21 年度 11.2(現状値)																																																				
救急救命士 (人)																																																				
平成 27 年度 64 以上	平成 21 年度 60 (現状値)																																																			

6	1-8	<p>第2 防災ビジョン</p> <p>災害が発生しやすい我が国にあって、県下でも多くの人口、高度化した土地利用等の社会条件を併せ持ち、さらには年間 660 万人を越える観光客を数える本市において、防災は、<u>かけがえのない</u>生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。</p> <p><u>過去には、川越大火をはじめとする大規模火災、台風や集中豪雨等の水害による被害、関東大震災では多くの建物被害と死傷者が発生している等の事実</u>に鑑みれば、本市における災害発生事例は、決して少ないとは言えない。</p> <p><u>特に近年は、平成 27 年の関東・東北豪雨や平成 30 年の西日本豪雨などの集中豪雨や、台風による風水害が頻発するなど、この数年、雨の降り方が局所化、集中化、激甚化し、「記録的短時間大雨情報」や「数十年に一度の大雨」などとされる特別警報の発表も決して珍しいものではなくなってきている。</u></p> <p><u>さらに、平成 28 年には発生の切迫性が低いとされていた熊本において震度 7 を記録する地震が発生したことをはじめとして、平成 30 年の大阪府北部地震、北海道胆振東部地震などの震災は、大きな被害をもたらす地震発生の可能性が、全国どこにも例外がないことを物語っている。</u></p> <p><u>その中にあって、切迫性の高い東京湾北部地震や南海トラフ巨大地震などを想定すれば、市域における防災対策は、一層の充実強化が求められている。</u></p> <p><u>もはや、日本全国どこの地域にあってても災害の危険性からは免れることはできず、災害の発生しない地域の存在そのものがすでに安全神話であると捉えれば、発生しうるあらゆるケースから目をそらさずに対処し、生命、身体、財産を保護するための減災を、いかに推進していくかが、防災対策の本質である。</u></p> <p><u>行政、地域、市民それぞれが、それぞれの立場であらゆるケースに「備え」（あらゆる立場で）、知恵と力を出し合い、お互いを「支え」（手を携え）、そしてそれらを「連携」させる（つなぐ）ことこそが、かけがえのない生命、身体、財産を保護する（命と心をつなぐ）ための防災対策の推進と捉えて、本市の防災対策の基本理念を「あらゆる立場で手を携え、命と心をつなぐま</u></p>	<p>第2 防災ビジョン</p> <p>災害が発生しやすい我が国にあって、県下でも多くの人口、高度化した土地利用等の社会条件を併せ持ち本市において、防災は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。</p> <p>特に、現在においては、首都圏では比較的切迫性の高い東京湾北部地震や広域的な被害が想定される南海トラフ巨大地震、また、発生した場合は本市に最も大きな影響を及ぼすと考えられる関東平野北西縁断層帯地震や、大規模風水害による大きな被害が懸念されるなど、市域における防災対策の一層の充実強化が求められている。</p> <p>災害の予防及び被害軽減を図るためには、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の各段階において、本市及び防災関係機関が相互に連携し、最善の対策をとることが必要である。また、周到かつ十分な災害予防対策、迅速かつ円滑な災害応急対策、適切かつ速やかな災害復旧・復興に向け、それぞれが業務・事業を継続していく必要がある。</p> <p>しかしながら、これらの防災対策は、阪神・淡路大震災やその後の大規模地震での教訓からも分かるように、決して行政の力だけでできるものではなく、市民や事業者、民間団体（以下、総称して市民）との協働があつて初めてなし得るものである。また、本市総合計画においても市民との協働がまちづくりの大きな目標として掲げられている。</p> <p>以上から、本市の防災対策の基本理念を「市民とともにつくる安全で安心なまち川越」として、次に掲げる3つの方向性によりその実現を図るものとする。</p> <p>なお、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員の任命など、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災対策を確立する必要がある。</p>
---	-----	--	---

「まち川越」として、次に掲げる3つの方向性によりその実現を図るものとする。



《防災の基本理念》

市民とともに作る
安全で安心なまち川越

基本理念の実現を図るための3つの方向性

《 防災まちづくりの推進 》

災害の発生による被害を最小限にとどめるため、道路、公園、河川、下水道等の都市基盤の整備を推進するとともに、避難所等に利用される公共建築物の耐震化、老朽建築物の耐震不燃化、防災性・防火性を考慮した都市緑地の整備及び避難場所としてのオープンスペースの確保を図り、災害に強い総合的なまちづくりを推進する。

《 災害時に即応できる防災体制の整備 》

災害時における迅速な初動組織体制の立ち上げ、広域応援の要請及び受入れ、二次災害の防止、被災者の生活確保、帰宅困難者の支援、社会経済活動の早期回復を図るため、防災拠点における緊急時の組織的な対応力を強化するとともに、他の防災関係機関と連携を図り、災害時に即応できる防災体制の整備を推進する。

**《 自助、共助、公助の適切な
役割分担による防災体制の推進 》**

災害時の被害を軽減する上では、市民の日頃からの災害への備えと的確な組織的対応が大きな力となるため、自主防災組織をはじめとする地域コミュニティの協力が不可欠である。

また、過去の災害において、高齢者、障害者などの要配慮者が被害を受ける事例が少なくないことから、要配慮者の安全確保を推進していくことは、自助、共助、公助に通じる重要な課題である。

さらに、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災対策を確立する必要がある。

そのため、本市は、自主防災組織の育成及び強化、防災に対する意識及び知識の普及啓発を図り、市民（個人）と地域、行政の協働による防災体制の整備を推進する。

《 防災まちづくりの推進 》

災害の発生による被害を最小限にとどめるため、道路、公園、河川、下水道等の都市基盤の整備を推進するとともに、避難所等に利用される公共建築物の耐震化、老朽建築物の耐震不燃化及び防災性・防火性を考慮した都市緑地の整備及び避難場所としてのオープンスペースの確保を図り、災害に強い総合的なまちづくりを推進する。

《 災害時に即応できる防災体制の整備 》

災害時における迅速な初動組織体制の立ち上げ、広域応援の要請及び受入れ、二次災害の防止、被災者の生活確保、帰宅困難者の支援、社会経済活動の早期回復を図るため、防災拠点における緊急時の組織的な対応力を強化するとともに、他の防災関係機関と連携を図り、災害時に即応できる防災体制の整備を推進する。

**《 自助、共助、公助の適切な
役割分担による防災体制の推進 》**

災害時の被害を軽減する上では、市民の日頃からの災害への備えと的確な組織的対応が大きな力となるため、自主防災組織をはじめとする地域コミュニティの協力が不可欠である。

また、過去の災害において、高齢者、障害者などの要配慮者が被害を受ける事例が少なくないことから、要配慮者の安全確保を推進していくことは、自助、共助、公助に通じる重要な課題である。

さらに、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災対策を確立する必要がある。

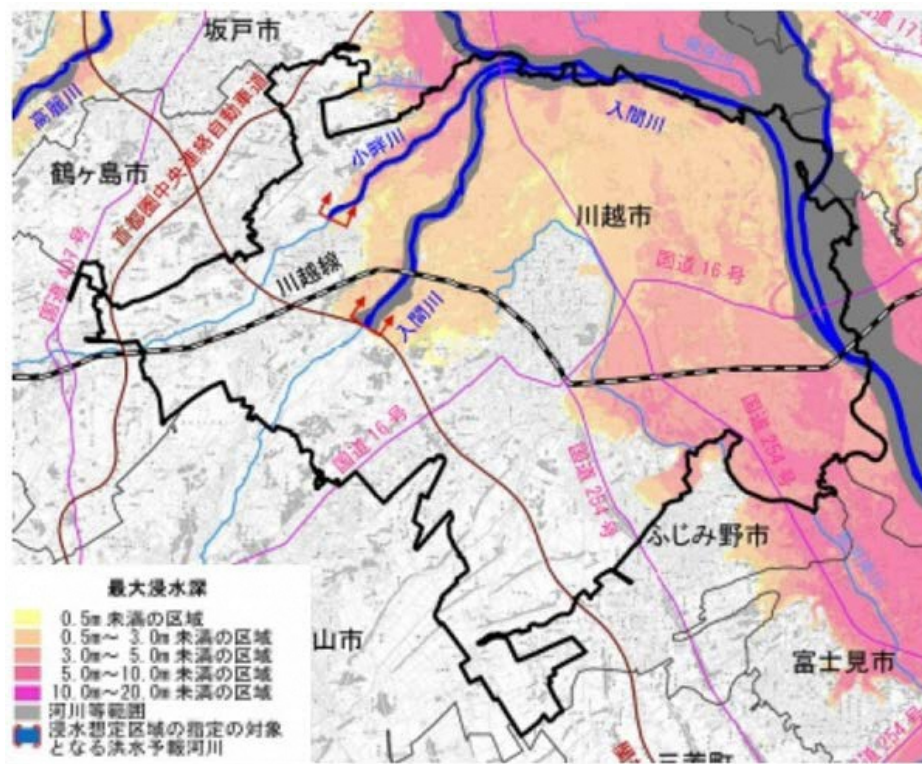
そのため、本市は、自主防災組織の育成及び強化、市民の防災に関する意識及び知識の普及啓発を図り、市民（個人）と地域、行政の協働による防災体制の整備を推進する。

8	1-14	<p>【川越比企地域振興センター】</p> <p>(1) 担当区域内の市町村の被害情報に係る補充的収集及び <u>県災害対策本部</u> 長（以下この章において「<u>県本部長</u>」という。）への報告に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 防災基地の開設及び運営に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 市町村と連携した帰宅困難者対策に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) 市町村災害応急対策業務の支援に関する<u>こと。</u></p> <p>(5) その他、<u>県本部長</u>の指示に基づく事項に関する<u>こと。</u></p>	<p>【川越比企地域振興センター】</p> <p>(1) 担当区域内の市町村の被害情報に係る補充的収集及び本部長（知事）への報告</p> <p>(2) 防災基地の開設及び運営</p> <p>(3) 市町村と連携した帰宅困難者対策</p> <p>(4) 市町村災害応急対策業務の支援</p> <p>(5) その他本部長の指示に基づく事項</p>																																																		
9	1-38	<p>■埼玉県における地震被害</p> <table border="1" data-bbox="271 504 1137 651"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>M</th> <th>緯度経度</th> <th>深さ km</th> <th>震源地域</th> <th>被害記述</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2011. 3.11</td> <td>9.0</td> <td>38.6.2 142.51.6</td> <td>24</td> <td>三陸沖</td> <td>東北地方を中心に死者 15,833 名、行方不明者 2,676 名、負傷者 6,144 名。(埼玉県)最大震度 6 弱(宮代町)、負傷者 104 名、全壊 24 棟、半壊 194 棟、一部破損 16,161 棟、火災発生 12 件</td> </tr> </tbody> </table>	発生年月日	M	緯度経度	深さ km	震源地域	被害記述	2011. 3.11	9.0	38.6.2 142.51.6	24	三陸沖	東北地方を中心に死者 15,833 名、行方不明者 2,676 名、負傷者 6,144 名。(埼玉県)最大震度 6 弱(宮代町)、負傷者 104 名、全壊 24 棟、半壊 194 棟、一部破損 16,161 棟、火災発生 12 件	※表下部に追加																																						
発生年月日	M	緯度経度	深さ km	震源地域	被害記述																																																
2011. 3.11	9.0	38.6.2 142.51.6	24	三陸沖	東北地方を中心に死者 15,833 名、行方不明者 2,676 名、負傷者 6,144 名。(埼玉県)最大震度 6 弱(宮代町)、負傷者 104 名、全壊 24 棟、半壊 194 棟、一部破損 16,161 棟、火災発生 12 件																																																
10	1-40	<p>■川越市の主な水害履歴一覧</p> <table border="1" data-bbox="259 703 1196 903"> <thead> <tr> <th rowspan="3">発生年月日</th> <th rowspan="3">災害の種類</th> <th colspan="10">被害状況</th> <th rowspan="3">災害に対してとった体制</th> <th rowspan="3">総雨量 (mm)</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">人的被害 (人)</th> <th colspan="3">住宅被害</th> <th rowspan="2">田畑被害 (ha)</th> <th colspan="5">その他の被害</th> <th rowspan="2">被害場所</th> </tr> <tr> <th>全半壊・一部破損 (棟)</th> <th>床上浸水 (棟)</th> <th>床下浸水 (棟)</th> <th>道路 (箇所)</th> <th>鉄道 (箇所)</th> <th>橋 (箇所)</th> <th>河川 (箇所)</th> <th>公共施設 (箇所)</th> <th>公園 (箇所)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>29.10.22 ~23</td> <td>台風第 21 号</td> <td>-</td> <td>半壊 45</td> <td>201</td> <td>234</td> <td>1.8</td> <td>冠水 44 通止 34 陥没 13</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>溢水 2</td> <td>浸水 2</td> <td>冠水 20</td> <td>岸町 1・山田・南田島・木野目・下新河岸・府川・菅間・砂・寺山他</td> <td>警戒体制 第 1 配備</td> <td>260.5</td> </tr> </tbody> </table>	発生年月日	災害の種類	被害状況										災害に対してとった体制	総雨量 (mm)	人的被害 (人)	住宅被害			田畑被害 (ha)	その他の被害					被害場所	全半壊・一部破損 (棟)	床上浸水 (棟)	床下浸水 (棟)	道路 (箇所)	鉄道 (箇所)	橋 (箇所)	河川 (箇所)	公共施設 (箇所)	公園 (箇所)	29.10.22 ~23	台風第 21 号	-	半壊 45	201	234	1.8	冠水 44 通止 34 陥没 13	-	-	溢水 2	浸水 2	冠水 20	岸町 1・山田・南田島・木野目・下新河岸・府川・菅間・砂・寺山他	警戒体制 第 1 配備	260.5	※表下部に追加
発生年月日	災害の種類	被害状況										災害に対してとった体制	総雨量 (mm)																																								
		人的被害 (人)			住宅被害			田畑被害 (ha)	その他の被害					被害場所																																							
			全半壊・一部破損 (棟)	床上浸水 (棟)	床下浸水 (棟)	道路 (箇所)	鉄道 (箇所)		橋 (箇所)	河川 (箇所)	公共施設 (箇所)				公園 (箇所)																																						
29.10.22 ~23	台風第 21 号	-	半壊 45	201	234	1.8	冠水 44 通止 34 陥没 13	-	-	溢水 2	浸水 2	冠水 20	岸町 1・山田・南田島・木野目・下新河岸・府川・菅間・砂・寺山他	警戒体制 第 1 配備	260.5																																						
11	1-46	<p>(1) 観光客数の推移</p> <p>本市への観光客数は、最近 10 年間の推移を見てみると、順調に増加していたが、平成 29 年は <u>主要イベントでの天候不良が続いたこともあり、前年からは人数が減り</u> 約 660 万人であった（外国人観光客を含む）。</p>	<p>(1) 観光客数の推移</p> <p>本市への観光客数は、最近 10 年間の推移を見ても順調に増加しており、平成 25 年は約 630 630 万人であった（外国人観光客含む）。</p>																																																		

12	1-47	<p>■本市観光客の特徴</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光客の発源地</td> <td>県内が最も多く全体の33.5%を占め、以下順に、東京都からが22.9%、神奈川県からが10.2%、千葉県からが6.3%、群馬県からが4.1%となっている。なお、そのほかにも北海道、九州・沖縄など人数は多くないものの、観光客は全国から訪れている。</td> </tr> <tr> <td>県内からの観光客</td> <td>さいたま市からの観光客数が最も多く全体の19.7%を占め、以下順に、所沢市の7.0%、狭山市の5.8%、川越市の5.5%、川口市の4.8%となっている。</td> </tr> <tr> <td>都内からの観光客</td> <td>練馬区からの観光客数が最も多く全体の9.9%を占め、以下順に、板橋区の5.9%、杉並区・八王子市の4.6%、豊島区の3.9%となっている。</td> </tr> <tr> <td>海外からの観光客(回答者274名)</td> <td>台湾からが106名と最も多く、以下順に、タイが28名、韓国が24名、香港が23名、中国が20名、アメリカが17名であった。</td> </tr> <tr> <td>年齢区分</td> <td>50歳代以上の中高年層が最も多く全体の54.1%を占め(60歳以上が34.3%、50歳代が19.8%)、以下順に40歳代が16.8%、30歳代が13.3%、20歳代が12.2%となっている。</td> </tr> <tr> <td>交通手段</td> <td>鉄道3社(JR線、東武線、西武線)を利用する観光客が最も多く全体の54.8%を占め、自家用車利用客が37.1%、観光バス利用客が5.6%となっている。</td> </tr> <tr> <td>滞在期間</td> <td>日帰りが全体の96.9%を占め、ほとんどの観光客が日帰り観光客である。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	観光客の発源地	県内が最も多く全体の33.5%を占め、以下順に、東京都からが22.9%、神奈川県からが10.2%、千葉県からが6.3%、群馬県からが4.1%となっている。なお、そのほかにも北海道、九州・沖縄など人数は多くないものの、観光客は全国から訪れている。	県内からの観光客	さいたま市からの観光客数が最も多く全体の19.7%を占め、以下順に、所沢市の7.0%、狭山市の5.8%、川越市の5.5%、川口市の4.8%となっている。	都内からの観光客	練馬区からの観光客数が最も多く全体の9.9%を占め、以下順に、板橋区の5.9%、杉並区・八王子市の4.6%、豊島区の3.9%となっている。	海外からの観光客(回答者274名)	台湾からが106名と最も多く、以下順に、タイが28名、韓国が24名、香港が23名、中国が20名、アメリカが17名であった。	年齢区分	50歳代以上の中高年層が最も多く全体の54.1%を占め(60歳以上が34.3%、50歳代が19.8%)、以下順に40歳代が16.8%、30歳代が13.3%、20歳代が12.2%となっている。	交通手段	鉄道3社(JR線、東武線、西武線)を利用する観光客が最も多く全体の54.8%を占め、自家用車利用客が37.1%、観光バス利用客が5.6%となっている。	滞在期間	日帰りが全体の96.9%を占め、ほとんどの観光客が日帰り観光客である。	<p>■本市観光客の特徴</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光客の発源地</td> <td>県内が最も多く全体の33.7%を占め、以下順に、東京都からが22.1%、神奈川県からが12.1%、千葉県からが6.4%、群馬県からが4.0%となっている。なお、そのほかにも北海道、九州・沖縄など人数は多くないものの、観光客は全国から訪れている。</td> </tr> <tr> <td>県内からの観光客</td> <td>さいたま市からの観光客数が最も多く全体の21.0%を占め、以下順に、所沢市の8.1%、狭山市の5.2%、川越市の5.1%、土尾市の4.0%となっている。</td> </tr> <tr> <td>都内からの観光客</td> <td>練馬区からの観光客数が最も多く全体の11.2%を占め、以下順に、板橋区の6.8%、八王子市の5.1%、世田谷区の4.5%、品川区の4.4%となっている。</td> </tr> <tr> <td>海外からの観光客(回答者197名)</td> <td>台湾からが74名と最も多く、以下順に、アメリカ合衆国が26名、中国が17名、香港が17名、タイが16名、韓国が13名であった。</td> </tr> <tr> <td>年齢区分</td> <td>50歳代以上の中高年層が最も多く全体の62.4%を占め(60歳以上が40.7%、50歳代が21.4%)、以下順に40歳代が13.8%、30歳代が11.5%、20歳代が9.6%となっている。</td> </tr> <tr> <td>交通手段</td> <td>鉄道3社(JR線、東武線、西武線)を利用する観光客が最も多く全体の54.9%を占め、自家用車利用客が36.5%、観光バスの利用客が6.0%となっている。</td> </tr> <tr> <td>滞在期間</td> <td>日帰りが全体の97.0%を占め、ほとんどの観光客が日帰り観光客である。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	観光客の発源地	県内が最も多く全体の33.7%を占め、以下順に、東京都からが22.1%、神奈川県からが12.1%、千葉県からが6.4%、群馬県からが4.0%となっている。なお、そのほかにも北海道、九州・沖縄など人数は多くないものの、観光客は全国から訪れている。	県内からの観光客	さいたま市からの観光客数が最も多く全体の21.0%を占め、以下順に、所沢市の8.1%、狭山市の5.2%、川越市の5.1%、土尾市の4.0%となっている。	都内からの観光客	練馬区からの観光客数が最も多く全体の11.2%を占め、以下順に、板橋区の6.8%、八王子市の5.1%、世田谷区の4.5%、品川区の4.4%となっている。	海外からの観光客(回答者197名)	台湾からが74名と最も多く、以下順に、アメリカ合衆国が26名、中国が17名、香港が17名、タイが16名、韓国が13名であった。	年齢区分	50歳代以上の中高年層が最も多く全体の62.4%を占め(60歳以上が40.7%、50歳代が21.4%)、以下順に40歳代が13.8%、30歳代が11.5%、20歳代が9.6%となっている。	交通手段	鉄道3社(JR線、東武線、西武線)を利用する観光客が最も多く全体の54.9%を占め、自家用車利用客が36.5%、観光バスの利用客が6.0%となっている。	滞在期間	日帰りが全体の97.0%を占め、ほとんどの観光客が日帰り観光客である。
項目	内容																																		
観光客の発源地	県内が最も多く全体の33.5%を占め、以下順に、東京都からが22.9%、神奈川県からが10.2%、千葉県からが6.3%、群馬県からが4.1%となっている。なお、そのほかにも北海道、九州・沖縄など人数は多くないものの、観光客は全国から訪れている。																																		
県内からの観光客	さいたま市からの観光客数が最も多く全体の19.7%を占め、以下順に、所沢市の7.0%、狭山市の5.8%、川越市の5.5%、川口市の4.8%となっている。																																		
都内からの観光客	練馬区からの観光客数が最も多く全体の9.9%を占め、以下順に、板橋区の5.9%、杉並区・八王子市の4.6%、豊島区の3.9%となっている。																																		
海外からの観光客(回答者274名)	台湾からが106名と最も多く、以下順に、タイが28名、韓国が24名、香港が23名、中国が20名、アメリカが17名であった。																																		
年齢区分	50歳代以上の中高年層が最も多く全体の54.1%を占め(60歳以上が34.3%、50歳代が19.8%)、以下順に40歳代が16.8%、30歳代が13.3%、20歳代が12.2%となっている。																																		
交通手段	鉄道3社(JR線、東武線、西武線)を利用する観光客が最も多く全体の54.8%を占め、自家用車利用客が37.1%、観光バス利用客が5.6%となっている。																																		
滞在期間	日帰りが全体の96.9%を占め、ほとんどの観光客が日帰り観光客である。																																		
項目	内容																																		
観光客の発源地	県内が最も多く全体の33.7%を占め、以下順に、東京都からが22.1%、神奈川県からが12.1%、千葉県からが6.4%、群馬県からが4.0%となっている。なお、そのほかにも北海道、九州・沖縄など人数は多くないものの、観光客は全国から訪れている。																																		
県内からの観光客	さいたま市からの観光客数が最も多く全体の21.0%を占め、以下順に、所沢市の8.1%、狭山市の5.2%、川越市の5.1%、土尾市の4.0%となっている。																																		
都内からの観光客	練馬区からの観光客数が最も多く全体の11.2%を占め、以下順に、板橋区の6.8%、八王子市の5.1%、世田谷区の4.5%、品川区の4.4%となっている。																																		
海外からの観光客(回答者197名)	台湾からが74名と最も多く、以下順に、アメリカ合衆国が26名、中国が17名、香港が17名、タイが16名、韓国が13名であった。																																		
年齢区分	50歳代以上の中高年層が最も多く全体の62.4%を占め(60歳以上が40.7%、50歳代が21.4%)、以下順に40歳代が13.8%、30歳代が11.5%、20歳代が9.6%となっている。																																		
交通手段	鉄道3社(JR線、東武線、西武線)を利用する観光客が最も多く全体の54.9%を占め、自家用車利用客が36.5%、観光バスの利用客が6.0%となっている。																																		
滞在期間	日帰りが全体の97.0%を占め、ほとんどの観光客が日帰り観光客である。																																		
13	1-49	<p>本市は、古くから交通の要所として栄えてきたまちで、国道16号や国道254号をはじめとした主要な幹線道路が中心市街地から放射状に伸びる構造となっている。中心市街地や幹線道路の交差点に自動車が集積し、渋滞が発生しているため、交差点の改良などが求められている。</p> <p>また、圏央道(首都圏中央連絡自動車道)が東名・中央・関越・東北・常磐などの各自動車道とつながり、高速交通の利便性が向上し、自動車交通量が増加していることから、環状道路の整備・促進も求められている。</p> <p>本市の鉄道は、3事業者により運行され、市内には11の鉄道駅がある。平成25年3月からは、鉄道5社による相互直通運転が行われ、横浜方面までつながり、利便性が向上している。</p> <p>さらには、本市の路線バスは、川越駅や本川越駅を中心に放射状に運行しており、市の中心部では鉄道と並び基幹的公共交通となっている。</p>	<p>本市は、古くから交通の要所として栄えてきたまちで、国道16号や国道254号をはじめとした主要な幹線道路が中心市街地から放射状に伸びる構造になっており、市街地への交通集積が問題になっている。</p> <p>都市計画道路網は、現状の市街地規模や自動車への依存が高まっていくことを考慮すると、現在の道路網では処理しきれない状況にある。</p> <p>また、首都圏中央連絡自動車道の一部開通に伴う、自動車交通量の増加も見込まれ、拠点都市にふさわしい適切な道路体系の確立とともに、地域間を結ぶ広域道路網の確立や面的整備事業との連携を考えた整備の促進が求められている。</p> <p>市内の公共交通であるバス交通は、鉄道駅勢圏(半径1kmの円)以外の市街地をカバーするように路線網が設定されているが、川越駅や本川越駅を発着地としている路線が多いため、中心部での交通渋滞などにより定時性の確保が難しく、駅と周辺市街地を結ぶバスサービスが劣っている。そのため、交差点の改良、交通規制や駐車場対策など適切な交通需要管理による公共交通サービスの向上が求められている。</p>																																

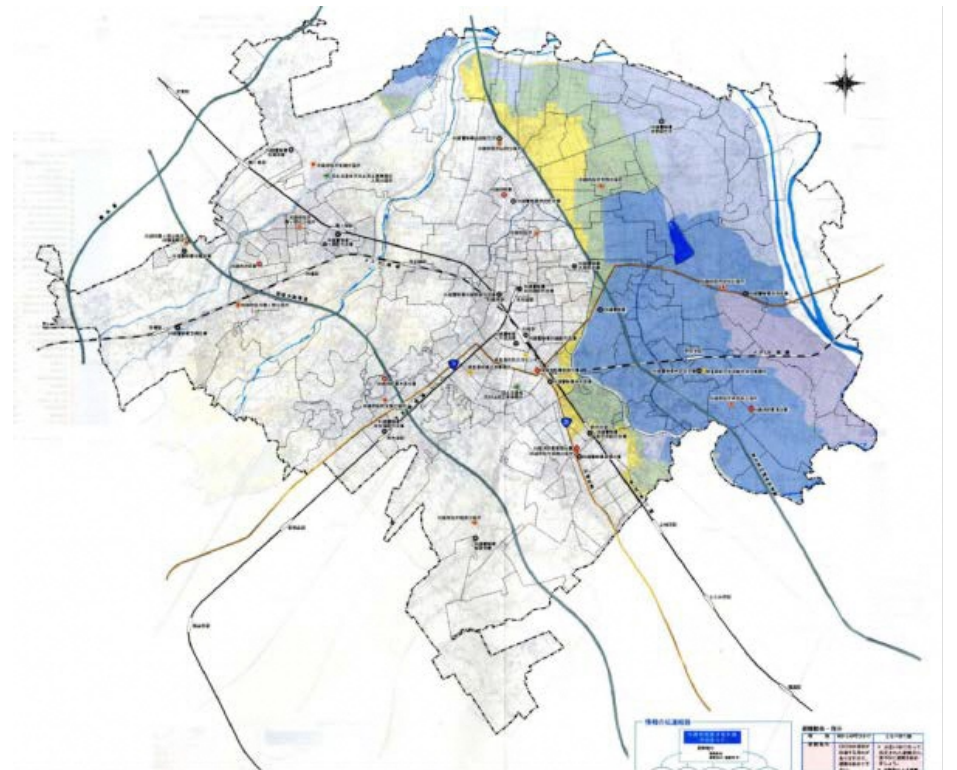
14	1-57	<p>■荒川、入間川流域及び新河岸川の浸水想定について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定河川名及び流域名</th> <th>浸水想定区域図名</th> <th>作成者</th> <th>作成・指定年月日</th> <th>告示番号</th> <th>指定の前提となる計画降雨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荒川 入間川 流域</td> <td>荒川水系荒川及び入間川流域 浸水想定区域図</td> <td>国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所・ 荒川下流河川事務所</td> <td>H28.5.30</td> <td>国土交通省 関東地方整備局 告示第215号</td> <td>想定最大規模 荒川流域の3日間 総雨量632mm 入間川流域の3日 間総雨量740mm</td> </tr> <tr> <td>新河岸川</td> <td>荒川水系 新河岸川 ・柳瀬川・黒目川 浸水想定区域図</td> <td>埼玉県</td> <td>H18.5.26</td> <td>埼玉県 告示第966号</td> <td>100年に1回程度 起こる大雨 2日間総雨量 332.6mm</td> </tr> </tbody> </table>	指定河川名及び流域名	浸水想定区域図名	作成者	作成・指定年月日	告示番号	指定の前提となる計画降雨	荒川 入間川 流域	荒川水系荒川及び入間川流域 浸水想定区域図	国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所・ 荒川下流河川事務所	H28.5.30	国土交通省 関東地方整備局 告示第215号	想定最大規模 荒川流域の3日間 総雨量632mm 入間川流域の3日 間総雨量740mm	新河岸川	荒川水系 新河岸川 ・柳瀬川・黒目川 浸水想定区域図	埼玉県	H18.5.26	埼玉県 告示第966号	100年に1回程度 起こる大雨 2日間総雨量 332.6mm	<p>■荒川及び新河岸川の浸水想定について</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>指定河川名</th> <th>浸水想定区域図名</th> <th>作成者</th> <th>作成・指定年月日</th> <th>告示番号</th> <th>指定の前提となる計画降雨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>荒川</td> <td>荒川水系荒川 浸水想定区域図</td> <td>国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所・ 荒川下流河川事務所</td> <td>H17.7.8</td> <td>国土交通省 関東地方整備局 告示第350号</td> <td>200年に1回程度 起こる大雨 3日間総雨量 548mm</td> </tr> <tr> <td>新河岸川</td> <td>荒川水系 新河岸川 ・柳瀬川・黒目川 浸水想定区域図</td> <td>埼玉県</td> <td>H18.5.26</td> <td>埼玉県 告示第966号</td> <td>100年に1回程度 起こる大雨 2日間総雨量 332.6mm</td> </tr> </tbody> </table>	指定河川名	浸水想定区域図名	作成者	作成・指定年月日	告示番号	指定の前提となる計画降雨	荒川	荒川水系荒川 浸水想定区域図	国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所・ 荒川下流河川事務所	H17.7.8	国土交通省 関東地方整備局 告示第350号	200年に1回程度 起こる大雨 3日間総雨量 548mm	新河岸川	荒川水系 新河岸川 ・柳瀬川・黒目川 浸水想定区域図	埼玉県	H18.5.26	埼玉県 告示第966号	100年に1回程度 起こる大雨 2日間総雨量 332.6mm
指定河川名及び流域名	浸水想定区域図名	作成者	作成・指定年月日	告示番号	指定の前提となる計画降雨																																		
荒川 入間川 流域	荒川水系荒川及び入間川流域 浸水想定区域図	国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所・ 荒川下流河川事務所	H28.5.30	国土交通省 関東地方整備局 告示第215号	想定最大規模 荒川流域の3日間 総雨量632mm 入間川流域の3日 間総雨量740mm																																		
新河岸川	荒川水系 新河岸川 ・柳瀬川・黒目川 浸水想定区域図	埼玉県	H18.5.26	埼玉県 告示第966号	100年に1回程度 起こる大雨 2日間総雨量 332.6mm																																		
指定河川名	浸水想定区域図名	作成者	作成・指定年月日	告示番号	指定の前提となる計画降雨																																		
荒川	荒川水系荒川 浸水想定区域図	国土交通省 関東地方整備局 荒川上流河川事務所・ 荒川下流河川事務所	H17.7.8	国土交通省 関東地方整備局 告示第350号	200年に1回程度 起こる大雨 3日間総雨量 548mm																																		
新河岸川	荒川水系 新河岸川 ・柳瀬川・黒目川 浸水想定区域図	埼玉県	H18.5.26	埼玉県 告示第966号	100年に1回程度 起こる大雨 2日間総雨量 332.6mm																																		
15	1-58	<p>荒川、入間川流域及び新河岸川の浸水想定結果を次に示す。</p> <p>(1) 荒川及び入間川流域浸水想定区域</p> <p>荒川及び入間川流域に想定最大規模の大雨（荒川流域 3日間総雨量 632mm、入間川流域 3日間総雨量 740mm）が降り、かつ荒川、入間川流域の堤防が決壊した場合の浸水想定区域は次図に示すとおりである。</p> <p>これによると本市の北西部から本庁地区を除く東武東上線の北側がほぼ浸水し、低地部においては浸水深が5m以上になると予測されている。</p>	<p>荒川及び新河岸川の浸水想定結果を次に示す。</p> <p>(1) 荒川浸水想定区域</p> <p>荒川流域に200年に1回程度起こる大雨（3日間総雨量 632mm）が降り、かつ荒川の堤防が決壊した場合の浸水想定区域は、次図に示すとおりである。</p> <p>これによると、本市の北側から国道254号、国道16号及び東武東上線を結ぶ東側の区域がほぼ浸水し、特に、国道16号から南側の荒川に面する区域は、浸水深が4m以上になると予測されている。</p> <p>また、これら浸水想定区域は、国道254号の南側に沿った山田地区及び本庁地区の一部区域並びに国道16号から東武東上線に沿った一部の区域が、浸水深0.5m以下（床下浸水）である以外は、浸水深がすべて0.5m以上（床土浸水）と予測されており、避難の必要な区域と考えられる。</p>																																				

■荒川及び入間川流域 浸水想定区域図 [作成日：平成28年5月30日]



■荒川浸水想定区域図

[作成日：平成18年5月26日]



16 1-60 本市の水害危険区域は、荒川、入間川流域及び新河岸川のはん濫に伴う浸水想定区域の中でも、特に避難が必要と考えられる床上浸水（浸水深 0.5m 以上）以上の区域とした。

河川別、浸水深別の水害危険区域の有無を、防災ブロックごとに次に示す。

■荒川、入間川流域 浸水に伴う水害危険区域

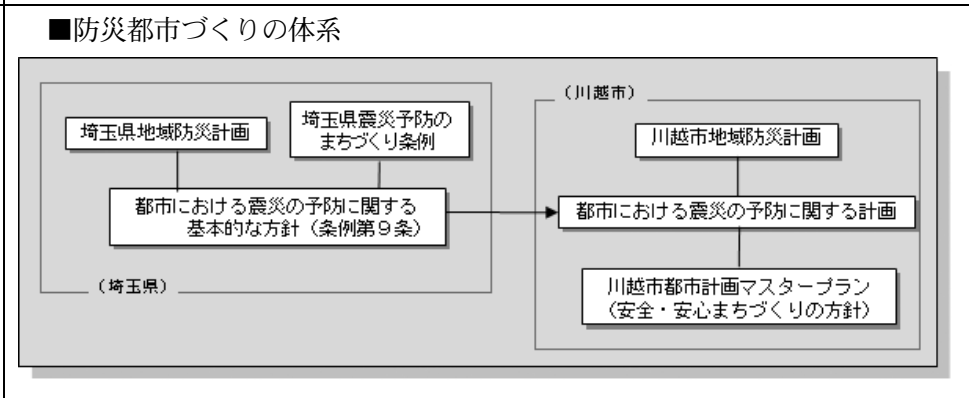
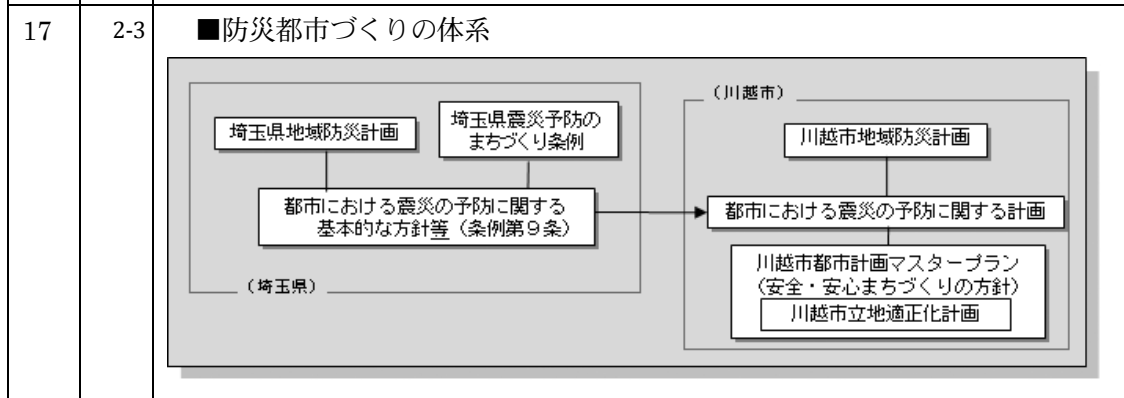
防災ブロック 予想浸水深	本庁			芳野	古谷	南古谷	高階	福原	大東	霞ヶ関	霞ヶ関 北	名細	山田
	中央	南	北										
0.5m～3.0m	○	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○
3.0m～5.0m	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	○	○	○
5.0m～10.0m	-	-	-	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○
10.0m 以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

本市の水害危険区域は、荒川及び新河岸川のはん濫に伴う浸水想定区域のなかでも、特に避難が必要と考えられる床上浸水（浸水深 0.5m 以上）以上の区域とした。

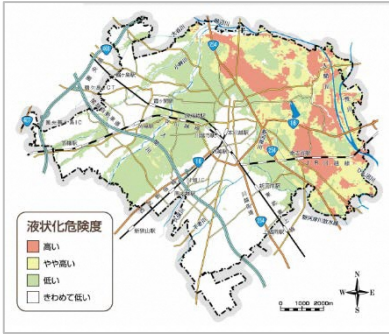
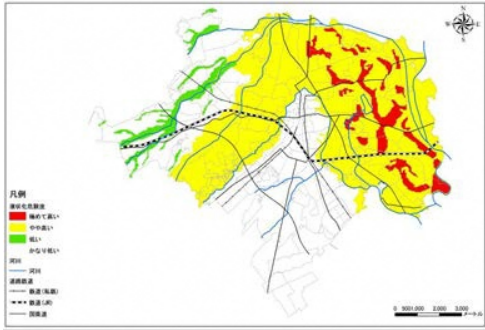
河川別、浸水深別の水害危険区域の有無を、防災ブロックごとに次に示す。

■荒川浸水に伴う水害危険区域

防災ブロック 予想浸水深	本庁			芳野	古谷	南古谷	高階	福原	大東	霞ヶ関	霞ヶ関 北	名細	山田
	中央	南	北										
0.5m～1.0m	○	-	○	○	-	-	○	-	-	-	-	○	○
1.0m～2.0m	○	-	○	○	○	-	○	-	-	-	-	○	○
2.0m～5.0m	⊖	-	⊖	○	○	○	○	-	-	-	-	○	-
5.0m 以上	-	-	-	-	⊖	⊖	-	-	-	-	-	-	-



18	2-5	<p>③川越市都市計画マスタープラン</p> <p>～</p> <p>④川越市立地適正化計画</p> <p>本市では、平成 52 年（2040 年）を目標年次とし、今後の少子・高齢化の進展の中にあっても次世代へ暮らしやすいまちを引き継ぐための都市戦略ビジョンとして、「川越市立地適正化計画」を策定している。</p> <p>居住誘導区域の設定にあたっては、特に慎重な判断を要するエリアとして、浸水想定区域を考慮するとともに、区域に含めないことを検討するエリアとして、家屋倒壊等はん濫想定区域や土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域について、突発性や危険性を考慮して含めないこととした。</p>	<p>③川越市都市計画マスタープラン</p> <p>～</p>
19	2-6	<p>③土地区画整理事業の推進</p> <p>土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を一体的に整備するとともに、宅地の形状を整えて合理的な宅地利用の増進を図り、安全で安心して暮らし、快適に住み続けられるまちづくりを進めるものであり、防災面からも有効な事業である。</p> <p>本市では、土地区画整理事業をこれまでに市及び組合施行等で 20地区を完了している。</p>	<p>③土地区画整理事業の推進</p> <p>土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を一体的に整備するとともに、宅地の形状を整えて合理的な宅地利用の増進を図り、安全で安心して暮らし、快適に住み続けられるまちづくりを進めるものであり、防災面からも有効な事業である。</p> <p>本市では、土地区画整理事業をこれまでに市及び組合施行等で 19地区を完了しており、現在は、市施行で1地区を施行中である。</p>
20	2-7	<p>①液状化危険度マップの公表</p> <p>液状化は、地震により地盤が揺すられ、それまでしっかりしていた地盤が泥水のように軟らかくなる現象であり、一般的には、河川沿いや埋立地などの地下水位の高い砂質の地盤で発生しやすいとされている。</p> <p>本市では、「埼玉県地震被害想定調査結果（平成 26 年 3 月埼玉県）」等を参考に、地形地質分類、ボーリングデータ、地下水位などから推定した地盤モデルを基に、「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：南）」が発生した場合における液状化の危険度を予測したマップを作成している。</p> <p>なお、液状化危険度マップを「川越市地震ハザードマップ（平成 27 年 11 月川越市）」に掲載し、市民に公表している。</p>	<p>①液状化現象の調査研究及び公表</p> <p>本市が行った防災アセスメント（「川越市における直下型地震の被害想定調査等業務報告書」（平成 19 年 3 月、東洋大学工業技術研究所））によると、液状化の危険性の比較的高い地域は、入間川、びん沼川及び新河岸川に挟まれた地域及び入間川と新河岸川に挟まれた地域となっている。その中でも入間川、びん沼川及び新河岸川に挟まれた芳野地区、古谷地区及び南古谷地区の一部地域は、特に液状化の危険性の高い地域と予測されている。</p> <p>なお、市は、液状化ハザードマップ等を市民に公表している。</p>

	<p>■液状化危険度マップ</p> 	<p>■液状化危険度予測図</p>  <p>出典)「川越市における直下型地震の被害想定調査等業務——報告書」 (平成19年3月、東洋大学工業技術研究所)</p>
21	<p>2-8 ②液状化対策工法の普及</p> <p>土木構造物、建築物 <u>及び</u> 地下埋設物の液状化対策工法には、液状化現象の発生そのものを防止する対策（地盤改良工法）と液状化の発生を前提とした構造的な対策があるため、各種の対策工法を普及させ、施設整備に反映させていく。</p> <p>～</p> <p>(2) 急傾斜地の予防対策</p> <p>～</p> <p>(3) 造成地の予防対策</p> <p>①災害防止に関する指導等</p> <p>市は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可並びに <u>開発許可等の審査及び当該工事に対し、必要に応じて災害防止のための指導を行う。</u></p> <p>～</p> <p>③大規模盛土造成地の調査</p> <p>近年の大地震によって、人工盛土造成地における滑動崩落被害が相次いだ。<u>このため</u>、大規模な人工盛土地盤の耐震対策に向けた調査が全国 <u>で行われ</u></p>	<p>②液状化対策工法の普及</p> <p>土木構造物、建築物、地下埋設物の液状化対策工法には、液状化現象の発生そのものを防止する対策（地盤改良工法）と液状化の発生を前提とした構造的な対策があるため、各種の対策工法を普及させ、施設整備に反映させていく。建築物については建築確認申請時に適正な液状化対策工法を指導する。</p> <p>～</p> <p>(2) 急傾斜地の予防対策</p> <p>～</p> <p>(3) 造成地の予防対策</p> <p>①災害防止に関する指導等</p> <p>市は、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、<u>建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて造成地における災害防止のための指導を行う。</u></p> <p><u>また、造成後は梅雨期や台風の巡視強化及び注意喚起を実施する。</u></p> <p>～</p> <p>③大規模盛土造成地の調査</p> <p>近年の大地震によって、人工盛土造成地における滑動崩落被害が相次いだ。<u>そのため</u>、大規模な人工盛土地盤の耐震対策に向けた調査が全国 <u>規模</u></p>

		<p>ており、本市でも <u>平成 26 年度に市内 2 箇所の大規模に盛土造成が行われた宅地を調査した。</u></p> <p><u>この結果、いずれの場所においても地震時における滑動崩落のおそれがないことを確認した。</u></p>	<p>で実施されており、本市でも <u>市内全域を対象に危害発生の可能性のある大規模盛土造成地の調査及び点検を進めている。</u></p> <p><u>今後、さらに調査を進め、危害発生のおそれが大きいと判断されるものについては、「造成宅地防災区域（宅地造成等規制法第 20 条第 1 項）」の適用について検討する。</u></p>
22	2-17	<p>農業集落排水 <u>処理</u> 施設は、農村地域住民の生活に密着した <u>社会</u> インフラであることから、大規模地震により施設が相当な被害を受けてその機能が停止した場合には、地域住民の生活に深刻な影響を及ぼすこととなる。</p>	<p>集落排水施設は、農村地域住民の生活に密着した <u>基本的な</u> インフラであることから、大規模地震により施設が相当な被害を受けてその機能が停止した場合には、地域住民の生活に深刻な影響を及ぼすこととなる。</p>
23	2-19	<p><u>2.6 ライフライン施設の安全対策</u></p> <p><u>【事業計画課、上下水道管理センター、水道課、東京電力パワーグリッド(株)、都市ガス事業者、(一社)埼玉県LPガス協会、東日本電信電話(株)】</u></p>	<p><u>2.6 ライフライン施設の安全対策</u></p> <p><u>【水道施設課、下水道整備課、下水道維持課、東京電力(株)、都市ガス事業者、(一社)埼玉県LPガス協会、東日本電信電話(株)】</u></p>
24	2-20	<p>(1) 上水道施設の安全対策</p> <p>本市は、現在 8 か所の受・浄水場と約 1,470km の導配水管路を有している。</p> <p>～</p> <p>① 上水道施設の耐震化の推進</p> <p>本市は、老朽管の更新及び新設管の布設に際しては、高度の耐震性を備えた管種を採用するとともに、災害時の防災拠点、緊急医療機関、避難場所等へ、水道水を供給する <u>管路を重要施設配水管</u> として設定し、耐震性の強化を図る。また、浄水場施設についても、その機能を維持すべく順次耐震補強を推進する。</p> <p>② 復旧用資材の備蓄</p> <p>被災した配水管の復旧の迅速化を図るため、各種配管資材等の備蓄を推進する。</p> <p>③ 応急復旧活動への備え</p>	<p>(1) 上水道施設の安全対策</p> <p>本市は、現在 8 か所の受・浄水場と約 1,420km の導配水管路を有している。</p> <p>～</p> <p>① 上水道施設の耐震化の推進</p> <p>本市は、老朽管の更新及び新設管の布設に際しては、高度の耐震性を備えた管種を採用するとともに、災害時の防災拠点、緊急医療機関、避難場所等へ、水道水を供給する <u>基幹管路</u> として設定し、耐震性の強化を図る。また、浄水場施設についても、その機能を維持すべく順次耐震補強を推進する。</p> <p>② その他の耐震強化策</p> <p><u>各地域の地盤の状況等を考慮して次のような耐震強化策を進めていく。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> →耐震継手管による管路の整備 →浄水施設等の構造物の耐震強化計画の推進 →老朽管の更新 →基幹管路の整備、耐震強化計画の策定 </div> <p>③ 復旧用資材の備蓄</p>

④応援体制

被災した配水管の復旧の迅速化を図るため、各種配管資材等の備蓄を推進する。

④復旧用鋳鉄管の備蓄

被災した水道管の応急復旧の迅速化を図るため、~~各種鋳鉄管を備蓄しており、今後も一層の備蓄を推進する。~~

⑤応急復旧活動への備え

⑥応援体制

25

2-29

■防災ブロック区分と字界

防災ブロック		字界
本庁地区	中央	久保町、小仙波町、三光町、新富町、菅原町、仙波町、通町、中原町、西小仙波町、富士見町、松江町、南通町、連雀町、六軒町、脇田町、大字大仙波、大字大仙波新田、大字小仙波
	南	旭町、新宿町、上野田町、岸町、広栄町、田町、野田町、東田町、脇田新町、脇田本町、大字岸、大字小室、大字野田
	北	石原町、大手町、御成町、喜多町、郭町、幸町、三久保町、志多町、城下町、神明町、末広町、月吉町、間屋町、仲町、氷川町、宮下町、宮元町、元町、今成、大字小ヶ谷、大字川越、大字寺井、大字東明寺、大字松郷
芳野地区		芳野台、大字伊佐沼、大字石田本郷、大字上老袋、大字鴨田、大字北田島、大字鹿飼、大字菅間、大字谷中、大字中老袋
古谷地区		大字大中居、大字小中居、大字下老袋、大字高島、大字東本宿、大字古谷上、大字古谷本郷、大字ハツ島
南古谷地区		藤木町、泉町、並木新町、並木西町、大字今泉、大字牛子、大字木野目、大字久下戸、大字萱沼、大字渋井、大字並木、大字古市場、大字南田島
高階地区		稲荷町、熊野町、清水町、砂新田、諏訪町、藤原町、大字扇河岸、大字上新河岸、大字下新河岸、大字砂、大字砂新田、大字寺尾、大字藤間
福原地区		大字今福、むさし野南、中台、中台元町、中台南、大字上松原、大字下赤坂、大字下松原、大字砂久保、大字中福、中福東
大東地区		寿町、四都野台、豊田町、日東町、南台、南大塚、むさし野、大塚新町、かし野台、大塚、藤倉、豊田本、大字青柳、大字池辺、大字大塚新田、大字大袋新田、大字大袋、大字豊田本、大字豊田新田、大字藤倉、大字増形、大字南大塚、大字山城
霞ヶ関地区		かすみ野、的場、大字安比奈新田、大字笠幡、大字的場
川鶴地区		川鶴、かわつる三芳野、吉田新町
霞ヶ関北地区		伊勢原町、霞ヶ関北、霞ヶ関東、的場北、的場新町
名細地区		広谷新町、上戸町、大字天沼新田、大字上戸、大字鯉井、大字鯉井新田、大字小堤、大字栄、大字下小坂、大字下広谷、大字竹野、大字平塚、大字平塚新田、大字富士見、大字吉田
山田地区		大字石田、大字上寺山、大字寺山、大字府川、大字福田、大字山田

■防災ブロック区分と字界

防災ブロック		字界
本庁地区	中央	久保町、小仙波町、三光町、新富町、菅原町、仙波町、通町、中原町、西小仙波町、富士見町、松江町、南通町、連雀町、六軒町、脇田町、大字大仙波、大字大仙波新田、大字小仙波
	南	旭町、新宿町、上野田町、岸町、広栄町、田町、野田町、東田町、脇田新町、脇田本町、大字岸、大字小室、大字野田
	北	石原町、大手町、御成町、喜多町、郭町、幸町、三久保町、志多町、城下町、神明町、末広町、月吉町、間屋町、仲町、氷川町、宮下町、宮元町、元町、今成、大字小ヶ谷、大字川越、大字寺井、大字東明寺、大字松郷
芳野地区		芳野台、大字伊佐沼、大字石田本郷、大字上老袋、大字鴨田、大字北田島、大字鹿飼、大字菅間、大字谷中、大字中老袋
古谷地区		大字大中居、大字小中居、大字下老袋、大字高島、大字東本宿、大字古谷上、大字古谷本郷、大字ハツ島
南古谷地区		藤木町、泉町、並木新町、並木西町、大字今泉、大字牛子、大字木野目、大字久下戸、大字萱沼、大字渋井、大字並木、大字古市場、大字南田島
高階地区		稲荷町、熊野町、清水町、砂新田、諏訪町、藤原町、大字扇河岸、大字上新河岸、大字下新河岸、大字砂、大字砂新田、大字寺尾、大字藤間
福原地区		大字今福、むさし野南、中台、中台元町、中台南、大字上松原、大字下赤坂、大字下松原、大字砂久保、大字中福、中福東
大東地区		寿町、四都野台、豊田町、日東町、南台、南大塚、むさし野、大塚新町、かし野台、大塚、大字青柳、大字池辺、大字大塚新田、大字大袋新田、大字大袋、大字豊田本、大字豊田新田、大字藤倉、大字増形、大字南大塚、大字山城
霞ヶ関地区		かすみ野、的場、大字安比奈新田、大字笠幡、大字的場
川鶴地区		川鶴、かわつる三芳野、吉田新町
霞ヶ関北地区		伊勢原町、霞ヶ関北、霞ヶ関東、的場北、的場新町
名細地区		広谷新町、上戸町、大字天沼新田、大字上戸、大字鯉井、大字鯉井新田、大字小堤、大字栄、大字下小坂、大字下広谷、大字竹野、大字平塚、大字平塚新田、大字富士見、大字吉田
山田地区		大字石田、大字上寺山、大字寺山、大字府川、大字福田、大字山田

26	2-30	<p>■防災拠点ネットワーク</p> <p>● 川越市役所本庁舎 (代替施設) 保健所 保健センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <本庁地区北> ◎北公民館 避難所6か所 <本庁地区中央> ◎中央公民館 避難所6か所 <本庁地区南> ◎南公民館 避難所6か所 <芳野地区> ◎芳野市民センター 避難所2か所 <古谷地区> ◎古谷市民センター 避難所3か所 <南古谷地区> ◎南古谷市民センター 避難所3か所 <高階地区> ◎高階市民センター 避難所10か所 <福原地区> ◎福原市民センター 避難所2か所 <大東地区> ◎大東市民センター 避難所7か所 <霞ヶ関地区> ◎霞ヶ関市民センター 避難所6か所 <川鶴地区> ◎川鶴市民センター 避難所2か所 <霞ヶ関北地区> ◎霞ヶ関北市民センター 避難所3か所 <名細地区> ◎名細市民センター 避難所5か所 <山田地区> ◎山田市民センター 避難所2か所 <p><凡例> 防災中枢拠点：● 地域防災拠点：◎</p>	<p>■防災拠点ネットワーク</p> <p>● 川越市役所本庁舎 (代替施設) 車庫所兼庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> <本庁地区北> ◎北公民館 避難所6か所 <本庁地区中央> ◎中央公民館 避難所6か所 <本庁地区南> ◎南公民館 避難所6か所 <芳野地区> ◎芳野市民センター 避難所2か所 <古谷地区> ◎古谷市民センター 避難所3か所 <南古谷地区> ◎南古谷市民センター 避難所3か所 <高階地区> ◎高階市民センター 避難所10か所 <福原地区> ◎福原市民センター 避難所2か所 <大東地区> ◎大東市民センター 避難所7か所 <霞ヶ関地区> ◎霞ヶ関市民センター 避難所6か所 <川鶴地区> ◎川鶴市民センター 避難所2か所 <霞ヶ関北地区> ◎霞ヶ関北市民センター 避難所3か所 <名細地区> ◎名細市民センター 避難所5か所 <山田地区> ◎山田市民センター 避難所2か所 <p><凡例> 防災中枢拠点：● 地域防災拠点：◎</p>																						
27	2-31	<p>■本市の各種防災拠点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>拠点区分</th> <th>施設名等</th> <th>活動拠点の役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災中枢拠点</td> <td>災害対策本部は、市役所本庁舎に設置する。本庁舎が被災した場合は保健所及び保健センターを本部の代替設置施設とする。</td> <td>・災害対策本部拠点として各地域防災拠点への指示 ・各関係機関、埼玉県、自衛隊等との連絡調整</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防活動拠点</td> <td>川越地区消防組合 (緊急消防援助隊の受入拠点は、川越運動公園及び川越(水上)公園)</td> <td>・火災の消火活動、傷病者の救急・救護活動等の活動の拠点及び宿営場所</td> </tr> <tr> <td>消防団拠点：各分団車庫待機室</td> <td>・火災の初期消火、避難誘導等の活動拠点</td> </tr> </tbody> </table>	拠点区分	施設名等	活動拠点の役割	防災中枢拠点	災害対策本部は、市役所本庁舎に設置する。本庁舎が被災した場合は保健所及び保健センターを本部の代替設置施設とする。	・災害対策本部拠点として各地域防災拠点への指示 ・各関係機関、埼玉県、自衛隊等との連絡調整	消防活動拠点	川越地区消防組合 (緊急消防援助隊の受入拠点は、川越運動公園及び川越(水上)公園)	・火災の消火活動、傷病者の救急・救護活動等の活動の拠点及び宿営場所	消防団拠点：各分団車庫待機室	・火災の初期消火、避難誘導等の活動拠点	<p>■本市の各種防災拠点</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>拠点区分</th> <th>施設名等</th> <th>活動拠点の役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災中枢拠点</td> <td>災害対策本部は、市役所本庁舎に設置する。本庁舎が被災した場合は車庫所兼庁舎を本部の代替設置施設とする。</td> <td>・災害対策本部拠点として各地域防災拠点への指示 ・各関係機関、埼玉県、自衛隊等との連絡調整</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防活動拠点</td> <td>川越地区消防組合 (緊急消防援助隊の受け入れ拠点は、川越運動公園)</td> <td>・火災の消火活動、傷病者の救急・救護活動等の活動の拠点</td> </tr> <tr> <td>消防団拠点：各分団車庫待機室</td> <td>・火災の初期消火、避難誘導等の活動拠点</td> </tr> </tbody> </table>	拠点区分	施設名等	活動拠点の役割	防災中枢拠点	災害対策本部は、市役所本庁舎に設置する。本庁舎が被災した場合は車庫所兼庁舎を本部の代替設置施設とする。	・災害対策本部拠点として各地域防災拠点への指示 ・各関係機関、埼玉県、自衛隊等との連絡調整	消防活動拠点	川越地区消防組合 (緊急消防援助隊の受け入れ拠点は、川越運動公園)	・火災の消火活動、傷病者の救急・救護活動等の活動の拠点	消防団拠点：各分団車庫待機室	・火災の初期消火、避難誘導等の活動拠点
拠点区分	施設名等	活動拠点の役割																							
防災中枢拠点	災害対策本部は、市役所本庁舎に設置する。本庁舎が被災した場合は保健所及び保健センターを本部の代替設置施設とする。	・災害対策本部拠点として各地域防災拠点への指示 ・各関係機関、埼玉県、自衛隊等との連絡調整																							
消防活動拠点	川越地区消防組合 (緊急消防援助隊の受入拠点は、川越運動公園及び川越(水上)公園)	・火災の消火活動、傷病者の救急・救護活動等の活動の拠点及び宿営場所																							
	消防団拠点：各分団車庫待機室	・火災の初期消火、避難誘導等の活動拠点																							
拠点区分	施設名等	活動拠点の役割																							
防災中枢拠点	災害対策本部は、市役所本庁舎に設置する。本庁舎が被災した場合は車庫所兼庁舎を本部の代替設置施設とする。	・災害対策本部拠点として各地域防災拠点への指示 ・各関係機関、埼玉県、自衛隊等との連絡調整																							
消防活動拠点	川越地区消防組合 (緊急消防援助隊の受け入れ拠点は、川越運動公園)	・火災の消火活動、傷病者の救急・救護活動等の活動の拠点																							
	消防団拠点：各分団車庫待機室	・火災の初期消火、避難誘導等の活動拠点																							

28	2-49	<p>第6 防疫体制の整備 (p2-86)</p> <p>6.1 防疫活動体制の整備</p> <p>6.2 防疫薬品・資機材の整備</p> <p>6.3 埋・火葬のための資材の確保及び斎場の安定的な運営</p>	<p>第6 防疫体制の整備 (p2-86)</p> <p>6.1 防疫活動体制の整備</p> <p>6.2 防疫薬品・資機材の整備</p> <p>6.3 埋・火葬のための資材、火葬場の整備</p>
29	2-50	<p>1.1 職員の初動体制の整備</p> <p style="text-align: right;">【防災危機管理室、情報統計課】</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>《方策》</p> <p>(1) 初動配備体制の整備</p> <p>(2) <u>職員</u> 参集システムの整備</p> <p>(3) <u>業務継続計画 (BCP) に基づく対策の実践及び見直し</u></p> <p>(4) 情報システムやデータバックアップ対策</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>(1) 初動配備体制の整備</p> <p>阪神・淡路大震災では、交通網の途絶、通信のふくそう、職員自身の被災という悪条件の<u>中</u>で、職員の参集が遅れ、初動対応に支障が生じた。</p> <p>そのため、本市は、突然の大地震に対して、特に夜間・休日等の勤務時間外であっても速やかに対応できるように、震度4以上を観測した地震に対しては、自動的に防災体制を立ち上げるものとする。</p>	<p>1.1 職員の初動体制の整備</p> <p style="text-align: right;">【防災危機管理課】</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>《方策》</p> <p>(1) 初動配備体制の整備</p> <p>(2) 緊急参集システムの整備</p> <p>(3) 業務継続計画 (BCP) の策定及び推進</p> <p>(4) 情報システムやデータバックアップ対策</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>(1) 初動配備体制の整備</p> <p>阪神・淡路大震災では、交通網の途絶、通信のふくそう、職員自身の被災という悪条件の<u>なか</u>で、職員の参集が遅れ、初動対応に支障が生じた。</p> <p>そのため、本市は、突然の大地震に対して、特に夜間・休日等の勤務時間外であっても速やかに対応できるように、震度4以上を観測した地震に対しては、自動的に防災体制を立ち上げるものとする。また、震度3であっても、首都圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県、及び山梨県）で震度5弱以上を観測した場合は、防災体制を立ち上げるものとする。</p>

30	2-51	<p>(2) 職員参集システムの整備</p> <p>本市は、勤務時間外や休日における緊急連絡のため、携帯電話を使用した職員参集システム等により、職員がすぐに指定場所に参集し災害対策活動を行える体制の整備を推進するものとする。</p> <p>(3) 業務継続計画（BCP）に基づく対策の実践及び見直し</p> <p>市は、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために策定した川越市業務継続計画（地震編）に基づく対策を実践するとともに、その結果を点検・是正・見直しを行うなど、継続的な取組を実施する。</p>	<p>(2) 緊急参集システムの整備</p> <p>本市は、勤務時間外や休日における緊急連絡のため、職員の配備体制等の決定に関わる幹部職員や防災要員（警戒体制時に参集する職員）に対しては携帯電話を使用した緊急参集システム等により、すぐに指定場所に参集し災害対策活動を行えるか確認し、緊急時における円滑な参集体制の整備を推進するものとする。</p> <p>(3) 業務継続計画（BCP）の策定及び推進</p> <p>市は、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、業務を継続するために業務継続計画を策定する。さらに計画に基づく対策を実践するとともに、その結果を点検・是正・見直しを行うなど、継続的な取組を実施する。</p>																																			
31	2-53 ～54	<p>■災害時における相互応援協定（自治体）</p> <table border="1" data-bbox="255 722 1189 963"> <thead> <tr> <th>協定締結先</th> <th>協定名称</th> <th>締結年月日</th> <th>内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>群馬県高崎市</td> <td>災害時における相互応援に関する協定</td> <td>S60.8.3</td> <td>地震などの大規模な災害が発生した場合における被災者の救援等の応急措置についての相互応援</td> <td>資料 1.6 参照</td> </tr> <tr> <td>埼玉県、県内全市町村</td> <td>災害時における埼玉県内市町村相互応援に関する基本協定</td> <td>H19.5.1</td> <td>・物資、資機材の提供 ・人材の派遣、調整 ・施設の提供 ・応急教育の受入れ</td> <td>資料 1.14 参照</td> </tr> </tbody> </table>	協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考	群馬県高崎市	災害時における相互応援に関する協定	S60.8.3	地震などの大規模な災害が発生した場合における被災者の救援等の応急措置についての相互応援	資料 1.6 参照	埼玉県、県内全市町村	災害時における埼玉県内市町村相互応援に関する基本協定	H19.5.1	・物資、資機材の提供 ・人材の派遣、調整 ・施設の提供 ・応急教育の受入れ	資料 1.14 参照	<p>■災害時における相互応援協定（国→自治体）</p> <table border="1" data-bbox="1225 722 2159 1043"> <thead> <tr> <th>協定締結先</th> <th>協定名称</th> <th>締結年月日</th> <th>内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>群馬県高崎市</td> <td>災害時における相互応援に関する協定</td> <td>S60.8.3</td> <td>地震などの大規模な災害が発生した場合における被災者の救援等の応急措置についての相互応援</td> <td>資料 1.6 参照</td> </tr> <tr> <td>埼玉県、県内全市町村</td> <td>災害時における埼玉県内市町村相互応援に関する基本協定</td> <td>H19.5.1</td> <td>・物資、資機材の提供 ・人材の派遣、調整 ・施設の提供 ・応急教育の受入れ</td> <td>資料 1.14 参照</td> </tr> <tr> <td>国土交通省 関東地方整備局</td> <td>災害時における情報交換に関する協定</td> <td>H23.2.1</td> <td>災害発生時に関東地方整備局職員が情報連絡員として、川越市災害対策本部等へ派遣され、情報交換を行う。</td> <td>資料 1.58 参照</td> </tr> </tbody> </table>	協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考	群馬県高崎市	災害時における相互応援に関する協定	S60.8.3	地震などの大規模な災害が発生した場合における被災者の救援等の応急措置についての相互応援	資料 1.6 参照	埼玉県、県内全市町村	災害時における埼玉県内市町村相互応援に関する基本協定	H19.5.1	・物資、資機材の提供 ・人材の派遣、調整 ・施設の提供 ・応急教育の受入れ	資料 1.14 参照	国土交通省 関東地方整備局	災害時における情報交換に関する協定	H23.2.1	災害発生時に関東地方整備局職員が情報連絡員として、川越市災害対策本部等へ派遣され、情報交換を行う。	資料 1.58 参照
協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考																																		
群馬県高崎市	災害時における相互応援に関する協定	S60.8.3	地震などの大規模な災害が発生した場合における被災者の救援等の応急措置についての相互応援	資料 1.6 参照																																		
埼玉県、県内全市町村	災害時における埼玉県内市町村相互応援に関する基本協定	H19.5.1	・物資、資機材の提供 ・人材の派遣、調整 ・施設の提供 ・応急教育の受入れ	資料 1.14 参照																																		
協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考																																		
群馬県高崎市	災害時における相互応援に関する協定	S60.8.3	地震などの大規模な災害が発生した場合における被災者の救援等の応急措置についての相互応援	資料 1.6 参照																																		
埼玉県、県内全市町村	災害時における埼玉県内市町村相互応援に関する基本協定	H19.5.1	・物資、資機材の提供 ・人材の派遣、調整 ・施設の提供 ・応急教育の受入れ	資料 1.14 参照																																		
国土交通省 関東地方整備局	災害時における情報交換に関する協定	H23.2.1	災害発生時に関東地方整備局職員が情報連絡員として、川越市災害対策本部等へ派遣され、情報交換を行う。	資料 1.58 参照																																		

32	2-54	<p>□職員派遣要請に対応するためのマニュアルの整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるように、あらかじめ派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等、派遣の実施において必要となる基礎的な情報をマニュアル化しておく。</p> </div> <p>■災害時における相互応援協定（指定地方行政機関等）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">協定締結先</th> <th style="width: 20%;">協定名称</th> <th style="width: 10%;">締結年月日</th> <th style="width: 45%;">内容</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国土交通省 関東地方整備局</td> <td>災害時における情報交換に関する協定</td> <td>H23.2.1</td> <td>災害発生時に関東地方整備局職員が情報連絡員として、川越市災害対策本部等へ派遣され、情報交換を行う。</td> <td>資料 1.59 参照</td> </tr> </tbody> </table>	協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考	国土交通省 関東地方整備局	災害時における情報交換に関する協定	H23.2.1	災害発生時に関東地方整備局職員が情報連絡員として、川越市災害対策本部等へ派遣され、情報交換を行う。	資料 1.59 参照	<p>□職員派遣要請に対応するためのマニュアルの整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるように、あらかじめ派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等、派遣の実施において必要となる基礎的な情報をマニュアル化しておく。</p> </div> <p>■災害時における相互応援協定（指定公共機関・指定地方公共機関）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">協定締結先</th> <th style="width: 20%;">協定名称</th> <th style="width: 10%;">締結年月日</th> <th style="width: 45%;">内容</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川越西郵便局</td> <td>災害時における相互協力に関する協定</td> <td>H10.3.20</td> <td>災害が発生した場合、本市と市内郵便局が施設及び用地の相互利用並びに被災状況等の情報の相互提供を行う</td> <td>資料 1.16 参照</td> </tr> <tr> <td>(一社)埼玉県LPガス協会川越支部</td> <td>災害時におけるLPガスの優先供給等に関する協定</td> <td>H10.11.18</td> <td>災害時におけるLPガスの優先供給等</td> <td>資料 1.16 参照</td> </tr> <tr> <td>埼玉県トラック協会川越支部</td> <td>災害時における物資の輸送に関する協定</td> <td>H12.5.29</td> <td>災害応援対策活動及び市町村等相互応援のために必要な事業用自動車による緊急輸送の実施</td> <td>資料 1.17 参照</td> </tr> <tr> <td>東京電力 パワーグリッド(株)川越支社</td> <td>災害時における情報提供に関する協定</td> <td>H20.2.8</td> <td>災害が発生したとき、又は発生するおそれのある場合における情報提供</td> <td>資料 1.18 参照</td> </tr> <tr> <td>川越西郵便局</td> <td>川越市と川越市内郵便局との包括連携協定（災害発生時の協力に関する覚書）</td> <td>H29.5.31</td> <td>災害時における被災状況等の情報の相互提供や避難所における臨時郵便箱の設置等</td> <td>資料 1.19 参照</td> </tr> </tbody> </table>	協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考	川越西郵便局	災害時における相互協力に関する協定	H10.3.20	災害が発生した場合、本市と市内郵便局が施設及び用地の相互利用並びに被災状況等の情報の相互提供を行う	資料 1.16 参照	(一社)埼玉県LPガス協会川越支部	災害時におけるLPガスの優先供給等に関する協定	H10.11.18	災害時におけるLPガスの優先供給等	資料 1.16 参照	埼玉県トラック協会川越支部	災害時における物資の輸送に関する協定	H12.5.29	災害応援対策活動及び市町村等相互応援のために必要な事業用自動車による緊急輸送の実施	資料 1.17 参照	東京電力 パワーグリッド(株)川越支社	災害時における情報提供に関する協定	H20.2.8	災害が発生したとき、又は発生するおそれのある場合における情報提供	資料 1.18 参照	川越西郵便局	川越市と川越市内郵便局との包括連携協定（災害発生時の協力に関する覚書）	H29.5.31	災害時における被災状況等の情報の相互提供や避難所における臨時郵便箱の設置等	資料 1.19 参照										
協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考																																																	
国土交通省 関東地方整備局	災害時における情報交換に関する協定	H23.2.1	災害発生時に関東地方整備局職員が情報連絡員として、川越市災害対策本部等へ派遣され、情報交換を行う。	資料 1.59 参照																																																	
協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考																																																	
川越西郵便局	災害時における相互協力に関する協定	H10.3.20	災害が発生した場合、本市と市内郵便局が施設及び用地の相互利用並びに被災状況等の情報の相互提供を行う	資料 1.16 参照																																																	
(一社)埼玉県LPガス協会川越支部	災害時におけるLPガスの優先供給等に関する協定	H10.11.18	災害時におけるLPガスの優先供給等	資料 1.16 参照																																																	
埼玉県トラック協会川越支部	災害時における物資の輸送に関する協定	H12.5.29	災害応援対策活動及び市町村等相互応援のために必要な事業用自動車による緊急輸送の実施	資料 1.17 参照																																																	
東京電力 パワーグリッド(株)川越支社	災害時における情報提供に関する協定	H20.2.8	災害が発生したとき、又は発生するおそれのある場合における情報提供	資料 1.18 参照																																																	
川越西郵便局	川越市と川越市内郵便局との包括連携協定（災害発生時の協力に関する覚書）	H29.5.31	災害時における被災状況等の情報の相互提供や避難所における臨時郵便箱の設置等	資料 1.19 参照																																																	
33	2-55	<p>■災害時における相互応援協定（指定公共機関・指定地方公共機関）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">協定締結先</th> <th style="width: 20%;">協定名称</th> <th style="width: 10%;">締結年月日</th> <th style="width: 45%;">内容</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(一社)埼玉県LPガス協会川越支部</td> <td>災害時におけるLPガスの優先供給等に関する協定</td> <td>H10.11.18</td> <td>災害時におけるLPガスの優先供給等</td> <td>資料 1.16 参照</td> </tr> <tr> <td>埼玉県トラック協会川越支部</td> <td>災害時における物資の輸送に関する協定</td> <td>H12.5.29</td> <td>災害応援対策活動及び市町村等相互応援のために必要な事業用自動車による緊急輸送の実施</td> <td>資料 1.17 参照</td> </tr> <tr> <td>東京電力 パワーグリッド(株)川越支社</td> <td>災害時における情報提供に関する協定</td> <td>H20.2.8</td> <td>災害が発生したとき、又は発生するおそれのある場合における情報提供</td> <td>資料 1.18 参照</td> </tr> <tr> <td>川越西郵便局</td> <td>川越市と川越市内郵便局との包括連携協定（災害発生時の協力に関する覚書）</td> <td>H29.5.31</td> <td>災害時における被災状況等の情報の相互提供や避難所における臨時郵便箱の設置等</td> <td>資料 1.19 参照</td> </tr> </tbody> </table>	協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考	(一社)埼玉県LPガス協会川越支部	災害時におけるLPガスの優先供給等に関する協定	H10.11.18	災害時におけるLPガスの優先供給等	資料 1.16 参照	埼玉県トラック協会川越支部	災害時における物資の輸送に関する協定	H12.5.29	災害応援対策活動及び市町村等相互応援のために必要な事業用自動車による緊急輸送の実施	資料 1.17 参照	東京電力 パワーグリッド(株)川越支社	災害時における情報提供に関する協定	H20.2.8	災害が発生したとき、又は発生するおそれのある場合における情報提供	資料 1.18 参照	川越西郵便局	川越市と川越市内郵便局との包括連携協定（災害発生時の協力に関する覚書）	H29.5.31	災害時における被災状況等の情報の相互提供や避難所における臨時郵便箱の設置等	資料 1.19 参照	<p>■災害時における相互応援協定（指定公共機関・指定地方公共機関）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">協定締結先</th> <th style="width: 20%;">協定名称</th> <th style="width: 10%;">締結年月日</th> <th style="width: 45%;">内容</th> <th style="width: 10%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川越西郵便局</td> <td>災害時における相互協力に関する協定</td> <td>H10.3.20</td> <td>災害が発生した場合、本市と市内郵便局が施設及び用地の相互利用並びに被災状況等の情報の相互提供を行う</td> <td>資料 1.16 参照</td> </tr> <tr> <td>(一社)埼玉県LPガス協会川越支部</td> <td>災害時におけるLPガスの優先供給等に関する協定</td> <td>H10.11.18</td> <td>災害時におけるLPガスの優先供給等</td> <td>資料 1.17 参照</td> </tr> <tr> <td>埼玉県トラック協会川越支部</td> <td>災害時における物資の輸送に関する協定</td> <td>H12.5.29</td> <td>災害応援対策活動及び市町村等相互応援のために必要な事業用自動車による緊急輸送の実施</td> <td>資料 1.18 参照</td> </tr> <tr> <td>東京電力(株)川越支社</td> <td>災害時における情報提供に関する協定</td> <td>H20.2.8</td> <td>災害が発生したとき、又は発生するおそれのある場合における情報提供</td> <td>資料 1.20 参照</td> </tr> </tbody> </table>	協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考	川越西郵便局	災害時における相互協力に関する協定	H10.3.20	災害が発生した場合、本市と市内郵便局が施設及び用地の相互利用並びに被災状況等の情報の相互提供を行う	資料 1.16 参照	(一社)埼玉県LPガス協会川越支部	災害時におけるLPガスの優先供給等に関する協定	H10.11.18	災害時におけるLPガスの優先供給等	資料 1.17 参照	埼玉県トラック協会川越支部	災害時における物資の輸送に関する協定	H12.5.29	災害応援対策活動及び市町村等相互応援のために必要な事業用自動車による緊急輸送の実施	資料 1.18 参照	東京電力(株)川越支社	災害時における情報提供に関する協定	H20.2.8	災害が発生したとき、又は発生するおそれのある場合における情報提供	資料 1.20 参照
協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考																																																	
(一社)埼玉県LPガス協会川越支部	災害時におけるLPガスの優先供給等に関する協定	H10.11.18	災害時におけるLPガスの優先供給等	資料 1.16 参照																																																	
埼玉県トラック協会川越支部	災害時における物資の輸送に関する協定	H12.5.29	災害応援対策活動及び市町村等相互応援のために必要な事業用自動車による緊急輸送の実施	資料 1.17 参照																																																	
東京電力 パワーグリッド(株)川越支社	災害時における情報提供に関する協定	H20.2.8	災害が発生したとき、又は発生するおそれのある場合における情報提供	資料 1.18 参照																																																	
川越西郵便局	川越市と川越市内郵便局との包括連携協定（災害発生時の協力に関する覚書）	H29.5.31	災害時における被災状況等の情報の相互提供や避難所における臨時郵便箱の設置等	資料 1.19 参照																																																	
協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考																																																	
川越西郵便局	災害時における相互協力に関する協定	H10.3.20	災害が発生した場合、本市と市内郵便局が施設及び用地の相互利用並びに被災状況等の情報の相互提供を行う	資料 1.16 参照																																																	
(一社)埼玉県LPガス協会川越支部	災害時におけるLPガスの優先供給等に関する協定	H10.11.18	災害時におけるLPガスの優先供給等	資料 1.17 参照																																																	
埼玉県トラック協会川越支部	災害時における物資の輸送に関する協定	H12.5.29	災害応援対策活動及び市町村等相互応援のために必要な事業用自動車による緊急輸送の実施	資料 1.18 参照																																																	
東京電力(株)川越支社	災害時における情報提供に関する協定	H20.2.8	災害が発生したとき、又は発生するおそれのある場合における情報提供	資料 1.20 参照																																																	

34	2-55	■災害時における応援協定（公共的団体）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>協定締結先</th> <th>協定名称</th> <th>締結年月日</th> <th>協定の内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般社団法人 埼玉県 宅地建物取引業協会 埼玉西部支部</td> <td>災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定</td> <td>H17.7.1</td> <td>災害時における入居可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の支援</td> <td>資料 1.20 参照</td> </tr> <tr> <td>いるま野 農業協同組合</td> <td>災害時における生鮮食料品等の優先供給等に関する協定</td> <td>H18.7.7</td> <td>災害時における生鮮食料品等の優先供給、市民農園のあっせん、応急仮設住宅用地等として使用するため、組合員の所有する農地のあっせん等</td> <td>資料 1.21 参照</td> </tr> <tr> <td>埼玉弁護士会 川越支部</td> <td>災害時における特別法律相談に関する協定</td> <td>H18.7.7</td> <td>災害時における市民生活の円滑な復興を図るための特別法律相談の実施</td> <td>資料 1.22 参照</td> </tr> <tr> <td>埼玉県電気工事工業 組合</td> <td>災害時における電気設備の復旧業務等に関する協定</td> <td>H21.3.30</td> <td>災害時における公共施設等の電気設備の復旧業務等の支援</td> <td>資料 1.23 参照</td> </tr> <tr> <td>埼玉県石油商業組合 川越支部</td> <td>災害時における燃料等の優先供給に関する協定</td> <td>H24.6.25</td> <td>災害時における燃料等の優先供給</td> <td>資料 1.24 参照</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人 柔道整復師会 川越支部</td> <td>災害時における傷病者の応急処置活動に関する協定</td> <td>H24.9.3</td> <td>大規模な災害が発生した場合における傷病者に対する応急処置活動</td> <td>資料 1.25 参照</td> </tr> <tr> <td>埼玉土地家屋調査士 会</td> <td>災害時における家屋被害認定調査に関する協定</td> <td>H27.11.25</td> <td>災害時における市職員と連携した家屋被害認定調査及び市が発行した罹災証明について市民からの相談に関する支援</td> <td>資料 1.26 参照</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人 川越市医師会</td> <td>災害時の医療救護活動に関する協定</td> <td>S27.12.25</td> <td>大規模な災害が発生した場合における医療救護活動</td> <td>資料 1.27 参照</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人 川越市医師会</td> <td>災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定</td> <td>H27.12.25</td> <td>大規模な災害時における医療救護活動を行うことに関し、医薬品等を医療機関に分散配置し備蓄管理する。</td> <td>資料 1.28 参照</td> </tr> <tr> <td>埼玉司法書士会</td> <td>災害時における被災者等相談の実施に関する協定</td> <td>H28.7.28</td> <td>災害時における司法書士の派遣による相続や登記等に関する相談の実施</td> <td>資料 1.29 参照</td> </tr> <tr> <td>埼玉県行政書士司会</td> <td>災害時における被災者支援に関する協定</td> <td>H28.11.17</td> <td>災害時における行政書士の派遣による、罹災証明書申請などの被災者相談窓口の支援</td> <td>資料 1.30 参照</td> </tr> <tr> <td>川越市建設業協会</td> <td>災害時における応急復旧業務に関する協定</td> <td>H30.5.9</td> <td>災害時におけるライフライン及び公共施設等の応急復旧業務の実施</td> <td>資料 1.31 参照</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人埼玉県 不動産鑑定協会</td> <td>災害時における住家被害認定調査に関する協定</td> <td>H30.10.30</td> <td>災害時における市の職員と連携した住家被害認定調査の支援や罹災証明についての市民からの相談業務の補助等</td> <td>資料 1.32 参照</td> </tr> </tbody> </table>					協定締結先	協定名称	締結年月日	協定の内容	備考	一般社団法人 埼玉県 宅地建物取引業協会 埼玉西部支部	災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定	H17.7.1	災害時における入居可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の支援	資料 1.20 参照	いるま野 農業協同組合	災害時における生鮮食料品等の優先供給等に関する協定	H18.7.7	災害時における生鮮食料品等の優先供給、市民農園のあっせん、応急仮設住宅用地等として使用するため、組合員の所有する農地のあっせん等	資料 1.21 参照	埼玉弁護士会 川越支部	災害時における特別法律相談に関する協定	H18.7.7	災害時における市民生活の円滑な復興を図るための特別法律相談の実施	資料 1.22 参照	埼玉県電気工事工業 組合	災害時における電気設備の復旧業務等に関する協定	H21.3.30	災害時における公共施設等の電気設備の復旧業務等の支援	資料 1.23 参照	埼玉県石油商業組合 川越支部	災害時における燃料等の優先供給に関する協定	H24.6.25	災害時における燃料等の優先供給	資料 1.24 参照	公益社団法人 柔道整復師会 川越支部	災害時における傷病者の応急処置活動に関する協定	H24.9.3	大規模な災害が発生した場合における傷病者に対する応急処置活動	資料 1.25 参照	埼玉土地家屋調査士 会	災害時における家屋被害認定調査に関する協定	H27.11.25	災害時における市職員と連携した家屋被害認定調査及び市が発行した罹災証明について市民からの相談に関する支援	資料 1.26 参照	一般社団法人 川越市医師会	災害時の医療救護活動に関する協定	S27.12.25	大規模な災害が発生した場合における医療救護活動	資料 1.27 参照	一般社団法人 川越市医師会	災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定	H27.12.25	大規模な災害時における医療救護活動を行うことに関し、医薬品等を医療機関に分散配置し備蓄管理する。	資料 1.28 参照	埼玉司法書士会	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	H28.7.28	災害時における司法書士の派遣による相続や登記等に関する相談の実施	資料 1.29 参照	埼玉県行政書士司会	災害時における被災者支援に関する協定	H28.11.17	災害時における行政書士の派遣による、罹災証明書申請などの被災者相談窓口の支援	資料 1.30 参照	川越市建設業協会	災害時における応急復旧業務に関する協定	H30.5.9	災害時におけるライフライン及び公共施設等の応急復旧業務の実施	資料 1.31 参照	公益社団法人埼玉県 不動産鑑定協会	災害時における住家被害認定調査に関する協定	H30.10.30	災害時における市の職員と連携した住家被害認定調査の支援や罹災証明についての市民からの相談業務の補助等	資料 1.32 参照
	協定締結先		協定名称	締結年月日	協定の内容	備考																																																																							
一般社団法人 埼玉県 宅地建物取引業協会 埼玉西部支部	災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定	H17.7.1	災害時における入居可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の支援	資料 1.20 参照																																																																									
いるま野 農業協同組合	災害時における生鮮食料品等の優先供給等に関する協定	H18.7.7	災害時における生鮮食料品等の優先供給、市民農園のあっせん、応急仮設住宅用地等として使用するため、組合員の所有する農地のあっせん等	資料 1.21 参照																																																																									
埼玉弁護士会 川越支部	災害時における特別法律相談に関する協定	H18.7.7	災害時における市民生活の円滑な復興を図るための特別法律相談の実施	資料 1.22 参照																																																																									
埼玉県電気工事工業 組合	災害時における電気設備の復旧業務等に関する協定	H21.3.30	災害時における公共施設等の電気設備の復旧業務等の支援	資料 1.23 参照																																																																									
埼玉県石油商業組合 川越支部	災害時における燃料等の優先供給に関する協定	H24.6.25	災害時における燃料等の優先供給	資料 1.24 参照																																																																									
公益社団法人 柔道整復師会 川越支部	災害時における傷病者の応急処置活動に関する協定	H24.9.3	大規模な災害が発生した場合における傷病者に対する応急処置活動	資料 1.25 参照																																																																									
埼玉土地家屋調査士 会	災害時における家屋被害認定調査に関する協定	H27.11.25	災害時における市職員と連携した家屋被害認定調査及び市が発行した罹災証明について市民からの相談に関する支援	資料 1.26 参照																																																																									
一般社団法人 川越市医師会	災害時の医療救護活動に関する協定	S27.12.25	大規模な災害が発生した場合における医療救護活動	資料 1.27 参照																																																																									
一般社団法人 川越市医師会	災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定	H27.12.25	大規模な災害時における医療救護活動を行うことに関し、医薬品等を医療機関に分散配置し備蓄管理する。	資料 1.28 参照																																																																									
埼玉司法書士会	災害時における被災者等相談の実施に関する協定	H28.7.28	災害時における司法書士の派遣による相続や登記等に関する相談の実施	資料 1.29 参照																																																																									
埼玉県行政書士司会	災害時における被災者支援に関する協定	H28.11.17	災害時における行政書士の派遣による、罹災証明書申請などの被災者相談窓口の支援	資料 1.30 参照																																																																									
川越市建設業協会	災害時における応急復旧業務に関する協定	H30.5.9	災害時におけるライフライン及び公共施設等の応急復旧業務の実施	資料 1.31 参照																																																																									
公益社団法人埼玉県 不動産鑑定協会	災害時における住家被害認定調査に関する協定	H30.10.30	災害時における市の職員と連携した住家被害認定調査の支援や罹災証明についての市民からの相談業務の補助等	資料 1.32 参照																																																																									
~56		■災害時における応援協定（公共的団体）	<table border="1"> <thead> <tr> <th>協定締結先</th> <th>協定名称</th> <th>締結年月日</th> <th>協定の内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般社団法人 川越市医師会</td> <td>災害時の医療救護活動に関する協定</td> <td>S61.9.26</td> <td>大規模な災害が発生した場合における医療救護活動</td> <td>資料 1.21 参照</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人 埼玉県 宅地建物取引業協会 埼玉西部支部</td> <td>災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定</td> <td>H17.7.1</td> <td>災害時における入居可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の支援</td> <td>資料 1.23 参照</td> </tr> <tr> <td>川越市 建設業団体連合会</td> <td>災害時における応急復旧作業に関する協定</td> <td>H18.4.27</td> <td>災害時におけるライフライン及び公共施設等の応急復旧業務の実施</td> <td>資料 1.24 参照</td> </tr> <tr> <td>いるま野 農業協同組合</td> <td>災害時における生鮮食料品等の優先供給等に関する協定</td> <td>H18.7.7</td> <td>災害時における生鮮食料品等の優先供給、市民農園のあっせん、応急仮設住宅用地等として使用するため、組合員の所有する農地のあっせん等</td> <td>資料 1.25 参照</td> </tr> <tr> <td>埼玉弁護士会 川越支部</td> <td>災害時における特別法律相談に関する協定</td> <td>H18.7.7</td> <td>災害時における市民生活の円滑な復興を図るための特別法律相談の実施</td> <td>資料 1.26 参照</td> </tr> <tr> <td>一般社団法人 川越市医師会</td> <td>災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定</td> <td>H22.3.26</td> <td>医療救護活動に使用する医薬品等を医療機関に分散配置し、「ランニング備蓄方式」により備蓄管理する。</td> <td>資料 1.22 参照</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人 埼玉県接骨師会 川越支部</td> <td>災害時における傷病者の応急処置活動に関する協定</td> <td>H24.9.3</td> <td>大規模な災害が発生した場合における傷病者に対する応急処置活動</td> <td>資料 1.28 参照</td> </tr> <tr> <td>埼玉県電気工事工業 組合</td> <td>災害時における電気設備の復旧業務等に関する協定</td> <td>H21.3.30</td> <td>災害時における公共施設等の電気設備の復旧業務等の支援</td> <td>資料 1.23 参照</td> </tr> <tr> <td>埼玉県石油商業組合 川越支部</td> <td>災害時における燃料等の優先供給に関する協定</td> <td>H24.6.25</td> <td>災害時における燃料等の優先供給</td> <td>資料 1.24 参照</td> </tr> </tbody> </table>					協定締結先	協定名称	締結年月日	協定の内容	備考	一般社団法人 川越市医師会	災害時の医療救護活動に関する協定	S61.9.26	大規模な災害が発生した場合における医療救護活動	資料 1.21 参照	公益社団法人 埼玉県 宅地建物取引業協会 埼玉西部支部	災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定	H17.7.1	災害時における入居可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の支援	資料 1.23 参照	川越市 建設業団体連合会	災害時における応急復旧作業に関する協定	H18.4.27	災害時におけるライフライン及び公共施設等の応急復旧業務の実施	資料 1.24 参照	いるま野 農業協同組合	災害時における生鮮食料品等の優先供給等に関する協定	H18.7.7	災害時における生鮮食料品等の優先供給、市民農園のあっせん、応急仮設住宅用地等として使用するため、組合員の所有する農地のあっせん等	資料 1.25 参照	埼玉弁護士会 川越支部	災害時における特別法律相談に関する協定	H18.7.7	災害時における市民生活の円滑な復興を図るための特別法律相談の実施	資料 1.26 参照	一般社団法人 川越市医師会	災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定	H22.3.26	医療救護活動に使用する医薬品等を医療機関に分散配置し、「ランニング備蓄方式」により備蓄管理する。	資料 1.22 参照	公益社団法人 埼玉県接骨師会 川越支部	災害時における傷病者の応急処置活動に関する協定	H24.9.3	大規模な災害が発生した場合における傷病者に対する応急処置活動	資料 1.28 参照	埼玉県電気工事工業 組合	災害時における電気設備の復旧業務等に関する協定	H21.3.30	災害時における公共施設等の電気設備の復旧業務等の支援	資料 1.23 参照	埼玉県石油商業組合 川越支部	災害時における燃料等の優先供給に関する協定	H24.6.25	災害時における燃料等の優先供給	資料 1.24 参照																				
協定締結先	協定名称	締結年月日	協定の内容	備考																																																																									
一般社団法人 川越市医師会	災害時の医療救護活動に関する協定	S61.9.26	大規模な災害が発生した場合における医療救護活動	資料 1.21 参照																																																																									
公益社団法人 埼玉県 宅地建物取引業協会 埼玉西部支部	災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定	H17.7.1	災害時における入居可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の支援	資料 1.23 参照																																																																									
川越市 建設業団体連合会	災害時における応急復旧作業に関する協定	H18.4.27	災害時におけるライフライン及び公共施設等の応急復旧業務の実施	資料 1.24 参照																																																																									
いるま野 農業協同組合	災害時における生鮮食料品等の優先供給等に関する協定	H18.7.7	災害時における生鮮食料品等の優先供給、市民農園のあっせん、応急仮設住宅用地等として使用するため、組合員の所有する農地のあっせん等	資料 1.25 参照																																																																									
埼玉弁護士会 川越支部	災害時における特別法律相談に関する協定	H18.7.7	災害時における市民生活の円滑な復興を図るための特別法律相談の実施	資料 1.26 参照																																																																									
一般社団法人 川越市医師会	災害用医薬品等の備蓄管理に関する協定	H22.3.26	医療救護活動に使用する医薬品等を医療機関に分散配置し、「ランニング備蓄方式」により備蓄管理する。	資料 1.22 参照																																																																									
公益社団法人 埼玉県接骨師会 川越支部	災害時における傷病者の応急処置活動に関する協定	H24.9.3	大規模な災害が発生した場合における傷病者に対する応急処置活動	資料 1.28 参照																																																																									
埼玉県電気工事工業 組合	災害時における電気設備の復旧業務等に関する協定	H21.3.30	災害時における公共施設等の電気設備の復旧業務等の支援	資料 1.23 参照																																																																									
埼玉県石油商業組合 川越支部	災害時における燃料等の優先供給に関する協定	H24.6.25	災害時における燃料等の優先供給	資料 1.24 参照																																																																									

35	2-56 ~57	■災害時における応援協定（事業者）				■災害時における応援協定（事業者）					
		協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考	協定締結先	協定名称	締結年月日	内容	備考
		埼玉冷蔵倉庫(株)	災害時における氷の供給及び備蓄品の保管に関する協定	S61.4.1	災害時における氷の優先的供給及び市が購入した備蓄品の保管	資料 1.33 参照	埼玉冷蔵倉庫(株)	災害時における氷の供給及び備蓄品の保管に関する協定	S61.4.1	災害時における氷の優先的供給及び市が購入した備蓄品の保管	資料 1.27 参照
		(株)イトーセーブ	災害時等における精米の優先供給に関する協定	H6.3.22	災害時等における精米の優先供給	資料 1.34 参照	(株)イトーセーブ	災害時等における精米の優先供給に関する協定	H6.3.22	災害時等における精米の優先供給	資料 1.29 参照
		朝日航洋(株)	災害時におけるヘリコプターの優先利用に関する協定	H7.3.27	ヘリコプターによる被災状況調査、物資輸送その他救援活動への優先的利用	資料 1.35 参照	朝日航洋(株)	災害時におけるヘリコプターの優先利用に関する協定	H7.3.27	ヘリコプターによる被災状況調査、物資輸送その他救援活動への優先的利用	資料 1.30 参照
		(株)セレスポ	震災時における緊急設備支援に関する協定	H8.7.9	地震災害時における避難所開設に必要な設備の緊急支援	資料 1.36 参照	(株)セレスポ	震災時における緊急設備支援に関する協定	H8.7.9	地震災害時における避難所開設に必要な設備の緊急支援	資料 1.31 参照
		西武ハヤシ(株)、練馬カシ(株)、富士見ハヤシ(有)、三共交通(有)、川越交通(有)、初雁交通(株)、東上ハヤシ(株)、川乗三和川越営業所	災害時の情報提供等に関する協定	H9.12.18	災害発生時に、タクシーからの情報提供とタクシーの優先利用	資料 1.37 参照	朝日自動車(株)、川越採用自動車(株)、西武ハヤシ(株)、練馬カシ(株)、富士見ハヤシ(有)、三共交通(有)、川越交通(有)、初雁交通(株)、東上ハヤシ(株)	災害時の情報提供等に関する協定	H9.12.18	災害発生時に、タクシーからの情報提供とタクシーの優先利用	資料 1.32 参照
		コカ・コーライーストジャパン(株)	災害時等における飲料水の優先供給等に関する協定	H16.12.22	災害時等における飲料水の優先的供給、地域貢献型自動販売機の機内在庫品の無償提供等	資料 1.38 参照	三国コカ・コーラボトリング(株)	災害時等における飲料水の優先供給等に関する協定	H16.12.22	災害時等における飲料水の優先的供給、地域貢献型自動販売機の機内在庫品の無償提供等	資料 1.33 参照
		(一社)埼玉県バス協会西部地区部会	災害時におけるバス利用に関する協定	H21.6.8	災害発生時又は災害発生のおそれのある場合における、避難者輸送・避難所としてのバス利用	資料 1.39 参照	(一社)埼玉県バス協会西部地区部会	災害時におけるバス利用に関する協定	H21.6.8	災害発生時又は災害発生のおそれのある場合における、避難者輸送・避難所としてのバス利用	資料 1.34 参照
		ヤフー (株)	災害に係る情報発信等に関する協定	H24.8.1	防災情報、緊急情報等のヤフーサービス上への掲載	資料 1.40 参照	ヤフー (株)	災害に係る情報発信等に関する協定	H24.8.1	防災情報・緊急情報等のヤフーサービス上への掲載	資料 1.19 参照
		生活協同組合コープみらい	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	H25.8.30	災害時における応急生活物資の調達及び供給、物資搬送車両の確保、被災状況等の情報の提供	資料 1.41 参照	(株)JCN関東	防災情報等の放送に関する協定	H25.8.26	災害時におけるケーブルテレビを利用した災害情報や防災情報等の放送	資料 1.37 参照
		(株)伊藤園	災害時における飲料水の提供に関する協定	H25.11.28	災害時における飲料水の提供の協力	資料 1.42 参照	生活協同組合コープみらい	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	H25.8.30	災害時における応急生活物資の調達及び供給、物資搬送車両の確保、被災状況等の情報の提供	資料 1.38 参照
		埼玉葬祭業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会	災害時における葬祭協力等に関する協定	H26.2.20	災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の収容・保全・処置・安置・搬送等の協力	資料 1.43 参照	(株)伊藤園	災害時における飲料水の提供に関する協定	H25.11.28	災害時における飲料水の提供の協力	資料 1.39 参照
		(株)ジェイコム北関東	防災情報等の放送に関する協定	H28.3.14	災害時等におけるケーブルテレビを利用した災害情報や防災情報等の放送	資料 1.44 参照	埼玉葬祭業協同組合、全日本葬祭業協同組合連合会	災害時における葬祭協力等に関する協定	H26.2.20	災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の収容・保全・処置・安置・搬送等の協力	資料 1.40 参照
		(株)セブン・イレブン・ジャパン	災害時における生活物資等の供給に関する協定	H28.3.25	災害時に市からの要請により、食料、飲料水、生活必需品等の調達、供給等の協力	資料 1.45 参照					
		グランド産業(株)	災害時における仮設設備等の優先提供に関する協定	H28.10.24	災害時における仮設トイレ、仮設ハウス等の優先的提供	資料 1.46 参照					
		(株)ゼンリン	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	H29.7.11	災害時における備蓄用住宅地図等の提供	資料 1.47 参照					
		マミーマート(株)	災害時における物資の供給等に関する協定	H30.10.30	災害時における食料品、食器類、日用品等の生活物資の供給や緊急避難先としての駐車場の一部の無償開放	資料 1.48 参照					

36	2-57	<p>(6) 受入れ体制の整備</p> <p>他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、<u>受援計画を策定し、災害時の受入れ窓口や応援要請手順、指揮連絡系統、応援部隊の集結場所等を明確化し、併せて関係職員への周知を図る。</u></p>	<p>(6) 受入れ体制の整備</p> <p>各部署は、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、災害時の受入れ窓口や指揮連絡系統、応援部隊の集結場所等を明確化し、あわせて関係職員への周知を図る。</p>
37	2-65	<p><u>3.1 給水体制の整備</u></p> <p>【給水サービス課、事業計画課、上下水道管理センター、水道課、防災危機管理室】</p> <p>～</p> <p>③飲料水の確保</p> <p>災害時の飲料水を確保するため、受・浄水場施設の耐震強化を図り、災害用貯水タンク及び非常災害用井戸の整備を推進する。また、<u>貯水槽を保有する中高層住宅等においては、災害、その他非常時に緊急応援の水道用水供給に係る理解と協力に努める。</u></p>	<p><u>3.1 給水体制の整備</u></p> <p>【給水サービス課、水道施設課、防災危機管理課】</p> <p>～</p> <p>③飲料水の確保</p> <p>災害時の飲料水を確保するため、受・浄水場施設、災害用貯水タンク及び非常災害用井戸の整備を推進する。また、中高層住宅等においては、屋上や地下空間を利用した災害用貯水設備等の設置の促進に努める。</p>
38	2-70	<p>□民間との協力体制</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ関係団体（企業）との間に協定を締結する。 ・災害発生時の生活必需品等の輸送手段や搬送場所についての確認を行い、訓練等により検証していく必要がある。 </div>	<p>□民間との協力体制</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめ関係団体（企業）との間に協定を締結する。 →在庫の優先的供給を受けることのできる量を毎年、確認する。 ・災害発生時の生活必需品等の輸送手段や搬送場所についての確認を行い、訓練等により検証していく必要がある。 </div>
39	2-75	<p>(3) 消防活動体制の整備</p> <p>大規模かつ多様化する火災、救助、救急需要に対応するため、消防ポンプ車、<u>化学車、救助工作車、はしご車、高規格救急車、支援車等の計画的な整備及び救急救命士の養成と併せ救急医療機関との連携を図るとともに、隊員の教育及び各種消防訓練を実施し、警防、救助及び救急体制の強化を図る。</u></p>	<p>(3) 消防活動体制の整備</p> <p>大規模かつ多様化する火災、救助、救急需要に対応するため、消防ポンプ車、救助工作車、高規格救急車の整備及び救急救命士の養成と併せ救急医療機関との連携を図るとともに、隊員の教育及び各種消防訓練を実施し、警防、救助及び救急体制の強化を図る。</p>
40	2-82	<p>(2) 搬送体制の整備</p> <p>医療救護所から市内の医療機関への負傷者の搬送（一次搬送）、あるいは市外への広域搬送（二次搬送）が必要な負傷者を想定して、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について、事前に関係機関と協議・調整を図る。</p>	<p>(2) 搬送体制の整備</p> <p>医療救護所から市内の救急医療機関への負傷者の搬送（一次搬送）、あるいは市外への広域搬送（二次搬送）が必要な負傷者を想定して、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について、事前に関係機関と協議・調整を</p>

		<p>なお、埼玉県には平成3年4月1日から運航を開始した埼玉県防災航空隊があり、傷病者の搬送等にも活用されている。また、平成19年10月26日からドクターヘリ（埼玉医科大学総合医療センター）の運用が開始されている。</p> <p><u>さらに、大規模災害時には、埼玉県においては、航空自衛隊入間基地内に広域医療搬送拠点が設置される。</u></p>	<p>図る。</p> <p>なお、埼玉県には平成3年4月1日から運航を開始した埼玉県防災航空隊があり、傷病者の搬送等にも活用されている。また、平成19年10月26日からドクターヘリ（埼玉医科大学総合医療センター）の運用が開始されている。</p>
41	2-84	<p>(3) 透析患者への対策</p> <p>透析患者の医療を確保するため、透析患者の把握、専門医療機関の受入れ体制、給水量の確保、患者の搬送などの協力体制について、関係機関と協議を行い整備を図る。</p>	<p>(3) 透析患者への対策</p> <p>透析患者の医療を確保するため、透析患者の把握、専門医療機関の受入れ体制、給水量の確保、患者の搬送などの協力体制について、医師会等関係機関と協議を行い整備を図る。</p>
42	2-86	<p>6.1 防疫活動体制の整備</p> <p>【保健予防課、食品・環境衛生課、衛生検査課、健康管理課、健康づくり支援課】</p>	<p>6.1 防疫活動体制の整備</p> <p>【保健予防課、食品・環境衛生課、衛生検査課、健康づくり支援課】</p>
43	2-88	<p>《方策》</p> <p>(1) 遺体収容所の選定</p> <p>(2) 埋・火葬のための資材の確保</p> <p>(3) <u>斎場の安定的な運営</u></p> <p>～</p> <p>(3) <u>斎場の安定的な運営</u></p> <p><u>平成29年4月に新たな斎場（火葬場）が開設された。</u></p> <p><u>斎場には、火葬炉が12基設置されたが、必要な火葬を円滑に行うため、人員体制の整備に努める必要がある。</u></p> <p><u>斎場では、大規模災害に備えて、非常用発電機を10時間運転可能な燃料の備蓄、火葬用の都市ガスが遮断された場合に備えて火葬8件分の都市ガスの備蓄を行っている。</u></p>	<p>《方策》</p> <p>(1) 遺体収容所の選定</p> <p>(2) 埋・火葬のための資材の確保</p> <p>(3) <u>火葬場の移転・更新</u></p> <p>～</p> <p>(3) <u>火葬場の移転・更新</u></p> <p><u>現火葬場は老朽化していることに加え、火葬能力においても対応が困難なことから更新させる。</u></p> <p><u>更新にあたっては、幹線道路からの排出入経路が住宅地及び繁華街を通らない区域に移転させる。</u></p>

■本市指定の緊急輸送道路

[平成31年3月31日現在]

区分	路線名	延長(m)	幅員(m)	指定区間
県道	A 川越新座線	—	—	小仙波(国道16号との交差点)～富士見市境
	B 並木川崎線	—	—	並木(川越新座線との交差点)～ふじみ野市境
	C 今福木野目線	—	—	下新河岸(旭橋)～木野目(川越富士見有料道路との交差点)
	D 川越越生線	—	—	大袋新田(国道16号との交差点)～鶴ヶ島市境
	E 鯉井狭山線	—	—	安比奈新田(安比奈親水公園入口交差点)～的場(的場上交差点)
	F 片柳川越線	—	—	石原町2丁目(石原町北交差点)～坂戸市境
	G 川越栗橋線	—	—	元町1丁目(札の辻)～宮元町(国道254号との交差点)
	H 川越坂戸毛呂山線	—	—	新宿町2丁目(新宿町北交差点)～松江町1丁目(川越日高線との交差点)
	I 川越北環状線	—	—	脇田新町(国道16号との交差点)～福田(国道254号との交差点)
	J 本川越停車場線	—	—	連雀町(川越日高線との交差点)～新宿町1丁目(本川越駅)
市道	1 市道0001号線	全部 3,452.8	5.4～33.6	元町1丁目15番8地先～鴨田1,061番1地先
	2 市道0006号線	全部 2,813.6	4.0～27.0	脇田新町2番36地先～小仙波町2丁目23番4地先
	3 市道0009号線	全部 1,700.4	7.3～67.4	新宿町1丁目7番7地先～新宿町1丁目22番27地先
	4 市道0010号線	全部 2,939.4	7.7～48.6	脇田本町14番1地先～南大塚3丁目13番地20地先
	5 市道0013号線	一部 101.0	5.0～13.0	南大塚1丁目14番12地先～南大塚2丁目5番18地先
	6 市道0016号線	全部 1,557.3	11.2～24.8	神明町11番1地先～月吉町1番1地先
	7 市道0017号線	全部 3,117.1	7.3～43.8	上戸288番6地先～石原町2丁目59番1地先
	8 市道0021号線	全部 1,431.5	8.5～21.2	山田783番3地先～神明町12番1
	9 市道0023号線	一部 1,187.8	5.9～32.1	福田1,171番地先～府川1,200番1地先
	10 市道0028号線	一部 170.3	4.0～15.8	鴨田1,061番1地先～鴨田1,151番1地先
	11 市道0032号線	全部 2,496.4	7.5～27.6	古谷上5,321番1地先～鴨田1,850番1地先
	12 市道0039号線	全部 1,867.3	5.7～13.6	古谷上3,779番1地先～並木89番1地先
	13 市道0043号線	全部 1,093.4	5.2～12.1	砂新田13番2地先～下新河岸18番5地先
	14 市道0050号線	全部 2,624.3	4.4～12.3	藤間12番2地先～中福393番4地先
	15 市道0057号線	一部 473.0	8.8～12.6	今福398番4地先～中台2丁目9地先
	16 市道0060号線	一部 867.0	15.5～17.9	南大塚514番6地先～南台1丁目9番1地先
	17 市道0061号線	全部 775.0	9.3～23.2	南台1丁目3番5地先～南台1丁目9番1地先
	18 市道0070号線	一部 2,250.0	4.9～27.8	豊田新田19番3地先～小ヶ谷233番6地先
	19 市道0073号線	全部 756.9	7.5～23.0	笠幡4,873番3地先～安比奈新田243番2地先
	20 市道0078号線	一部 784.0	3.6～17.2	的場247番3地先～笠幡46番2地先
	21 市道0080号線	全部 1,776.3	5.6～22.7	吉田100番1地先～的場北1丁目4番6地先
	22 市道0086号線	一部 2,200.0	5.5～21.5	下広谷431番5地先～小堤311番2地先
	23 市道0089号線	全部 1,908.7	11.9～35.3	平塚248番1地先～鯉井1,794番1地先
	24 市道0093号線	全部 1,842.3	16.0～38.3	的場811番1地先～吉田新町2丁目17番1地先
	25 市道0096号線	全部 1,393.7	16.0～23.1	野田1,055番1地先～豊田本715番1地先
	26 市道0098号線	全部 718.3	6.2～13.7	新宿573番21地先～今福1,064番1地先
	27 市道2506号線	全部 296.6	11.0～40.5	寺山539番1地先～寺山384番1地先
	28 市道3400号線	一部 423.0	8.0～8.0	鴨田1,565番1地先～鴨田1,151番1地先
	29 市道5455号線	全部 1,487.6	6.8～14.6	熊野町17番1地先～寺尾1,176番2地先
	30 市道5484号線	全部 249.5	9.5～9.5	寺尾1,029番2地先～寺尾1,168番1地先
	31 市道7476号線	一部 729.0	3.7～22.4	南大塚2丁目4番地7地先～豊田新田17番3地先
	合計	45,483.5	—	—

■本市指定の緊急輸送道路

[平成20年4月1日現在]

区分	路線名	延長(m)	幅員(m)	指定区間
県道	A 川越新座線	—	—	小仙波(国道16号との交差点)～富士見市境
	B 並木川崎線	—	—	並木(川越新座線との交差点)～ふじみ野市境
	C 今福木野目線	—	—	下新河岸(旭橋)～木野目(川越富士見有料道路との交差点)
	D 川越越生線	—	—	大袋新田(国道16号との交差点)～鶴ヶ島市境
	E 鯉井狭山線	—	—	安比奈新田(安比奈親水公園入口交差点)～的場(的場上交差点)
	F 片柳川越線	—	—	石原町2丁目(石原町北交差点)～坂戸市境
	G 川越栗橋線	—	—	元町1丁目(札の辻)～宮元町(国道254号との交差点)
	H 川越坂戸毛呂山線	—	—	新宿町2丁目(新宿町北交差点)～松江町1丁目(川越日高線との交差点)
	I 川越北環状線	—	—	脇田新町(国道16号との交差点)～今成4丁目(川越日高線との交差点)
	J 本川越停車場線	—	—	連雀町(川越日高線との交差点)～新宿町1丁目(本川越駅)
市道	1 市道0001号線	全部 3,452.8	5.4～33.6	元町1丁目15番8地先～鴨田1,061番1地先
	2 市道0006号線	全部 2,813.6	4.0～27.0	脇田新町2番36地先～小仙波町2丁目23番4地先
	3 市道0009号線	全部 1,700.4	7.3～67.4	新宿町1丁目7番7地先～新宿町1丁目22番27地先
	4 市道0010号線	一部 2,939.4	7.7～48.6	脇田本町14番1地先～新宿573番21地先
	5 市道0013号線	一部 101.0	5.0～13.0	豊田本2,093番地先～豊田本1,095番1地先
	6 市道0016号線	全部 1,557.3	11.2～24.8	神明町11番1地先～月吉町1番1地先
	7 市道0017号線	全部 3,117.1	7.3～43.8	上戸288番6地先～石原町2丁目59番1地先
	8 市道0021号線	全部 1,431.5	8.5～21.2	山田783番3地先～神明町12番1
	9 市道0028号線	一部 170.3	4.0～15.8	鴨田1,061番1地先～鴨田1,151番1地先
	10 市道0032号線	一部 2,496.4	7.5～27.6	古谷上5,321番1地先～鴨田1,850番2地先
	11 市道0039号線	全部 1,867.3	5.7～13.6	古谷上3,779番1地先～並木89番1地先
	12 市道0043号線	全部 1,093.4	5.2～12.1	砂新田13番2地先～下新河岸18番5地先
	13 市道0050号線	全部 2,624.3	4.4～12.3	藤間12番2地先～中福393番4地先
	14 市道0057号線	一部 473.0	8.8～12.6	今福1,064番1地先～今福2,848番1地先
	15 市道0058号線	一部 250.0	6.3～6.3	南大塚516番1地先～南大塚517番1地先
	16 市道0059号線	一部 867.0	15.5～17.9	南大塚1,105番1地先～南大塚516番1地先
	17 市道0060号線	一部 867.0	15.5～17.9	南大塚514番6地先～南台1丁目9番1地先
	18 市道0061号線	全部 775.0	9.3～23.2	南台1丁目3番5地先～南台1丁目9番1地先
	19 市道0070号線	一部 2,250.0	4.9～27.8	豊田新田19番3地先～小ヶ谷233番6地先
	20 市道0073号線	全部 756.9	7.5～23.0	笠幡4,873番3地先～安比奈新田243番2地先
	21 市道0078号線	全部 784.0	3.6～17.2	的場247番3地先～笠幡46番2地先
	22 市道0080号線	一部 784.0	3.6～23.0	的場247番3地先～笠幡46番2地先
	23 市道0086号線	全部 1,776.3	5.6～22.7	吉田100番1地先～的場北1丁目4番6地先
	24 市道0089号線	一部 2,200.0	5.5～21.5	下広谷431番5地先～小堤311番2地先
	24 市道0093号線	全部 1,842.3	16.0～38.3	的場811番1地先～吉田新町2丁目17番1地先
	25 市道0096号線	全部 1,393.7	16.0～23.1	野田1,055番1地先～豊田本715番1地先
	26 市道0098号線	全部 718.3	6.2～13.7	新宿573番21地先～今福1,064番1地先
	27 市道3400号線	一部 423.0	8.0～8.0	鴨田1,565番1地先～鴨田1,151番1地先
	28 市道5455号線	全部 1,487.6	6.8～14.6	熊野町17番1地先～寺尾1,176番2地先
	29 市道5484号線	全部 249.5	9.5～9.5	寺尾1,029番2地先～寺尾1,168番1地先
	30 市道6168号線	全部 1,292.6	4.9～12.8	今福788番1地先～南大塚1,105番3地先
31 市道6223号線	全部 947.9	4.5～9.4	今福788番2地先～今福784番1地先	
32 市道7476号線	一部 729.0	3.7～22.4	南大塚19番1地先～豊田新田19番3地先	
	合計	42,621.3	—	—

45	2-91	■埼玉県指定緊急輸送道路（本市域関連） [平成28年3月改訂]		■埼玉県指定緊急輸送道路（本市域関連） [平成25年9月改訂]			
		区分	基準	該当道路（区間）	区分	基準	該当道路（区間）
		第一次特定緊急輸送道路	消火活動や人命救助を最優先として高速道路や国道など4車線道路とこれを補完する広域幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関越自動車道 (所沢市城(都境)～上里町五明(群馬県境)) ・ 首都圏中央連絡自動車道 (入間市木蓮寺(都境)～幸手市木立(茨城県境)) ・ 国道16号 (入間市二本木(都境)～春日部市西金野井(千葉県境)) ・ 国道254号 (川越市小仙波(16号との交差点)～神川町肥土(群馬県境)) ・ 国道254号バイパス (富士見市下南畑(463号との交差点)～川越市小仙波(16号との交差点)) ・ 国道407号 (狭山市根岸(299号との交差点)～東松山下野本(254号との交差点)) 	第一次特定緊急輸送道路	消火活動や人命救助を最優先として高速道路や国道など4車線道路とこれを補完する広域幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関越自動車道 (所沢市城(都境)～上里町五明(群馬県境)) 72.2km ・ 首都圏中央連絡自動車道 (入間市木蓮寺(都境)～樋川北IC) 23.1km ・ 国道16号 (入間市二本木(都境)～春日部市西金野井(千葉県境)) 52.6km ・ 国道254号 (川越市木野日(木野日北交差点)～神川町肥土(群馬県境)) 56.4km ・ 国道254号バイパス (富士見市下南畑(千瀬IC交差点)～川越市木野日(木野日北交差点)) 8.0km ・ 国道407号 (狭山市根岸(日高狭山線との交差点)～東松山市毛塚(高坂神社東交差点)) 47.3km
		第一次緊急輸送道路	地域間の支援活動としてネットワークさせる主要幹線路線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道254号 (新座市中野(英IC)～川越市新宿町(16号との交差点)) ・ 主要地方道川越栗橋線 (川越市宮元町(254号との交差点)～久喜市西大輪(さいたま栗橋線との交差点)) ・ 主要地方道川越日高線 (川越市小仙波(254号との交差点)～日高市久保(299号との交差点)) ・ 主要地方道川越上尾線 (川越市松江町(川越日高線との交差点)～上尾市愛宕(17号との交差点)) 	第一次緊急輸送道路	地域間の支援活動としてネットワークさせる主要幹線路線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道254号 (新座市中野(英IC)～川越市新宿町(16号との交差点)) 44.0km ・ 主要地方道川越栗橋線 (川越市宮元町(254号との交差点)～警音町西大輪(さいたま栗橋線との交差点)) 28.0km ・ 主要地方道川越日高線 (川越市小仙波(254号との交差点)～日高市久保(299号との交差点)) 40.1km ・ 主要地方道川越上尾線 (川越市松江町(川越日高線との交差点)～上尾市愛宕(17号との交差点)) 43.0km
		第二次緊急輸送道路	地域内の防災拠点などを連絡する路線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要地方道川越所沢線 (川越市新宿町(16号との交差点)～所沢市下安松(練馬所沢線との交差点)) ・ 主要地方道川越入間線 (川越市今福(川越所沢線との交差点)～入間市宮寺(16号との交差点)) ・ 主要地方道川越坂戸毛呂山線 (川越市連雀町(川越日高線との交差点)～坂戸市にっさい花みず木(坂戸西IC入口)) ・ 主要地方道さいたまふじみ野所沢線 (ふじみ野市亀久保(254号との交差点)～川越市渋井(254号BPとの交差点)) 	第二次緊急輸送道路	地域内の防災拠点などを連絡する路線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要地方道川越所沢線 (川越市新宿(16号との交差点)～所沢市元町(練馬所沢線との交差点)) 43.0km ・ 主要地方道川越入間線 (川越市今福(川越所沢線との交差点)～入間市宮寺(16号との交差点)) 43.2km ・ 主要地方道川越坂戸毛呂山線 (坂戸市にっさい花みず木(新潟方面IC入口との交差点)～川越市連雀町(川越日高線との交差点)) 42.4km ・ 主要地方道さいたま土福岡所沢線 (ふじみ野市亀久保(亀久保交差点)～川越市渋井(富士見川越有料道路との交差点)) 3.0km

46	2-93	<p>(4) その他の輸送手段の確保</p> <p>市は、道路の被災により車両が使用できない場合又は車両による輸送では間に合わない傷病人の輸送などのため、<u>ヘリコプターなど</u>の輸送手段について確保できるよう努める。</p> <p>なお、本市は災害時におけるヘリコプターの優先利用に関する協定を締結している。</p>	<p>(4) その他の輸送手段の確保</p> <p>市は、道路の被災により車両が使用できない場合又は車両による輸送では間に合わない傷病人の輸送などのため、<u>ヘリコプターや他の輸送手段</u>について確保できるよう努める。</p> <p>なお、本市は災害時におけるヘリコプターの優先利用に関する協定を締結している。</p>
47	2-95	<p>②仮置場の把握</p> <p>災害廃棄物を最終処分するまでの間の仮置場の候補地は、以下のとおりとするが、さらに、可能な限り多く確保するように努める。<u>また、進入経路及び分別の種別・仕方を想定しておく。</u></p>	<p>②仮置場の把握</p> <p>災害廃棄物を最終処分するまでの間の仮置場の候補地は、以下のとおりとするが、さらに、可能な限り多く確保するように努める。</p>

48	2-100	■応急仮設住宅用地の候補地 [平成30年4月1日現在]	■応急仮設住宅用地の候補地 [平成25年4月1日現在]																																																																																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>候補地名</th> <th>所在地</th> <th>面積 (㎡)</th> <th>設置可能戸数 (戸)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>南台かすみ公園</td><td>南台2丁目10番</td><td>1,243</td><td>13</td></tr> <tr><td>南台ふじみ公園</td><td>南台3丁目5番</td><td>1,587</td><td>17</td></tr> <tr><td>藤原町第一公園</td><td>藤原町15番4</td><td>1,028</td><td>11</td></tr> <tr><td>的場たぬき山公園</td><td>的場1丁目19番</td><td>2,328</td><td>25</td></tr> <tr><td>的場原公園</td><td>的場2丁目17番</td><td>2,241</td><td>24</td></tr> <tr><td>稲荷公園</td><td>吉田新町2丁目6番1</td><td>975</td><td>10</td></tr> <tr><td>笠幡公園</td><td>川鶴2丁目7番</td><td>8,009</td><td>88</td></tr> <tr><td>御伊勢塚公園</td><td>伊勢原町3丁目3番</td><td>7,315</td><td>81</td></tr> <tr><td>初雁公園</td><td>郭町2丁目13番1</td><td>10,906</td><td>121</td></tr> <tr><td>富士見六地藏公園</td><td>広谷新町41番4</td><td>1,185</td><td>13</td></tr> <tr><td>みよしの公園</td><td>大字吉田字堤内685番1</td><td>1,154</td><td>12</td></tr> <tr><td>あおい公園</td><td>上戸新町36番5</td><td>1,490</td><td>16</td></tr> <tr><td>並木西町公園</td><td>並木西町16番</td><td>1,087</td><td>12</td></tr> <tr><td>芳野台第二公園</td><td>芳野台1丁目103番42</td><td>1,373</td><td>15</td></tr> <tr><td>藤木町第一公園</td><td>藤木町1番1</td><td>1,136</td><td>12</td></tr> <tr><td>大塚新町公園</td><td>大塚新町17番5</td><td>986</td><td>10</td></tr> <tr><td>かまくら運動公園</td><td>霞ヶ関北6丁目30番1</td><td>1,094</td><td>12</td></tr> <tr><td>伊佐沼公園</td><td>大字伊佐沼字沼田町584</td><td>2,644</td><td>29</td></tr> <tr><td>市民グラウンド</td><td>宮元町23番22</td><td>11,647</td><td>129</td></tr> <tr><td>合計</td><td>—</td><td>59,428</td><td>650</td></tr> </tbody> </table>	候補地名	所在地	面積 (㎡)	設置可能戸数 (戸)	南台かすみ公園	南台2丁目10番	1,243	13	南台ふじみ公園	南台3丁目5番	1,587	17	藤原町第一公園	藤原町15番4	1,028	11	的場たぬき山公園	的場1丁目19番	2,328	25	的場原公園	的場2丁目17番	2,241	24	稲荷公園	吉田新町2丁目6番1	975	10	笠幡公園	川鶴2丁目7番	8,009	88	御伊勢塚公園	伊勢原町3丁目3番	7,315	81	初雁公園	郭町2丁目13番1	10,906	121	富士見六地藏公園	広谷新町41番4	1,185	13	みよしの公園	大字吉田字堤内685番1	1,154	12	あおい公園	上戸新町36番5	1,490	16	並木西町公園	並木西町16番	1,087	12	芳野台第二公園	芳野台1丁目103番42	1,373	15	藤木町第一公園	藤木町1番1	1,136	12	大塚新町公園	大塚新町17番5	986	10	かまくら運動公園	霞ヶ関北6丁目30番1	1,094	12	伊佐沼公園	大字伊佐沼字沼田町584	2,644	29	市民グラウンド	宮元町23番22	11,647	129	合計	—	59,428	650	<table border="1"> <thead> <tr> <th>候補地名</th> <th>所在地</th> <th>面積 (㎡)</th> <th>設置可能戸数 (戸)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>市民グラウンド</td><td>宮元町 23-22</td><td>12,300</td><td>137</td></tr> <tr><td>笠幡公園</td><td>川鶴 2-7</td><td>6,000</td><td>67</td></tr> <tr><td>合計</td><td>—</td><td>36,114</td><td>404</td></tr> </tbody> </table>	候補地名	所在地	面積 (㎡)	設置可能戸数 (戸)	市民グラウンド	宮元町 23-22	12,300	137	笠幡公園	川鶴 2-7	6,000	67	合計	—
候補地名	所在地	面積 (㎡)	設置可能戸数 (戸)																																																																																																		
南台かすみ公園	南台2丁目10番	1,243	13																																																																																																		
南台ふじみ公園	南台3丁目5番	1,587	17																																																																																																		
藤原町第一公園	藤原町15番4	1,028	11																																																																																																		
的場たぬき山公園	的場1丁目19番	2,328	25																																																																																																		
的場原公園	的場2丁目17番	2,241	24																																																																																																		
稲荷公園	吉田新町2丁目6番1	975	10																																																																																																		
笠幡公園	川鶴2丁目7番	8,009	88																																																																																																		
御伊勢塚公園	伊勢原町3丁目3番	7,315	81																																																																																																		
初雁公園	郭町2丁目13番1	10,906	121																																																																																																		
富士見六地藏公園	広谷新町41番4	1,185	13																																																																																																		
みよしの公園	大字吉田字堤内685番1	1,154	12																																																																																																		
あおい公園	上戸新町36番5	1,490	16																																																																																																		
並木西町公園	並木西町16番	1,087	12																																																																																																		
芳野台第二公園	芳野台1丁目103番42	1,373	15																																																																																																		
藤木町第一公園	藤木町1番1	1,136	12																																																																																																		
大塚新町公園	大塚新町17番5	986	10																																																																																																		
かまくら運動公園	霞ヶ関北6丁目30番1	1,094	12																																																																																																		
伊佐沼公園	大字伊佐沼字沼田町584	2,644	29																																																																																																		
市民グラウンド	宮元町23番22	11,647	129																																																																																																		
合計	—	59,428	650																																																																																																		
候補地名	所在地	面積 (㎡)	設置可能戸数 (戸)																																																																																																		
市民グラウンド	宮元町 23-22	12,300	137																																																																																																		
笠幡公園	川鶴 2-7	6,000	67																																																																																																		
合計	—	36,114	404																																																																																																		
49	2-101	9.2 建築物、宅地の危険度判定に係る体制の整備 【建築指導課、開発指導課】	9.2 建築物、宅地の危険度判定に係る体制の整備 【建築指導課】																																																																																																		
50	2-107	1.1.2 帰宅困難者発生に伴う影響 【防災危機管理室、防犯・交通安全課、交通政策課】	1.1.2 帰宅困難者発生に伴う影響 【防災危機管理課、政策企画課】																																																																																																		
51	2-109 ~10	(1) 関係機関との連携 災害時に迅速に帰宅困難者への対応を実施できるよう、県、市、鉄道事業者、警察、消防及び企業による構成で設置した川越市主要駅周辺帰宅困難者対策協議会において、平常時から災害に関する情報交換等を実施し、災害	(1) 関係機関との連携 災害時に迅速に帰宅困難者への対応を実施できるよう、企業や交通機関等との協定を締結し、相互に連携・協力できる体制づくりに努める。 県、市、鉄道事業者、警察、企業等で構成する川越市主要駅周辺帰宅困																																																																																																		

		<p>時に迅速な対応が可能となる連絡体制を強化する。また、地震の発生により、鉄道等が運行を停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるための施設のさらなる確保に努める。なお、一時滞在施設は、公共施設や民間施設を問わず、柔軟に安全な施設を確保する。</p> <p>(2) 帰宅困難者対策訓練の実施 <u>主要駅における利用者保護訓練や、主要駅から一時滞在施設への避難誘導訓練等を実施することにより、市民への啓発のほか、関係機関との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検証・検討していく。</u></p>	<p>難者対策協議会を設置し、平常時から災害に関する情報交換等を実施し、災害時に迅速な対応が可能となる連絡体制を構築する。また、地震の発生により、鉄道等が運行停止し、駅周辺に滞留者が発生した場合、駅周辺の混乱を防止し、帰宅が可能となるまで待機場所が無い者を一時的に滞在させるための施設を確保する。なお、一時滞在施設は公共施設や民間施設を問わず、柔軟に安全な施設を確保する。</p> <p>(2) 徒歩帰宅訓練の実施 交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練や主要駅等における混乱防止対策訓練を実施することにより、市民への啓発のほか、東京都や埼玉県内市町村、鉄道事業者及び駅周辺事業者等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検証・検討していく。</p>
52	2-112	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 第5 ボランティアとの連携 (p2-143) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> 5.1 連携体制の整備 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 第5 ボランティアとの連携 (p2-143) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> 5.1 連携体制の整備 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> 5.2 埼玉県災害ボランティア登録制度の周 </div>
53	2-120	<p>(1) 実施時期及び場所 原則として防災週間中に実施するのが望ましいが、できるだけ多くの者が参加可能な日程を調整して決定する。 訓練会場については、その都度選定する。</p> <p>(2) 実施方法 本市の主催又は埼玉県との共催により防災関係機関、関係団体及び市民の協力を得て実施する。 <u>なお、総合防災訓練は、近年の災害状況等を考慮し、必要に応じて開催する。総合防災訓練を実施しない場合には、図上訓練や避難所開設・運営訓練等の開催を検討する。</u></p>	<p>(1) 実施時期及び場所 原則として防災週間中に実施するのが望ましいが、できるだけ多くの者が参加可能な日程を調整して決定する(現在は、8月末の日曜日に設定している)。 訓練会場については、その都度選定する。</p> <p>(2) 実施方法 本市の主催又は埼玉県との共催により防災関係機関、関係団体及び市民の協力を得て実施する。 <u>なお、総合防災訓練は、原則2年に1回実施し、図上訓練と総合防災訓練を隔年で開催する。</u></p>

54	2-134	<p>4. 1 在宅の避難行動要支援者に対する安全対策</p> <p>【<u>防災危機管理室、福祉推進課、障害者福祉課、高齢者いきがい課、地域包括ケア推進課、介護保険課</u>】</p> <p>～</p> <p>(1) <u>川越市避難行動要支援者避難支援全体計画</u>の作成</p> <p>～</p> <p>(1) <u>川越市避難行動要支援者避難支援全体計画</u>の作成</p> <p>市は、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月、内閣府）」を参考に、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、より細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として「<u>川越市避難行動要支援者避難支援全体計画</u>」を定めている。</p>	<p>4. 1 在宅の避難行動要支援者に対する安全対策</p> <p>【<u>防災危機管理課、福祉推進課、生活福祉課、障害者福祉課、高齢者いきがい課</u>】</p> <p>～</p> <p>(1) 避難支援全体計画の作成</p> <p>～</p> <p>(1) 避難支援全体計画の作成</p> <p>市は、内閣府が策定した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月、内閣府）」を参考に、避難行動要支援者に係る全体的な考え方を整理し、より細目的な部分も含め、地域防災計画の下位計画として <u>避難支援全体計画</u> を定める。</p>
55	2-136	<p>(6) <u>避難行動要支援者名簿の更新</u></p> <p>避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は、避難行動要支援者の把握に努め、<u>上記(5)に掲げた方法に基づき年に1回 避難行動要支援者名簿の更新</u>を行う。</p> <p>～</p> <p>□<u>避難行動要支援者の個人情報等の取扱い</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>避難行動要支援者の個人情報については、市が名簿提供組織に対し、守秘義務を守り適切に取り扱われるよう十分配慮する。 市と自治会との間で個人情報の取り扱いに関する <u>覚書</u> を取り交わす。 民生委員・児童委員等へは取り扱いについての十分な説明を行う。</p> </div>	<p>(6) <u>避難行動要支援者名簿の更新</u></p> <p>避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、<u>避難行動要支援者名簿</u> を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状況に保つほか、<u>避難支援等に必要な事項に変化が生じたり転居や入院等により名簿から削除された場合は、その情報を市及び関係者間で共有するよう努める。</u></p> <p>～</p> <p>□<u>避難行動要支援者の個人情報等の取扱い</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>避難行動要支援者の個人情報については、市が名簿提供組織に対し、守秘義務を守り適切に取り扱われるよう十分配慮する。 例市と自治会との間で個人情報の取り扱いに関する <u>協定</u> を取り交わす。 民生委員・児童委員等へは取り扱いについての十分な説明を行う。</p> </div>

56	2-137	■個別計画作成までの手順																										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>手順</th> <th>実施事項</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>随時</td> <td>自治会、民生委員・児童委員等への説明会</td> <td>制度の趣旨について十分な理解が得られるよう適宜、関係者に対して開催</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>福祉関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約</td> <td>全体名簿の作成</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>避難行動要支援者本人への制度の周知及び避難支援等関係者への情報提供同意確認</td> <td>市の広報紙、パンフレットの配布等、回覧板等による制度の周知・郵送による同意確認</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>避難行動要支援者の情報提供に同意した者の情報を整理</td> <td>提供用名簿の作成</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>自治会、民生委員・児童委員等への説明会</td> <td>情報の管理方策についても研修</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>提供用名簿の提供</td> <td>避難行動要支援者情報の提供を受ける者の守秘義務の確保</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>一人ひとりの個別計画の作成・整理</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>以後、継続的に登録情報を更新</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	手順	実施事項	備考	随時	自治会、民生委員・児童委員等への説明会	制度の趣旨について十分な理解が得られるよう適宜、関係者に対して開催	1	福祉関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約	全体名簿の作成	2	避難行動要支援者本人への制度の周知及び避難支援等関係者への情報提供同意確認	市の広報紙、パンフレットの配布等、回覧板等による制度の周知・郵送による同意確認	3	避難行動要支援者の情報提供に同意した者の情報を整理	提供用名簿の作成	4	自治会、民生委員・児童委員等への説明会	情報の管理方策についても研修	5	提供用名簿の提供	避難行動要支援者情報の提供を受ける者の守秘義務の確保	6	一人ひとりの個別計画の作成・整理	—	7	以後、継続的に登録情報を更新
手順	実施事項	備考																										
随時	自治会、民生委員・児童委員等への説明会	制度の趣旨について十分な理解が得られるよう適宜、関係者に対して開催																										
1	福祉関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約	全体名簿の作成																										
2	避難行動要支援者本人への制度の周知及び避難支援等関係者への情報提供同意確認	市の広報紙、パンフレットの配布等、回覧板等による制度の周知・郵送による同意確認																										
3	避難行動要支援者の情報提供に同意した者の情報を整理	提供用名簿の作成																										
4	自治会、民生委員・児童委員等への説明会	情報の管理方策についても研修																										
5	提供用名簿の提供	避難行動要支援者情報の提供を受ける者の守秘義務の確保																										
6	一人ひとりの個別計画の作成・整理	—																										
7	以後、継続的に登録情報を更新	—																										
		<p style="text-align: center;">～</p> <p>4.2 要配慮者全般の安全対策</p> <p style="text-align: center;">【防災危機管理室、福祉推進課、障害者福祉課、高齢者いきがい課、地域包括ケア推進課、介護保険課】</p>																										
57	2-138	④見守りネットワーク等の活用 市は、自治会、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等による見守り活動や民間事業者等の協力による「ときも見守りネットワーク」の活用を図る。																										

■個別計画作成までの手順																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>手順</th> <th>実施事項</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>自治会、民生委員・児童委員等への説明会</td> <td>制度の趣旨について十分な理解が得られるよう適宜、関係者に対して開催</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>関係機関共有方式による情報共有</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>関係機関共有方式で共有した情報を地図化や住所順にするなどし、避難支援用に整理</td> <td>全体名簿の作成</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>避難行動要支援者本人への制度の周知及び避難支援等関係者への情報提供同意確認</td> <td>市の広報紙、パンフレットの配布等、回覧板等による制度の周知・郵送による同意確認</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>避難行動要支援者の情報提供に同意した者の情報を整理</td> <td>提供用名簿の作成</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>自治会、民生委員・児童委員等への説明会</td> <td>情報の管理方策についても研修</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>提供用名簿の提供</td> <td>避難行動要支援者情報の提供を受ける者の守秘義務の確保</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>一人ひとりの個別計画の作成・整理</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>以後、継続的に登録情報を更新</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	手順	実施事項	備考	1	自治会、民生委員・児童委員等への説明会	制度の趣旨について十分な理解が得られるよう適宜、関係者に対して開催	2	関係機関共有方式による情報共有	—	3	関係機関共有方式で共有した情報を地図化や住所順にするなどし、避難支援用に整理	全体名簿の作成	4	避難行動要支援者本人への制度の周知及び避難支援等関係者への情報提供同意確認	市の広報紙、パンフレットの配布等、回覧板等による制度の周知・郵送による同意確認	5	避難行動要支援者の情報提供に同意した者の情報を整理	提供用名簿の作成	6	自治会、民生委員・児童委員等への説明会	情報の管理方策についても研修	7	提供用名簿の提供	避難行動要支援者情報の提供を受ける者の守秘義務の確保	8	一人ひとりの個別計画の作成・整理	—	9	以後、継続的に登録情報を更新	—		
手順	実施事項	備考																														
1	自治会、民生委員・児童委員等への説明会	制度の趣旨について十分な理解が得られるよう適宜、関係者に対して開催																														
2	関係機関共有方式による情報共有	—																														
3	関係機関共有方式で共有した情報を地図化や住所順にするなどし、避難支援用に整理	全体名簿の作成																														
4	避難行動要支援者本人への制度の周知及び避難支援等関係者への情報提供同意確認	市の広報紙、パンフレットの配布等、回覧板等による制度の周知・郵送による同意確認																														
5	避難行動要支援者の情報提供に同意した者の情報を整理	提供用名簿の作成																														
6	自治会、民生委員・児童委員等への説明会	情報の管理方策についても研修																														
7	提供用名簿の提供	避難行動要支援者情報の提供を受ける者の守秘義務の確保																														
8	一人ひとりの個別計画の作成・整理	—																														
9	以後、継続的に登録情報を更新	—																														
<p>注1) 関係機関共有方式</p> <p>地方公共団体の個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、避難行動要支援者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する避難行動要支援者情報を防災関係部局などの関係機関の間で共有する方式。</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>4.2 要配慮者全般の安全対策</p> <p style="text-align: center;">【防災危機管理課、福祉推進課、生活福祉課、障害者福祉課、高齢者いきがい課】</p>																																
④見守りネットワーク等の活用 市は、市内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、ホームヘルパー等の社会資源を明らかにするとともに、その役割分担を明確にし、平常時から連携体制の確立に努める。																																

58	2-139	<p>(4) 緊急通報システムの整備拡充</p> <p><u>ひとり暮らしの高齢者や障害者等が、急病、事故等の際に迅速な救援を受けられるよう、緊急通報システム事業（聴覚障害者用通信装置も含む）を実施しており、消防組合で通報を受けている。</u></p> <p><u>震災時等にも、利用されることが期待される場所であり、今後も、事業の周知等に努める。</u></p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>4.3 社会福祉施設入所者等に対する安全対策</p> <p style="text-align: center;">【障害者福祉課、高齢者いきがい課、地域包括ケア推進課、介護保険課、こども家庭課、保育課】</p>	<p>(4) 緊急通報システムの整備拡充</p> <p>震災時における的確かつ迅速な救援活動を行うため、要配慮者に対する緊急通報システム（聴覚障害者用通信装置も含む）の整備に努めており、消防組合にはセンター装置が整備されている。</p> <p>本市は、今後とも消防組合と連携し、これらの緊急通報システムを整備・拡充するとともに、高齢者及び障害者に対して、緊急通報システムの利用促進を図る。</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>4.3 社会福祉施設入所者等に対する安全対策</p> <p style="text-align: center;">【障害者福祉課、高齢者いきがい課、介護保険課、こども安全課、保育課】</p>
59	2-145	<p>(3) 専門ボランティア団体の情報把握</p> <p>災害時には、医療、福祉、保健、応急危険度判定など、様々な分野のボランティアや支援団体からの支援を受け入れることが考えられる。</p> <p><u>そのため、本市は、災害時にボランティアや支援団体の連携・調整を図ることができる全国社会福祉協議会その他の全国組織・団体の情報を把握しておくものとする。</u></p>	<p>(3) 専門ボランティア団体の情報把握</p> <p>災害時には、医療、福祉、保健、応急危険度判定など、様々な分野の専門ボランティア組織・団体が、市内で独自の救援活動を展開することが考えられる。</p> <p>そのため、本市は、災害時に援助の申し出があった場合、これら団体と円滑に連携できるよう、総務省消防庁が公開している「災害ボランティア・データバンク」等を利用して情報を事前に把握しておくものとする。</p>

60	2-145	※削除	<p><u>5.2 埼玉県災害ボランティア登録制度の周知</u></p> <p style="text-align: right;">【福祉推進課】</p> <p>埼玉県は、災害ボランティアとして活動を希望する個人又はグループを対象として、災害ボランティア活動の登録制度を創設している。</p> <p>本市は、市民・事業所等に対し、以下の方策をもって埼玉県の災害ボランティア登録制度の周知を図るとともに、登録の呼び掛けに努める。</p> <p>《方策》</p> <p>(1) 埼玉県災害ボランティア登録制度の周知</p> <p>(2) 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士登録の周知</p> <p>《内容》</p> <p>(1) 埼玉県災害ボランティア登録制度の周知</p> <p>埼玉県は、平常時に災害ボランティア登録を行い、必要な研修を実施するとともに、ボランティアに関する情報提供を行い、災害時には、登録を行ったボランティアは、自主的、自発的に災害ボランティア活動を行う。</p> <p>災害ボランティアの活動内容は、おおむね次のとおりである。</p> <p>☐災害ボランティアの活動内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ○一般作業（専門分野を持たずに労働力を提供） 焼き出し、清掃、救援物資の仕分けなど ○特殊作業 通訳、医療、通信、消防、介護、輸送など ○災害ボランティアコーディネート業務 </div> <p>また、災害時には、介護や通訳、建物危険度判定など特に必要となる専門分野の人員の不足が予想される。そこで、次に示す専門分野からなる災害救援専門ボランティアを編成し、災害時の人員不足に備える。</p>
----	-------	-----	--

61	2-146	※削除	<p>☐災害救援専門ボランティア（専門分野9部門）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ① ボランティアコーディネーター ② 心のケア ③ 乳幼児保育 ④ 介護 ⑤ 手話通訳 ⑥ 外国語通訳 ⑦ 建物危険度判定 ⑧ 情報・通信 ⑨ 土木・建築 </div> <p>上記ボランティア登録制度を市民に普及させるため、市社会福祉協議会にボランティア担当窓口を設け、ボランティア希望者からの問合せの対応や登録あっせん等を行うなど、ボランティア活動体制の整備に努める。</p> <p>このため、ボランティア担当窓口は、県危機管理課と連絡をとり、円滑にボランティア登録活動が行われるよう情報交換を行う。</p> <p>(2) 応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士登録の周知</p> <p>埼玉県はボランティアの応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成及び登録を行い、震災時には市の要請に基づいて応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の派遣を行う。</p> <p>本市は、市民・事業所等に対して周知を図るとともに登録の呼びかけに努める。</p>
----	-------	-----	---

■活動体制と配備基準〔震災対策〕

体制区分		配備基準	活動内容
監視体制		原則として本市で「震度4」を観測したとき	災害対策本部を設置しないで通常の組織により活動する
警戒体制		原則として本市で「震度5弱」を観測したとき	
非常体制	第1配備	原則として本市で「震度5強」を観測したとき	災害対策本部を設置して応急活動を実施する
	第2配備	原則として本市で「震度6弱以上」を観測したとき	

活動内容詳細:

- 地震の発生に伴う被害の発生の有無等について、主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制
- 軽微な地震被害が発生し、被害の発生に対して、主に被害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制
- 大規模な地震被害の発生に対して、応急対策活動に即応できる職員を配備して活動する体制
- 激甚な地震被害が発生した場合、市の全職員を動員し、組織及び機能の全てを挙げて救助その他の応急対策活動を実施する体制

■配備決定の手続き

活動体制	決定手続き
監視体制	危機管理監が行い、副市長及び市長へ報告する。
警戒体制	副市長が行い、市長へ報告する。
非常体制	警戒対策本部会議で協議のうえ、市長の承認を得て行う。

■活動体制と配備基準〔震災対策〕

体制区分		配備基準	活動内容
監視体制		<ul style="list-style-type: none"> 原則として本市で「震度4」かつ首都圏で「震度5弱」以上を観測したとき 原則として本市で「震度4」を観測したとき 	災害対策本部を設置しないで通常の組織により活動する
警戒体制	第1配備	原則として本市で「震度5弱」を観測したとき	
	第2配備	<ul style="list-style-type: none"> 上記地震が発生し、災害が発生した場合 「東海地震注意情報」が発表されたとき 	
非常体制	第1配備	<ul style="list-style-type: none"> 原則として本市で「震度5強」を観測したとき 「警戒宣言」の発令及び「東海地震予知情報」が発表されたとき 	災害対策本部を設置して応急活動を実施する
	第2配備	原則として本市で「震度6弱以上」を観測したとき	

活動内容詳細:

- 地震の発生に伴う被害の発生の有無等について、主として情報の収集及び報告を任務として活動する体制
- 軽微な地震被害が発生し、被害の発生に対して、主に被害状況の調査及び非常体制の実施に備えて活動する体制
- 大規模な地震被害の発生に対して、応急対策活動に即応できる職員を配備して活動する体制
- 激甚な地震被害が発生した場合、市の全職員を動員し、組織及び機能の全てを挙げて救助その他の応急対策活動を実施する体制

■配備決定の手続き

活動体制	決定手続き
監視体制	防災危機管理課長が、総務部長の指示を受けて行う。
警戒体制	総務部長が、副市長の指示を受けて行う。
非常体制	総務部長が、副市長の指示を受け、市長の承認を得て行う。

63	2-157	<p>③休日・夜間等の職員の動員方法</p> <p>休日・夜間等における職員の動員は、原則として自主参集とする。</p> <p>各職員は、<u>職員参集システム及びラジオ</u>、テレビ等により本市の震度に関する情報を把握し、職員動員計画に従って自主的に参集する。</p> <p>7) 本市の震度が震度4以上の場合</p> <p>地震発生時の配備基準に基づき、該当職員は所属の執務場所に自主参集する。</p>	<p>③休日・夜間等の職員の動員方法</p> <p>休日・夜間等における職員の動員は、原則として自主参集とする。</p> <p>各職員は、ラジオ、テレビ等により本市の震度に関する情報を把握し、職員動員計画に従って自主的に参集する。</p> <p>7) 本市の震度が震度4以上の場合</p> <p>地震発生時の配備基準に基づき、該当職員は所属の執務場所に自主参集する。</p> <p>(ただし、本市が震度3であっても、首都圏で震度5弱以上を観測した場合は、防災体制を立ち上げるものとする。)</p>																				
64	2-159	<p>(5) 職員及び職員の家族の被災状況の把握等</p> <p>「職員班」は、<u>職員参集システム等により</u> 職員及び職員の家族の被災状況を把握するとともに、勤務時間中に発災した場合においては、職員が家族の安否を確認する手段の確保等の措置を講ずる。</p>	<p>(5) 職員及び職員の家族の被災状況の把握等</p> <p>「職員班」は、職員及び職員の家族の被災状況を把握するとともに、勤務時間中に発災した場合においては、職員が家族の安否を確認する手段の確保等の措置を講ずる。</p>																				
65	2-160	<table border="1" data-bbox="286 839 1162 1412"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="286 839 1162 900">「災害対策本部の設置・運営」</th> </tr> <tr> <th data-bbox="286 900 844 943">事 項</th> <th data-bbox="844 900 1162 943">担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="286 943 844 1142"> 2.1 災害対策本部の設置 (1) 設置基準 (2) 設置場所 (3) 実施の責任者 (4) 設置の手順 (5) 閉鎖基準 (6) 本部設置及び閉鎖の通知・公表 </td> <td data-bbox="844 943 1162 1142">本部班、職員班、管財輸送班、関係各班</td> </tr> <tr> <td data-bbox="286 1142 844 1262"> 2.2 災害対策本部の組織 (1) 組織の運営 (2) 組織編成 (3) 各班の分掌事務 </td> <td data-bbox="844 1142 1162 1262">各班共通</td> </tr> <tr> <td data-bbox="286 1262 844 1412"> 2.3 災害対策本部運営の留意事項 (1) 災害対策本部の弾力的運営 (2) 災害救助法の適用要請 (3) 応援部隊等の受入れ (4) 情報共有 </td> <td data-bbox="844 1262 1162 1412">本部班 情報整理班</td> </tr> </tbody> </table>	「災害対策本部の設置・運営」		事 項	担当班	2.1 災害対策本部の設置 (1) 設置基準 (2) 設置場所 (3) 実施の責任者 (4) 設置の手順 (5) 閉鎖基準 (6) 本部設置及び閉鎖の通知・公表	本部班、職員班、管財輸送班、関係各班	2.2 災害対策本部の組織 (1) 組織の運営 (2) 組織編成 (3) 各班の分掌事務	各班共通	2.3 災害対策本部運営の留意事項 (1) 災害対策本部の弾力的運営 (2) 災害救助法の適用要請 (3) 応援部隊等の受入れ (4) 情報共有	本部班 情報整理班	<table border="1" data-bbox="1256 839 2132 1412"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1256 839 2132 900">「災害対策本部の設置・運営」</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1256 900 1814 943">事 項</th> <th data-bbox="1814 900 2132 943">担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1256 943 1814 1142"> 2.1 災害対策本部の設置 (1) 設置基準 (2) 設置場所 (3) 実施の責任者 (4) 設置の手順 (5) 閉鎖基準 (6) 本部設置及び閉鎖の通知・公表 </td> <td data-bbox="1814 943 2132 1142">本部班、職員班、管財輸送班、関係各班</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 1142 1814 1262"> 2.2 災害対策本部の組織 (1) 組織の運営 (2) 組織編成 (3) 各班の分掌事務 </td> <td data-bbox="1814 1142 2132 1262">各班共通</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1256 1262 1814 1412"> 2.3 災害対策本部運営の留意事項 (1) 災害対策本部の弾力的運営 (2) 災害救助法の適用要請 (3) 応援部隊等の受入れ (4) 情報共有 </td> <td data-bbox="1814 1262 2132 1412">本部班</td> </tr> </tbody> </table>	「災害対策本部の設置・運営」		事 項	担当班	2.1 災害対策本部の設置 (1) 設置基準 (2) 設置場所 (3) 実施の責任者 (4) 設置の手順 (5) 閉鎖基準 (6) 本部設置及び閉鎖の通知・公表	本部班、職員班、管財輸送班、関係各班	2.2 災害対策本部の組織 (1) 組織の運営 (2) 組織編成 (3) 各班の分掌事務	各班共通	2.3 災害対策本部運営の留意事項 (1) 災害対策本部の弾力的運営 (2) 災害救助法の適用要請 (3) 応援部隊等の受入れ (4) 情報共有	本部班
「災害対策本部の設置・運営」																							
事 項	担当班																						
2.1 災害対策本部の設置 (1) 設置基準 (2) 設置場所 (3) 実施の責任者 (4) 設置の手順 (5) 閉鎖基準 (6) 本部設置及び閉鎖の通知・公表	本部班、職員班、管財輸送班、関係各班																						
2.2 災害対策本部の組織 (1) 組織の運営 (2) 組織編成 (3) 各班の分掌事務	各班共通																						
2.3 災害対策本部運営の留意事項 (1) 災害対策本部の弾力的運営 (2) 災害救助法の適用要請 (3) 応援部隊等の受入れ (4) 情報共有	本部班 情報整理班																						
「災害対策本部の設置・運営」																							
事 項	担当班																						
2.1 災害対策本部の設置 (1) 設置基準 (2) 設置場所 (3) 実施の責任者 (4) 設置の手順 (5) 閉鎖基準 (6) 本部設置及び閉鎖の通知・公表	本部班、職員班、管財輸送班、関係各班																						
2.2 災害対策本部の組織 (1) 組織の運営 (2) 組織編成 (3) 各班の分掌事務	各班共通																						
2.3 災害対策本部運営の留意事項 (1) 災害対策本部の弾力的運営 (2) 災害救助法の適用要請 (3) 応援部隊等の受入れ (4) 情報共有	本部班																						

66	2-161	<p>(2) 設置場所</p> <p>災害対策本部は市役所本庁舎内に置き、市役所正面玄関に「川越市災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。</p> <p>ただし、本庁舎が被災した場合は、保健所及び保健センターを災害対策本部の代替施設とする。</p> <p>なお、予定した場所に設置できない場合は、地域の災害の状況や施設の被災状況を考慮しながら、付近の公共施設から代替の設置場所を決定し、参集した職員に周知する。</p>	<p>(2) 設置場所</p> <p>災害対策本部は市役所本庁舎内に置き、市役所正面玄関に「川越市災害対策本部」の標識を掲げ、災害対策本部の設置場所を明示する。</p> <p>ただし、本庁舎が被災し予定した場所に設置できない場合は、地域の災害の状況や施設の被災状況を考慮しながら、付近の公共施設から代替の設置場所を決定し、参集した職員に周知する。</p>																																																				
67	2-162	<p>■本部設置及び閉鎖の通知・公表</p> <table border="1" data-bbox="304 596 1144 1114"> <thead> <tr> <th>通知・公表先</th> <th>通知・公表の方法</th> <th>連絡担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉県消防防災課</td> <td>県防災行政無線、電話、ファクス、埼玉県災害オペレーション支援システム</td> <td>本部班 情報整理班</td> </tr> <tr> <td>国（消防庁）</td> <td>防災関係機関の保有する無線、電話</td> <td>本部班</td> </tr> <tr> <td>川越警察署長 指定地方行政機関の長 指定公共機関の長 指定地方公共機関の長 その他必要と認める機関の長</td> <td>電話、ファクス</td> <td>本部班</td> </tr> <tr> <td>議会</td> <td>電話、ファクス</td> <td>議会庶務班</td> </tr> <tr> <td>報道機関</td> <td>電話、ファクス</td> <td>広報班</td> </tr> <tr> <td>応援協定締結市町村等</td> <td>電話、ファクス</td> <td>本部班</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市民</td> <td>市防災行政無線（固定系）</td> <td>情報整理班</td> </tr> <tr> <td>市ホームページ、ツイッター、災害ブログ、メール配信</td> <td>広報班</td> </tr> </tbody> </table>	通知・公表先	通知・公表の方法	連絡担当	埼玉県消防防災課	県防災行政無線、電話、ファクス、埼玉県災害オペレーション支援システム	本部班 情報整理班	国（消防庁）	防災関係機関の保有する無線、電話	本部班	川越警察署長 指定地方行政機関の長 指定公共機関の長 指定地方公共機関の長 その他必要と認める機関の長	電話、ファクス	本部班	議会	電話、ファクス	議会庶務班	報道機関	電話、ファクス	広報班	応援協定締結市町村等	電話、ファクス	本部班	市民	市防災行政無線（固定系）	情報整理班	市ホームページ、ツイッター、災害ブログ、メール配信	広報班	<p>■本部設置及び閉鎖の通知・公表</p> <table border="1" data-bbox="1274 596 2114 1086"> <thead> <tr> <th>通知・公表先</th> <th>通知・公表の方法</th> <th>連絡担当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埼玉県消防防災課</td> <td>県防災行政無線、電話、ファクス</td> <td>本部班</td> </tr> <tr> <td>国（消防庁）</td> <td>防災関係機関の保有する無線、電話</td> <td>本部班</td> </tr> <tr> <td>川越警察署長 指定地方行政機関の長 指定公共機関の長 指定地方公共機関の長 その他必要と認める機関の長</td> <td>電話、ファクス</td> <td>本部班</td> </tr> <tr> <td>議会</td> <td>電話、ファクス</td> <td>議会庶務班</td> </tr> <tr> <td>報道機関</td> <td>電話、ファクス</td> <td>広報班</td> </tr> <tr> <td>応援協定締結市町村等</td> <td>電話、ファクス</td> <td>本部班</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市民</td> <td>市防災行政無線（固定系）</td> <td>本部班</td> </tr> <tr> <td>市ホームページ、ツイッター、災害ブログ、メール配信</td> <td>情報処理班</td> </tr> </tbody> </table>	通知・公表先	通知・公表の方法	連絡担当	埼玉県消防防災課	県防災行政無線、電話、ファクス	本部班	国（消防庁）	防災関係機関の保有する無線、電話	本部班	川越警察署長 指定地方行政機関の長 指定公共機関の長 指定地方公共機関の長 その他必要と認める機関の長	電話、ファクス	本部班	議会	電話、ファクス	議会庶務班	報道機関	電話、ファクス	広報班	応援協定締結市町村等	電話、ファクス	本部班	市民	市防災行政無線（固定系）	本部班	市ホームページ、ツイッター、災害ブログ、メール配信	情報処理班
通知・公表先	通知・公表の方法	連絡担当																																																					
埼玉県消防防災課	県防災行政無線、電話、ファクス、埼玉県災害オペレーション支援システム	本部班 情報整理班																																																					
国（消防庁）	防災関係機関の保有する無線、電話	本部班																																																					
川越警察署長 指定地方行政機関の長 指定公共機関の長 指定地方公共機関の長 その他必要と認める機関の長	電話、ファクス	本部班																																																					
議会	電話、ファクス	議会庶務班																																																					
報道機関	電話、ファクス	広報班																																																					
応援協定締結市町村等	電話、ファクス	本部班																																																					
市民	市防災行政無線（固定系）	情報整理班																																																					
	市ホームページ、ツイッター、災害ブログ、メール配信	広報班																																																					
通知・公表先	通知・公表の方法	連絡担当																																																					
埼玉県消防防災課	県防災行政無線、電話、ファクス	本部班																																																					
国（消防庁）	防災関係機関の保有する無線、電話	本部班																																																					
川越警察署長 指定地方行政機関の長 指定公共機関の長 指定地方公共機関の長 その他必要と認める機関の長	電話、ファクス	本部班																																																					
議会	電話、ファクス	議会庶務班																																																					
報道機関	電話、ファクス	広報班																																																					
応援協定締結市町村等	電話、ファクス	本部班																																																					
市民	市防災行政無線（固定系）	本部班																																																					
	市ホームページ、ツイッター、災害ブログ、メール配信	情報処理班																																																					

68	2-163	<p>④本部会議</p> <p>本部長、副本部長、本部員及び本部付をもって組織し、次の事項について適時協議し、調整する。本部長は、特に必要があるときは、本部員以外の者に対し本部会議への出席を求める。本部会議の庶務は、「本部班」が処理する。</p> <div data-bbox="302 483 1149 730" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・動員配備体制に関すること ・各部の災害対応状況の報告に関すること ・各班間の調整事項に関すること ・自衛隊の災害派遣に関すること ・埼玉県及び防災関係機関との連絡調整に関すること ・応援協定締結市町村等への応援要請に関すること ・災害救助法の適用に関すること ・その他、災害の発生の防御又は拡大の防止に関すること </div> <p>⑤総括部（総務部ほか）</p> <p>当該災害の総括的窓口として、<u>危機管理監</u>、<u>総務部長</u>、<u>広報監</u>を長とする「総括部」を設置する。</p> <p>「総括部」は、「本部班」、<u>「情報整理班」</u>、「第1～第3特別監視班」、「第1～第12現地調査班」、「情報収集連絡班」、「情報処理班」、「職員班」、「<u>契約班</u>」、「<u>秘書班</u>」及び「広報班」で構成し、おおむね次の事項を処理する。</p>	<p>④本部付（防災危機管理課長）</p> <p>各部との連絡、災害関連情報及び各部の応急対策の実施状況に関する情報の収集、本部会議への報告を行う。</p> <p>⑤本部会議</p> <p>本部長、副本部長、本部員及び本部付をもって組織し、次の事項について適時協議、調整する。本部長は、特に必要があるときは、本部員以外の者に対し本部会議への出席を求める。本部会議の庶務は、「本部班」が処理する。</p> <div data-bbox="1272 483 2119 730" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・震災応急対策の基本方針に関すること ・動員配備体制に関すること ・各班間の調整事項の指示に関すること ・自衛隊の災害派遣に関すること ・埼玉県及び防災関係機関との連絡調整に関すること ・応援協定締結市町村等への応援要請に関すること ・震災応急対策に要する経費の処理方法に関すること ・その他、災害の発生の防御又は拡大の防止に関すること </div> <p>⑥総括部（総務部ほか）</p> <p>当該災害の総括的窓口として、総務部長を長とする「総括部」を設置する。</p> <p>「総括部」は、「本部班」、「第1～第3特別監視班」、「第1～第13現地調査班」、「「管財輸送班」、「情報収集連絡班」、「情報処理班」、「職員班」、「秘書班」及び「広報班」で構成し、おおむね次の事項を処理する。</p>
69	2-164	<div data-bbox="302 1066 1149 1305" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部体制の確立に関すること。 ・埼玉県、他市町村、自衛隊への応援要請（派遣要請）に関すること。 ・災害救助法の適用基準に関すること。 ・避難勧告、避難指示、警戒区域の設定に関すること。 ・地震情報の収集・集約・伝達に関すること。 ・災害情報の収集・集約・伝達・共有化に関すること。 ・市民からの通報・問合せの処理に関すること。 </div>	<div data-bbox="1272 1066 2119 1305" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部体制の確立に関すること。 ・埼玉県、他市町村、自衛隊への応援要請（派遣要請）に関すること。 ・災害救助法の適用基準に関すること。 ・避難勧告、指示、警戒区域の設定に関すること。 ・地震情報の収集・伝達に関すること。 ・災害情報の収集・伝達・共有化に関すること。 ・市民からの通報・問合せの処理に関すること。 </div>

70	2-165	<p>(4) 情報共有</p> <p>災害対策本部の各班は、収集した情報を速やかに情報整理班に<u>集約</u>する。情報整理班は取りまとめた情報を一元管理し、適宜、各班に伝達し、庁内における情報の共有化を図る。</p>	<p>(4) 情報共有</p> <p>災害対策本部の各班は、収集した情報を速やかに情報収集連絡班に報告する。情報収集連絡班は取りまとめた情報を一元管理し、適宜、各班に伝達し、庁内における情報の共有化を図る。</p>																				
71	2-166	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #cccccc;">「通信手段の確保」</th> </tr> <tr> <th style="width: 60%;">事項</th> <th>担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.1 災害対策本部各班間の情報通信手段 (1) 市防災行政無線（移動系） (2) 災害時優先電話 (3) 消防無線 (4) 衛星電話</td> <td>本部班、 情報整理班 消防組合</td> </tr> <tr> <td>3.2 埼玉県及び県内防災関係機関との情報通信手段 (1) 埼玉県との通信手段 (2) 防災関係機関との通信手段 (3) 非常電話及び緊急通話等の利用 (4) 他団体への協力要請通信手段 (5) 非常通信（非常無線）の利用</td> <td>本部班 情報処理班</td> </tr> <tr> <td>3.3 通信施設の復旧対策</td> <td>本部班、情報処理班、 管財輸送班</td> </tr> </tbody> </table>	「通信手段の確保」		事項	担当班	3.1 災害対策本部各班間の情報通信手段 (1) 市防災行政無線（移動系） (2) 災害時優先電話 (3) 消防無線 (4) 衛星電話	本部班、 情報整理班 消防組合	3.2 埼玉県及び県内防災関係機関との情報通信手段 (1) 埼玉県との通信手段 (2) 防災関係機関との通信手段 (3) 非常電話及び緊急通話等の利用 (4) 他団体への協力要請通信手段 (5) 非常通信（非常無線）の利用	本部班 情報処理班	3.3 通信施設の復旧対策	本部班、情報処理班、 管財輸送班	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #cccccc;">「通信手段の確保」</th> </tr> <tr> <th style="width: 60%;">事項</th> <th>担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.1 災害対策本部各班間の情報通信手段 (1) 市防災行政無線（移動系） (2) 災害時優先電話 (3) 消防無線</td> <td>本部班、 情報収集連絡班 消防組合</td> </tr> <tr> <td>3.2 埼玉県及び県内防災関係機関との情報通信手段 (1) 埼玉県との通信手段 (2) 防災関係機関との通信手段 (3) 非常電話及び緊急通話等の利用 (4) 他団体への協力要請通信手段 (5) 非常通信（非常無線）の利用</td> <td>本部班 情報処理班</td> </tr> <tr> <td>3.3 通信施設の復旧対策</td> <td>本部班、情報処理班、 管財輸送班</td> </tr> </tbody> </table>	「通信手段の確保」		事項	担当班	3.1 災害対策本部各班間の情報通信手段 (1) 市防災行政無線（移動系） (2) 災害時優先電話 (3) 消防無線	本部班、 情報収集連絡班 消防組合	3.2 埼玉県及び県内防災関係機関との情報通信手段 (1) 埼玉県との通信手段 (2) 防災関係機関との通信手段 (3) 非常電話及び緊急通話等の利用 (4) 他団体への協力要請通信手段 (5) 非常通信（非常無線）の利用	本部班 情報処理班	3.3 通信施設の復旧対策	本部班、情報処理班、 管財輸送班
「通信手段の確保」																							
事項	担当班																						
3.1 災害対策本部各班間の情報通信手段 (1) 市防災行政無線（移動系） (2) 災害時優先電話 (3) 消防無線 (4) 衛星電話	本部班、 情報整理班 消防組合																						
3.2 埼玉県及び県内防災関係機関との情報通信手段 (1) 埼玉県との通信手段 (2) 防災関係機関との通信手段 (3) 非常電話及び緊急通話等の利用 (4) 他団体への協力要請通信手段 (5) 非常通信（非常無線）の利用	本部班 情報処理班																						
3.3 通信施設の復旧対策	本部班、情報処理班、 管財輸送班																						
「通信手段の確保」																							
事項	担当班																						
3.1 災害対策本部各班間の情報通信手段 (1) 市防災行政無線（移動系） (2) 災害時優先電話 (3) 消防無線	本部班、 情報収集連絡班 消防組合																						
3.2 埼玉県及び県内防災関係機関との情報通信手段 (1) 埼玉県との通信手段 (2) 防災関係機関との通信手段 (3) 非常電話及び緊急通話等の利用 (4) 他団体への協力要請通信手段 (5) 非常通信（非常無線）の利用	本部班 情報処理班																						
3.3 通信施設の復旧対策	本部班、情報処理班、 管財輸送班																						
72	2-167	<p>(3) 消防無線</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>(4) 衛星電話</p> <p><u>有線電話の途絶または無線施設の障害発生時、消防局との情報通信手段として、衛星電話を適切に活用する。</u></p>	<p>(3) 消防無線</p> <p style="text-align: center;">～</p>																				

73	2-168 ～ 169	※削除
----	-------------------	-----

③非常通話・緊急通話の要領

本市における非常通話及び緊急通話の要領は、次のとおりである。

- ・ NTT (102) を呼び出し、通話の種類 (非常か緊急) と内容を伝え、市役所の登録番号 (224-8839) を伝える。
- ・ 相手方の電話番号を伝える。

注) 102 番のサービスは、平成 27 年 7 月 31 日をもって終了となる。

74	2-176	■災害時応援協定締結市町の連絡先一覧				
		協定都市名	連絡担当課	TEL	FAX	備考
		群馬県高崎市	総務部 防災安全課	027-321-1111 (ダイヤル) 027-321-1352	027-321-1277	災害時における相互応援に関する協定 (資料 1.6 参照)
		さいたま市	総務局 危機管理部防災課	048-829-1126	048-829-1978	災害時の避難場所相互利用に関する協定 (資料 1.7 参照)
		坂戸市	総務部 防災安全課	049-283-1331	049-283-3903	災害時における相互応援に関する協定 (資料 1.8 参照)
		鶴ヶ島市	市民生活部 安心安全推進課	049-271-1111	049-271-1190	
		日高市	総務部 危機管理課	042-989-2111	042-989-2316	
		川島町	総務課	049-299-1753	049-297-6058	
		毛呂山町	総務課	049-295-2112	049-295-0771	
		越生町	総務課	049-292-3121	049-292-5400	
		福島県棚倉町	住民課	0247-33-2116	0247-33-3715	
		東京都八王子市	生活安全部防災課	042-620-7207	042-626-1271	災害時における相互応援に関する協定 (資料 1.11 参照)
		中核市	—	—	—	中核市災害相互応援協定締結市 (資料 1.12 参照)

注) 「中核市」の欄は幹事市が持ち回りのため連絡先を記載していない。

74	2-176	■災害時応援協定締結市町の連絡先一覧				
		協定都市名	連絡担当課	TEL	FAX	備考
		群馬県高崎市	総務部 庶務課	027-321-1111 (ダイヤル) 027-321-1206	027-321-1190	災害時における相互応援に関する協定 (資料 1.6 参照)
		さいたま市	総務局 危機管理部防災課	048-829-1126	048-829-1978	災害時の避難場所相互利用に関する協定 (資料 1.7 参照)
		坂戸市	総務部 庶務課	049-283-1331	049-283-3903	災害時における相互応援に関する協定 (資料 1.8 参照)
		鶴ヶ島市	市民生活部 安心安全推進課	049-271-1111	049-271-1190	
		日高市	総務部 総務課	042-989-2111	042-989-2316	
		川島町	総務課	049-297-1811	049-297-6058	
		毛呂山町	総務課	049-295-2112	049-295-0771	
		越生町	総務課	049-292-3121	049-292-5400	
		福島県棚倉町	住民課	0247-33-2116	0247-33-3715	
		東京都八王子市	生活安全部防災課	042-620-7207	042-621-1298	災害時における相互応援に関する協定 (資料 1.11 参照)
		中核市	—	—	—	中核市災害相互応援協定締結市 (資料 1.12 参照)

注) 「中核市」の場合は幹事市が持ち回りのため連絡先を記載していない。

75	2-201	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="291 196 1160 260">「地震に関する情報の収集・伝達」</th> </tr> <tr> <th data-bbox="291 260 913 323">事項</th> <th data-bbox="913 260 1160 323">担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="291 323 913 451">1.1 基本方針 (1) 地震情報の伝達 (2) 緊急地震速報の伝達</td> <td data-bbox="913 323 1160 451">本部班 情報整理班</td> </tr> <tr> <td data-bbox="291 451 913 547">1.2 情報の収集・伝達系統</td> <td data-bbox="913 451 1160 547">本部班 情報整理班</td> </tr> </tbody> </table>	「地震に関する情報の収集・伝達」		事項	担当班	1.1 基本方針 (1) 地震情報の伝達 (2) 緊急地震速報の伝達	本部班 情報整理班	1.2 情報の収集・伝達系統	本部班 情報整理班	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1261 196 2130 260">「地震に関する情報の収集・伝達」</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1261 260 1883 323">事項</th> <th data-bbox="1883 260 2130 323">担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1261 323 1883 451">1.1 基本方針 (1) 地震情報の伝達 (2) 緊急地震速報の伝達</td> <td data-bbox="1883 323 2130 451">本部班</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1261 451 1883 531">1.2 情報の収集・伝達系統</td> <td data-bbox="1883 451 2130 531">本部班</td> </tr> </tbody> </table>	「地震に関する情報の収集・伝達」		事項	担当班	1.1 基本方針 (1) 地震情報の伝達 (2) 緊急地震速報の伝達	本部班	1.2 情報の収集・伝達系統	本部班
「地震に関する情報の収集・伝達」																			
事項	担当班																		
1.1 基本方針 (1) 地震情報の伝達 (2) 緊急地震速報の伝達	本部班 情報整理班																		
1.2 情報の収集・伝達系統	本部班 情報整理班																		
「地震に関する情報の収集・伝達」																			
事項	担当班																		
1.1 基本方針 (1) 地震情報の伝達 (2) 緊急地震速報の伝達	本部班																		
1.2 情報の収集・伝達系統	本部班																		
76	2-203	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="291 638 1160 702">「市民からの通報・問合せの処理」</th> </tr> <tr> <th data-bbox="291 702 929 742">事項</th> <th data-bbox="929 702 1160 742">担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="291 742 929 821">2.1 市民からの通報の処理</td> <td data-bbox="929 742 1160 821">情報収集連絡班 本部班、<u>情報整理班</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="291 821 929 917">2.2 市民からの問合せの処理</td> <td data-bbox="929 821 1160 917">情報収集連絡班、 本部班、<u>情報整理班</u>、 広報班</td> </tr> </tbody> </table>	「市民からの通報・問合せの処理」		事項	担当班	2.1 市民からの通報の処理	情報収集連絡班 本部班、 <u>情報整理班</u>	2.2 市民からの問合せの処理	情報収集連絡班、 本部班、 <u>情報整理班</u> 、 広報班	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1261 638 2130 702">「市民からの通報・問合せの処理」</th> </tr> <tr> <th data-bbox="1261 702 1899 742">事項</th> <th data-bbox="1899 702 2130 742">担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1261 742 1899 821">2.1 市民からの通報の処理</td> <td data-bbox="1899 742 2130 821">情報収集連絡班 本部班</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1261 821 1899 917">2.2 市民からの問合せの処理</td> <td data-bbox="1899 821 2130 917">情報収集連絡班、 本部班、広報班</td> </tr> </tbody> </table>	「市民からの通報・問合せの処理」		事項	担当班	2.1 市民からの通報の処理	情報収集連絡班 本部班	2.2 市民からの問合せの処理	情報収集連絡班、 本部班、広報班
「市民からの通報・問合せの処理」																			
事項	担当班																		
2.1 市民からの通報の処理	情報収集連絡班 本部班、 <u>情報整理班</u>																		
2.2 市民からの問合せの処理	情報収集連絡班、 本部班、 <u>情報整理班</u> 、 広報班																		
「市民からの通報・問合せの処理」																			
事項	担当班																		
2.1 市民からの通報の処理	情報収集連絡班 本部班																		
2.2 市民からの問合せの処理	情報収集連絡班、 本部班、広報班																		

77	2-204	<p>市民から市（消防組合を除く。）へ異常現象や被害情報等の通報があった場合、「情報収集連絡班」は以下のとおり処理し、情報の効果的な活用を図る。</p> <p>□通報の処理</p> <div data-bbox="300 293 1155 459" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 「情報収集連絡班」は、市民からの通報を受け付け、災害情報記録用紙を作成する。 ② 「情報収集連絡班」は、「情報整理班」に災害情報記録用紙を回付する。 ③ 「情報整理班」は、災害情報記録用紙を本部班及び必要に応じて関係部班に回付する。 ④ 関係部班は、必要に応じて通報内容を埼玉県等の関係機関に伝達する。 ⑤ 「本部班」は、災害情報記録用紙のコピーを「広報班」に回付する。 </div> <p style="text-align: center;">～</p> <p>市民から市（消防組合を除く。）へ応急対策の実施状況等の問合せがあった場合、以下のとおり処理する。</p> <p>なお、電話による問合せに対しては、「情報収集連絡班」が業務を行い、担当班への取り次ぎを行う。</p> <p>□問合せの処理</p> <div data-bbox="300 794 1155 983" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 「情報収集連絡班」は、市民からの問合せを受け付け、担当班へ取り次ぎを行う。 ② 「情報収集連絡班」は、把握した情報を集約し、「本部班」及び「情報整理班」に伝達する。（市民がどのような情報を欲しているのかを把握する一助とする。） ③ 「本部班」は、市民に広報すべき情報、市民が欲していると判断した情報を「広報班」に伝達する。 </div>	<p>市民から市（消防組合を除く。）へ異常現象や被害情報等の通報があった場合、「情報収集連絡班」は以下のとおり処理し、情報の効果的な活用を図る。</p> <p>□通報の処理</p> <div data-bbox="1270 341 2125 507" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 「情報収集連絡班」は、市民からの通報を受け付け、通報処理簿を作成する。 ② 「情報収集連絡班」は、「本部班」に通報処理簿を回付する。 ③ 「情報収集連絡班」は、必要に応じて通報処理簿を関係部班に回付する。 ④ 関係部班は、必要に応じて通報内容を埼玉県等の関係機関に伝達する。 ⑤ 「本部班」は、通報処理簿のコピーを「広報班」に回付する。 </div> <p style="text-align: center;">～</p> <p>市民から市（消防組合を除く。）へ応急対策の実施状況等の問合せがあった場合、以下のとおり処理する。</p> <p>なお、電話による問合せに対しては、「情報収集連絡班」が業務を行い、担当班への取り次ぎを行う。</p> <p>□問合せの処理</p> <div data-bbox="1270 842 2125 1031" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 「情報収集連絡班」は、市民からの問合せを受け付け、担当班へ取り次ぎを行う。 ② 「情報収集連絡班」は、把握した情報を集約し、「本部班」及び「広報班」に伝達する。（市民がどのような情報を欲しているのかを把握する一助とする。） ③ 「本部班」及び「関係各班」は、市民に広報すべき情報、市民が欲していると判断した情報を「広報班」に伝達する。 </div>
----	-------	--	--

■市民からの問合せが予想される内容と情報集約関係部班、関係機関

内容	関係班、関係機関
被害状況	<input type="checkbox"/> 本部班
家族、知人の安否に関する情報	<input type="checkbox"/> 職員班 (死者、行方不明者及び負傷者) <input type="checkbox"/> 避難所運営班(避難者) <input type="checkbox"/> 要配慮者支援班 (在宅及び施設の避難行動要支援者) <input type="checkbox"/> 学校教育班(児童生徒) ※ ただし、在校中の発災の場合
医療に関する情報(診療可能病院等)	<input type="checkbox"/> 医療班
避難の必要性に関する情報	<input type="checkbox"/> 本部班
避難所に関する被災情報	<input type="checkbox"/> 教育財務班
水の確保に関する情報	<input type="checkbox"/> 給水班
食料、救援物資の確保に関する情報	<input type="checkbox"/> 食料・物資調達班
遺体の安置等に関する情報	<input type="checkbox"/> 市民班 <input type="checkbox"/> 福祉班
電気に関する情報	<input type="checkbox"/> 本部班(東京電力パワーグリッド(株))
ガスに関する情報	<input type="checkbox"/> 本部班 (都市ガス事業者・LPGガス事業者)
下水道、トイレの使用に関する情報	<input type="checkbox"/> 廃棄物対策班 <input type="checkbox"/> 上下水道管理班
ごみ、瓦礫の処理に関する情報	<input type="checkbox"/> 廃棄物対策班
電話に関する情報	<input type="checkbox"/> 本部班(東日本電信電話(株))
道路に関する情報(交通規制状況等)	<input type="checkbox"/> 交通・帰宅困難者支援班 <input type="checkbox"/> 警察署
公共交通に関する情報(運行状況等)	<input type="checkbox"/> 交通・帰宅困難者支援班 (東日本旅客鉄道(株)) (東武ステーションサービス(株)) (西武鉄道(株)) (西武バス(株)) (東武バスウェスト(株))
教育に関する情報(休業等)	<input type="checkbox"/> 学校教育班
ボランティア募集に関する情報	<input type="checkbox"/> 福祉班

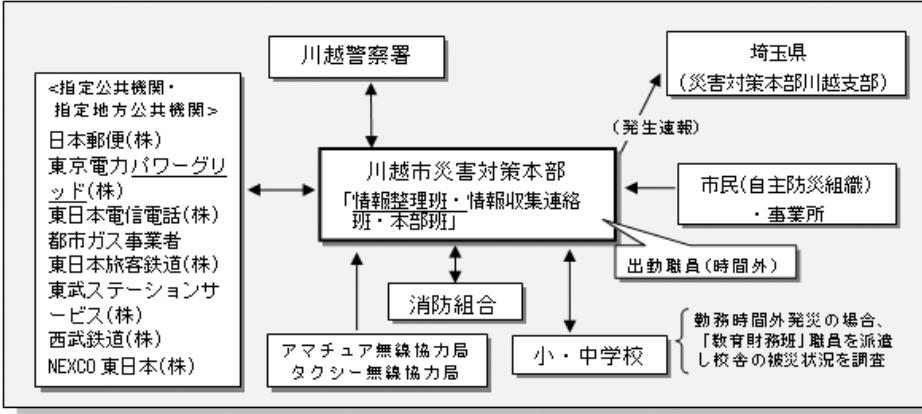
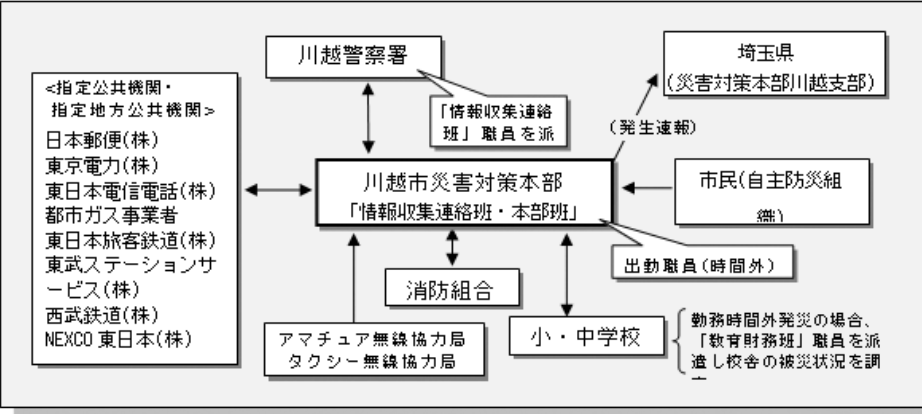
注) 電気、ガス、電話等のライフラインに関する情報は、「本部班」が収集する。

■市民からの問合せが予想される内容と関係部班、関係機関

内容	関係班、関係機関
被害状況	<input type="checkbox"/> 本部班
家族、知人の安否に関する情報	<input type="checkbox"/> 職員班 (死者、行方不明者及び負傷者) <input type="checkbox"/> 避難所運営班(避難者) <input type="checkbox"/> 要配慮者支援班 (在宅及び施設の避難行動要支援者) <input type="checkbox"/> 学校教育班(児童生徒) ※ ただし、在校中の発災の場合
医療に関する情報(診療可能病院等)	<input type="checkbox"/> 医療班
避難の必要性に関する情報	<input type="checkbox"/> 本部班
避難所に関する被災情報	<input type="checkbox"/> 教育財務班
水の確保に関する情報	<input type="checkbox"/> 給水班
食料、救援物資の確保に関する情報	<input type="checkbox"/> 食料・物資調達班
遺体の安置等に関する情報	<input type="checkbox"/> 市民班 <input type="checkbox"/> 福祉班
電気に関する情報	<input type="checkbox"/> 情報収集連絡班(東京電力(株))
ガスに関する情報	<input type="checkbox"/> 情報収集連絡班 (都市ガス事業者・LPGガス事業者)
下水道、トイレの使用に関する情報	<input type="checkbox"/> 廃棄物対策班 <input type="checkbox"/> 上下水道管理班
ごみ、瓦礫の処理に関する情報	<input type="checkbox"/> 廃棄物対策班
電話に関する情報	<input type="checkbox"/> 情報収集連絡班(東日本電信電話(株))
道路に関する情報(交通規制状況等)	<input type="checkbox"/> 交通班 <input type="checkbox"/> 警察署
公共交通に関する情報(運行状況等)	<input type="checkbox"/> 交通班 (東日本旅客鉄道(株)) (東武ステーションサービス(株)) (西武鉄道(株)) (西武バス(株)) (東武バスウェスト(株))
教育に関する情報(休業等)	<input type="checkbox"/> 学校教育班
ボランティア募集に関する情報	<input type="checkbox"/> 福祉班

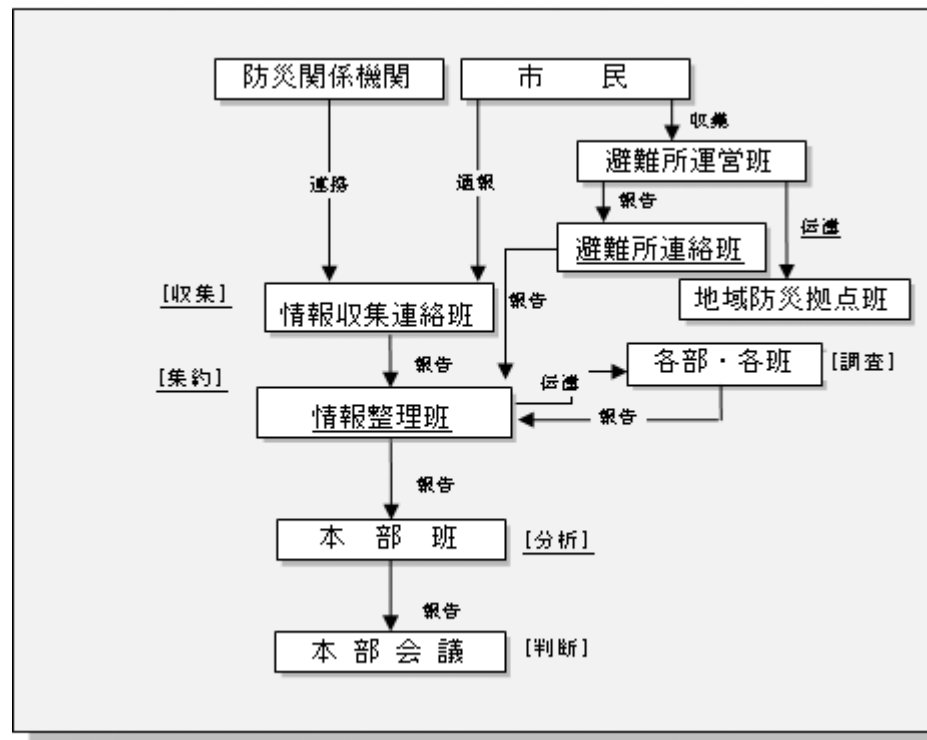
注) 電気、ガス、電話等のライフラインに関する情報は、「情報収集連絡班」が窓口になる。

79	2-206	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">「災害情報の収集・伝達・共有」</th> </tr> <tr> <th>事項</th> <th>担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.1 被害規模の目安の把握</td> <td>本部班</td> </tr> <tr> <td>3.2 発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達（発生速報） (1) 基本方針 (2) 留意事項 (3) 収集系統</td> <td>本部班 情報整理班 情報収集連絡班 消防組合</td> </tr> <tr> <td>3.3 発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報） (1) 基本方針 (2) 留意事項 (3) 収集系統</td> <td>本部班 情報整理班 情報収集連絡班</td> </tr> <tr> <td>3.4 災害情報の収集・伝達 (1) 災害情報の収集担当班 (2) 情報の収集 (3) 情報の伝達</td> <td>避難所運営班、 地域防災拠点班、 情報整理班、 本部班、関係各班</td> </tr> <tr> <td>3.5 災害情報の共有</td> <td>本部班 情報整理班</td> </tr> </tbody> </table>	「災害情報の収集・伝達・共有」		事項	担当班	3.1 被害規模の目安の把握	本部班	3.2 発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達（発生速報） (1) 基本方針 (2) 留意事項 (3) 収集系統	本部班 情報整理班 情報収集連絡班 消防組合	3.3 発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報） (1) 基本方針 (2) 留意事項 (3) 収集系統	本部班 情報整理班 情報収集連絡班	3.4 災害情報の収集・伝達 (1) 災害情報の収集担当班 (2) 情報の収集 (3) 情報の伝達	避難所運営班、 地域防災拠点班、 情報整理班、 本部班、関係各班	3.5 災害情報の共有	本部班 情報整理班	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">「災害情報の収集・伝達・共有」</th> </tr> <tr> <th>事項</th> <th>担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.1 被害規模の目安の把握</td> <td>本部班</td> </tr> <tr> <td>3.2 発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達（発生速報） (1) 基本方針 (2) 留意事項 (3) 収集系統</td> <td>本部班 情報収集連絡班 消防組合</td> </tr> <tr> <td>3.3 発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報） (1) 基本方針 (2) 留意事項 (3) 収集系統</td> <td>本部班 情報収集連絡班</td> </tr> <tr> <td>3.4 災害情報の収集・伝達 (1) 災害情報の収集担当班 (2) 情報の収集 (3) 情報の伝達</td> <td>避難所運営班、 地域防災拠点班、 情報収集連絡班、 本部班、関係各班</td> </tr> <tr> <td>3.5 災害情報の共有</td> <td>本部班 情報収集連絡班</td> </tr> </tbody> </table>	「災害情報の収集・伝達・共有」		事項	担当班	3.1 被害規模の目安の把握	本部班	3.2 発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達（発生速報） (1) 基本方針 (2) 留意事項 (3) 収集系統	本部班 情報収集連絡班 消防組合	3.3 発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報） (1) 基本方針 (2) 留意事項 (3) 収集系統	本部班 情報収集連絡班	3.4 災害情報の収集・伝達 (1) 災害情報の収集担当班 (2) 情報の収集 (3) 情報の伝達	避難所運営班、 地域防災拠点班、 情報収集連絡班、 本部班、関係各班	3.5 災害情報の共有	本部班 情報収集連絡班
「災害情報の収集・伝達・共有」																															
事項	担当班																														
3.1 被害規模の目安の把握	本部班																														
3.2 発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達（発生速報） (1) 基本方針 (2) 留意事項 (3) 収集系統	本部班 情報整理班 情報収集連絡班 消防組合																														
3.3 発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報） (1) 基本方針 (2) 留意事項 (3) 収集系統	本部班 情報整理班 情報収集連絡班																														
3.4 災害情報の収集・伝達 (1) 災害情報の収集担当班 (2) 情報の収集 (3) 情報の伝達	避難所運営班、 地域防災拠点班、 情報整理班、 本部班、関係各班																														
3.5 災害情報の共有	本部班 情報整理班																														
「災害情報の収集・伝達・共有」																															
事項	担当班																														
3.1 被害規模の目安の把握	本部班																														
3.2 発災初期における概括的な被害程度の把握・伝達（発生速報） (1) 基本方針 (2) 留意事項 (3) 収集系統	本部班 情報収集連絡班 消防組合																														
3.3 発災初期の被害状況の把握・伝達（経過速報） (1) 基本方針 (2) 留意事項 (3) 収集系統	本部班 情報収集連絡班																														
3.4 災害情報の収集・伝達 (1) 災害情報の収集担当班 (2) 情報の収集 (3) 情報の伝達	避難所運営班、 地域防災拠点班、 情報収集連絡班、 本部班、関係各班																														
3.5 災害情報の共有	本部班 情報収集連絡班																														
80	2-207	<p>(1) 基本方針</p> <p>市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、<u>「情報整理班」</u>及び「情報収集連絡班」は、各部班及び関係機関から以下により、市内の概括的な被害程度を把握し、「本部班」に報告する。</p> <p>「本部班」は、把握した情報の第1報を『発生速報』として、<u>県災害オペレーション支援システム</u>（使用できない場合は防災行政無線FAX）を用いて埼玉県に報告することにより応援体制の早期確立を求める。</p> <p>埼玉県に報告できない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する（<u>災対法第53条第1項括弧書</u>）。</p> <p><u>また、震度6弱以上の地震が発生した場合は、行政機能の確保状況について</u></p>	<p>(1) 基本方針</p> <p>市内で震度5弱以上の地震が発生した場合、「情報収集連絡班」は、各部班及び関係機関から以下により、市内の概括的な被害程度を把握し、「本部班」に報告する。</p> <p>「本部班」は、把握した情報の第1報を『発生速報』として、<u>県防災情報システム</u>（使用できない場合は防災行政無線FAX）を用いて埼玉県に報告することにより応援体制の早期確立を求める。</p> <p>埼玉県に報告できない場合は、直接消防庁を通じて内閣総理大臣に報告する（<u>災対法第53条第1項括弧書</u>）。</p> <p>なお、消防機関への通報が殺到した場合は、消防組合が上記に関わらず直</p>																												

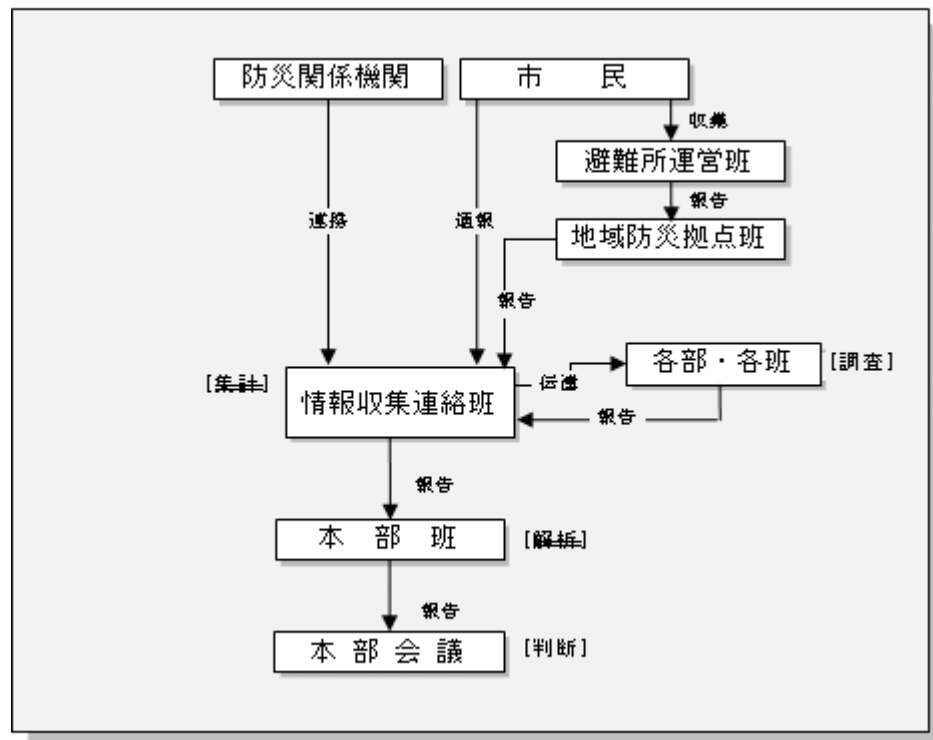
	<p>埼玉県に報告する。</p> <p>なお、消防機関への通報が殺到した場合は、消防組合が上記に関わらず直ちに通報の殺到について消防庁又は埼玉県に報告する。</p> <p>■埼玉県への連絡先（災害オペレーション支援システムが使用できない場合）</p>	<p>ちに通報の殺到について消防庁又は埼玉県に報告する。</p> <p>■埼玉県への連絡先（防災情報システムが使用できない場合）</p>
81	<p>2-208 (3) 収集系統（加入電話、FAX、市防災行政無線（移動系）等による）</p> <p>本活動は、迅速性を優先するため、消防機関を除き、それぞれ把握した情報を直接「情報整理班」に報告する。</p> <p>～</p> <p>■発災初期の情報収集経路（発生速報）</p> 	<p>(3) 収集系統（加入電話、FAX、市防災行政無線（移動系）等による）</p> <p>本活動は、迅速性を優先するため、消防機関を除き、それぞれ把握した情報を直接「情報収集連絡班」に報告する。</p> <p>■発災初期の情報収集経路（発生速報）</p> 

82	2-209	<p>(1) 基本方針</p> <p>概括的な被害程度の把握の後、「<u>情報整理班</u>」及び「<u>情報収集連絡班</u>」は、各部班及び関係機関から被害状況の把握に努める。</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>■発災初期の情報収集系統（経過速報）</p>	<p>(1) 基本方針</p> <p>概括的な被害程度の把握の後、「<u>情報収集連絡班</u>」は、各部班及び関係機関から被害状況の把握に努める。</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>■発災初期の情報収集系統（経過速報）</p>
83	2-210	<p>(1) 災害情報の収集担当班</p> <p>被害情報の収集担当班は、次に示すとおりである。</p> <p>被害情報を収集した担当各班は、速やかに「<u>災害情報記録用紙</u>」を用いて「<u>情報整理班</u>」へ情報を伝達する。</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>(2) 情報の収集</p> <p>災害情報の収集にあたっては、川越警察署と緊密に連携して実施するものとし、次の事項に留意する。</p> <p>また、「本部班」は、「<u>情報整理班</u>」へ集約された被害情報に基づき情報分析を行うとともに本部会議に報告する。</p>	<p>(1) 災害情報の収集担当班</p> <p>被害情報の収集担当班は、次に示すとおりである。</p> <p>被害情報を収集した担当各班は、速やかに「<u>災害発生情報（様式 10）</u>」を用いて「<u>情報収集連絡班</u>」へ情報を伝達する。</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>(2) 情報の収集</p> <p>災害情報の収集にあたっては、川越警察署と緊密に連携して実施するものとし、次の事項に留意する。</p> <p>また、「本部班」は、「<u>情報収集連絡班</u>」へ集約された被害情報に基づき情報分析を行うとともに本部会議に報告する。</p>

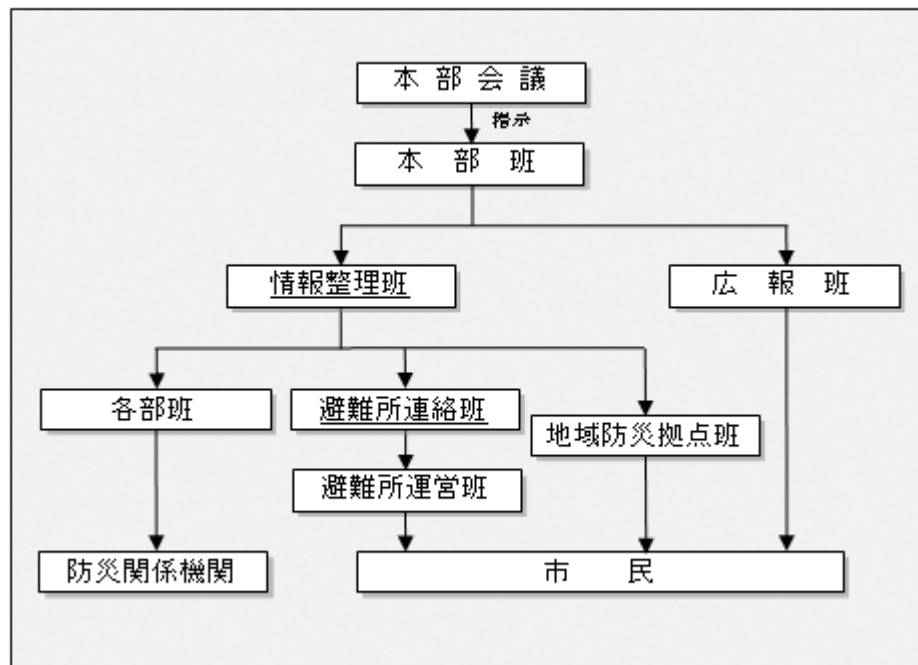
■被害情報等の収集



■被害情報等の収集



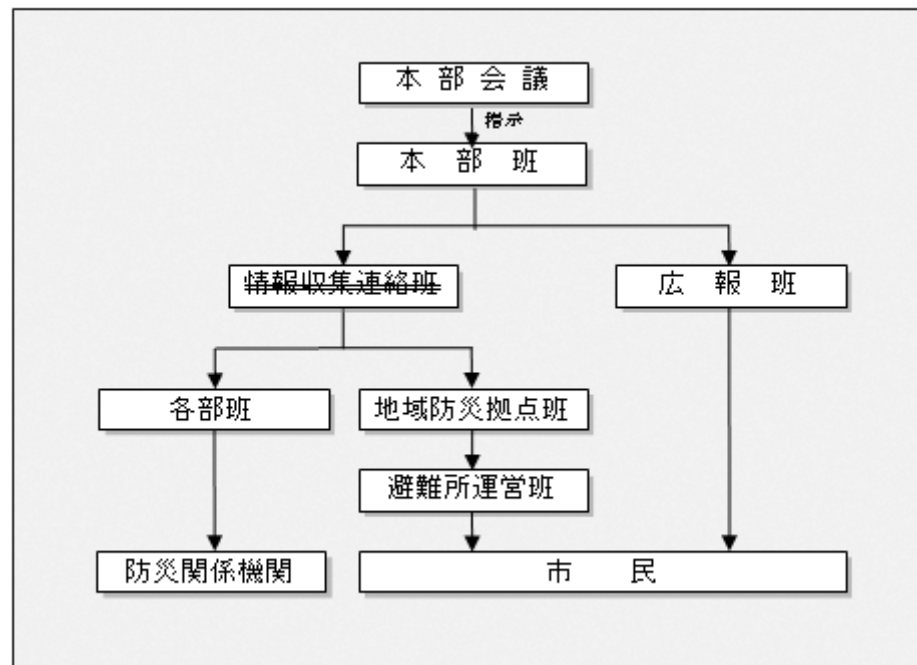
■応急対策情報等の伝達



~

「本部班」は、各部班の的確な災害応急対策に資するため、次に示す情報を地図に記載して、「情報整理班」を通じて、そのコピーを随時各部班及び関係機関に回付し情報の共有を図る。

■応急対策情報等の伝達



~

「本部班」は、各部班の的確な災害応急対策に資するため、次に示す情報を地図に記載して、「情報収集連絡班」を通じて、そのコピーを随時各部班及び関係機関に回付し情報の共有を図る。

86	2-213	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #cccccc; text-align: center;">「広報活動」</th> </tr> <tr> <th style="width: 60%;">事項</th> <th style="width: 40%;">担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.1 広報活動の方針 (1) 広報ルートの一元化 (2) 災害広報の方法</td> <td>本部班 広報班</td> </tr> <tr> <td>4.2 初動期の広報 (1) 初動期の広報の内容 (2) 初動期の広報手段</td> <td>広報班 情報整理班</td> </tr> <tr> <td>4.3 要配慮者への広報 (1) 聴覚障害者への広報 (2) 視覚障害者への広報 (3) 外国籍市民への広報</td> <td>広報班 要配慮者支援班 国際班</td> </tr> <tr> <td>4.4 報道機関への災害情報の提供 (1) 災害情報の内容 (2) プレスセンターの開設 (3) 災害警報等の放送要請</td> <td>広報班</td> </tr> </tbody> </table>	「広報活動」		事項	担当班	4.1 広報活動の方針 (1) 広報ルートの一元化 (2) 災害広報の方法	本部班 広報班	4.2 初動期の広報 (1) 初動期の広報の内容 (2) 初動期の広報手段	広報班 情報整理班	4.3 要配慮者への広報 (1) 聴覚障害者への広報 (2) 視覚障害者への広報 (3) 外国籍市民への広報	広報班 要配慮者支援班 国際班	4.4 報道機関への災害情報の提供 (1) 災害情報の内容 (2) プレスセンターの開設 (3) 災害警報等の放送要請	広報班	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #cccccc; text-align: center;">「広報活動」</th> </tr> <tr> <th style="width: 60%;">事項</th> <th style="width: 40%;">担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.1 広報活動の方針 (1) 広報ルートの一元化 (2) 災害広報の方法</td> <td>本部班 広報班</td> </tr> <tr> <td>4.2 初動期の広報 (1) 初動期の広報の内容 (2) 初動期の広報手段</td> <td>広報班 情報処理班</td> </tr> <tr> <td>4.3 要配慮者への広報 (1) 聴覚障害者への広報 (2) 視覚障害者への広報 (3) 外国籍市民への広報</td> <td>広報班 要配慮者支援班 国際班</td> </tr> <tr> <td>4.4 報道機関への災害情報の提供 (1) 災害情報の内容 (2) プレスセンターの開設 (3) 災害警報等の放送要請</td> <td>広報班</td> </tr> </tbody> </table>	「広報活動」		事項	担当班	4.1 広報活動の方針 (1) 広報ルートの一元化 (2) 災害広報の方法	本部班 広報班	4.2 初動期の広報 (1) 初動期の広報の内容 (2) 初動期の広報手段	広報班 情報処理班	4.3 要配慮者への広報 (1) 聴覚障害者への広報 (2) 視覚障害者への広報 (3) 外国籍市民への広報	広報班 要配慮者支援班 国際班	4.4 報道機関への災害情報の提供 (1) 災害情報の内容 (2) プレスセンターの開設 (3) 災害警報等の放送要請	広報班
「広報活動」																											
事項	担当班																										
4.1 広報活動の方針 (1) 広報ルートの一元化 (2) 災害広報の方法	本部班 広報班																										
4.2 初動期の広報 (1) 初動期の広報の内容 (2) 初動期の広報手段	広報班 情報整理班																										
4.3 要配慮者への広報 (1) 聴覚障害者への広報 (2) 視覚障害者への広報 (3) 外国籍市民への広報	広報班 要配慮者支援班 国際班																										
4.4 報道機関への災害情報の提供 (1) 災害情報の内容 (2) プレスセンターの開設 (3) 災害警報等の放送要請	広報班																										
「広報活動」																											
事項	担当班																										
4.1 広報活動の方針 (1) 広報ルートの一元化 (2) 災害広報の方法	本部班 広報班																										
4.2 初動期の広報 (1) 初動期の広報の内容 (2) 初動期の広報手段	広報班 情報処理班																										
4.3 要配慮者への広報 (1) 聴覚障害者への広報 (2) 視覚障害者への広報 (3) 外国籍市民への広報	広報班 要配慮者支援班 国際班																										
4.4 報道機関への災害情報の提供 (1) 災害情報の内容 (2) プレスセンターの開設 (3) 災害警報等の放送要請	広報班																										
87	2-225	<p>○医療機関との連絡協調</p> <p>「医療班」は、(一社)川越市医師会及び消防組合と随時連絡協調を図り、<u>傷病者を受け入れる医療機関との協力体制の確立を期するものとする。</u></p>	<p>○医療機関との連絡協調</p> <p>「医療班」は、<u>傷病者を受け入れるべき医療機関との連絡協調について、(一社)川越市医師会を通じ消防組合に随時連絡協調を図り、協力体制の確立を期するものとする。</u></p>																								
88	2-226	<p>⑦消防団、自主防災組織、一般住民への協力要請</p> <p>救出した負傷者は救急隊に引き継ぐことを原則とするが、これができない場合は、消防団員、自主防災組織及び付近住民に指示し、現場付近の応急救護所、<u>医療救護所</u>又は医療機関に搬送させるか、医師の派遣を要請する。</p>	<p>⑦消防団、自主防災組織、一般住民への協力要請</p> <p>救出した負傷者は救急隊に引き継ぐことを原則とするが、これができない場合は、消防団員、自主防災組織及び付近住民に指示し、現場付近の応急救護所又は医療機関に搬送させるか、医師の派遣を要請する。</p>																								
89	2-228	<p>傷病者等を迅速かつ的確に医療機関へ搬送するために、医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、災害時医療体制を確立する。</p> <p>そのため「医療班」は「本部班」の協力を得て、医療救護所及び医療機関に無線等の資機材を設置し、連絡体制を整備する。</p> <p>なお、厚生労働省により、災害時に医療救護活動に関係する機関等が情報共</p>	<p>傷病者等を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するために は、 <u>収容先</u>医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、災害時医療体制を確立する。</p> <p>そのため「医療班」は「本部班」の協力を得て、医療救護所及び後方医療機関である病院に無線等の資機材を設置し、連絡体制を整備する。</p>																								

有するためのシステムとして、広域災害救急医療情報システム（EMIS）が構築されている。

90 2-233

「交通対策」	
事項	担当班
8.1 発災直後の交通対策の実施要領 (1) 交通対策実施の要請 (2) 市民への自動車使用の自粛及び交通対策の周知 (3) 市内の交通対策 (4) 被災地区への流入抑制	本部班、 <u>情報整理班</u> 、 交通・ <u>帰宅困難者支援班</u> 、 道路班、広報班
8.2 交通対策の方法 (1) 災対法に基づいて標識を設置して実施する場合 (2) 現場警察官の指示により実施する場合 (3) 道路法による市道の交通対策の場合	交通・ <u>帰宅困難者支援班</u> 、 道路班
8.3 交通規制等の法的根拠	交通・ <u>帰宅困難者支援班</u> 、 道路班

「交通対策」	
事項	担当班
8.1 発災直後の交通対策の実施要領 (1) 交通対策実施の要請 (2) 市民への自動車使用の自粛及び交通対策の周知 (3) 市内の交通対策 (4) 被災地区への流入抑制	本部班、交通班 道路班、広報班
8.2 交通対策の方法 (1) 災対法に基づいて標識を設置して実施する場合 (2) 現場警察官の指示により実施する場合 (3) 道路法による市道の交通対策の場合	交通班、道路班
8.3 交通規制等の法的根拠	交通班、道路班

91 2-234

(2) 市民への自動車使用の自粛及び交通対策の周知
 「広報班」は、「本部班」及び「情報整理班」と連携し、防災行政無線により、避難等に際して自動車を利用しないよう、強く市民に呼びかけ、車両の通行抑制と自粛措置を講ずる。
 また、緊急輸送道路の指定等の幹線道路の交通規制について周知し、交通の混乱防止に努める。

(3) 市内の交通対策
 「道路班」は、市内の道路が次のような場合、交通対策を実施し、「情報整理班」、警察署長及び関係機関に報告するものとする。

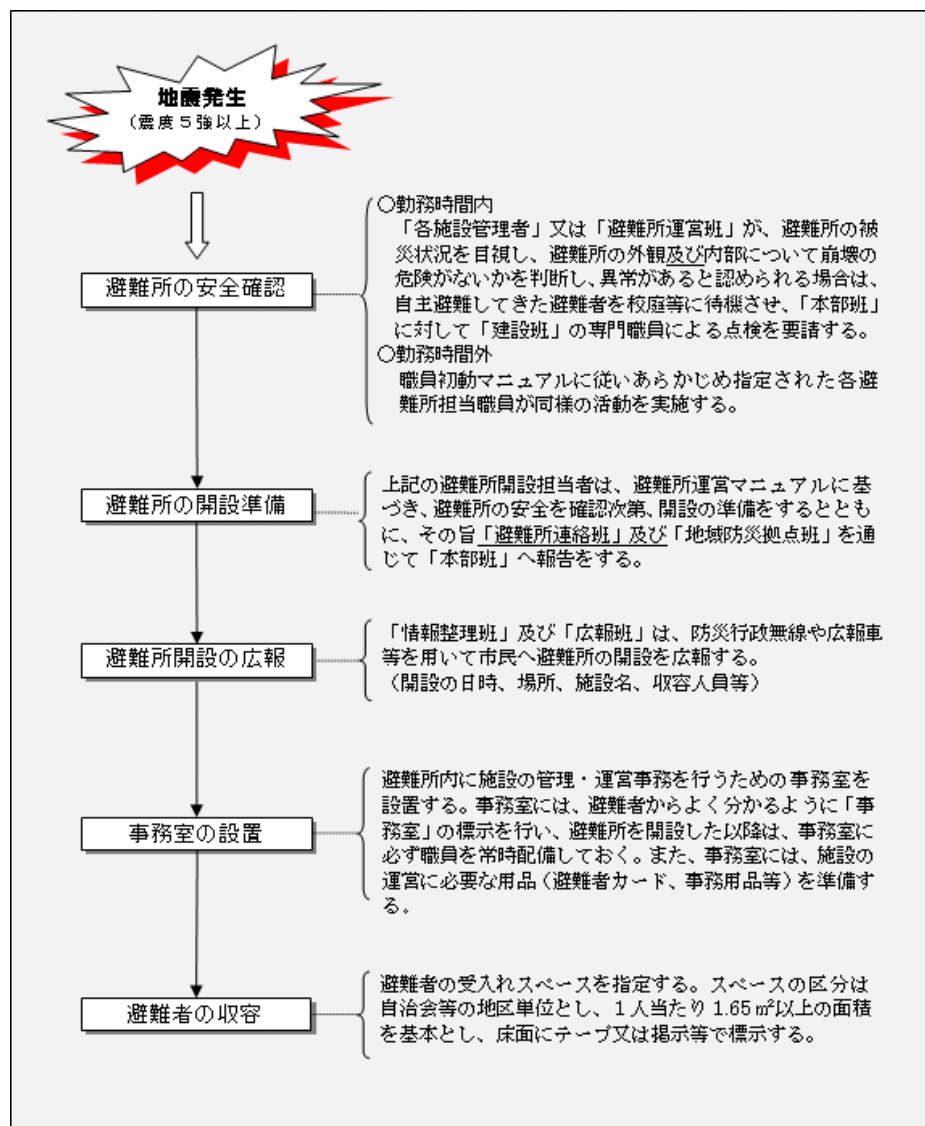
(2) 市民への自動車使用の自粛及び交通対策の周知
 「広報班」は「本部班」と連携し、防災行政無線により、避難等に際して自動車を利用しないよう、強く市民に呼びかけ、車両の通行抑制と自粛措置を講ずる。
 また、緊急輸送道路の指定等の幹線道路の交通規制について周知し、交通の混乱防止に努める。

(3) 市内の交通対策
 「道路班」は、市内の道路が次のような場合、交通対策を実施し、「情報収集連絡班」、警察署長及び関係機関に報告するものとする。

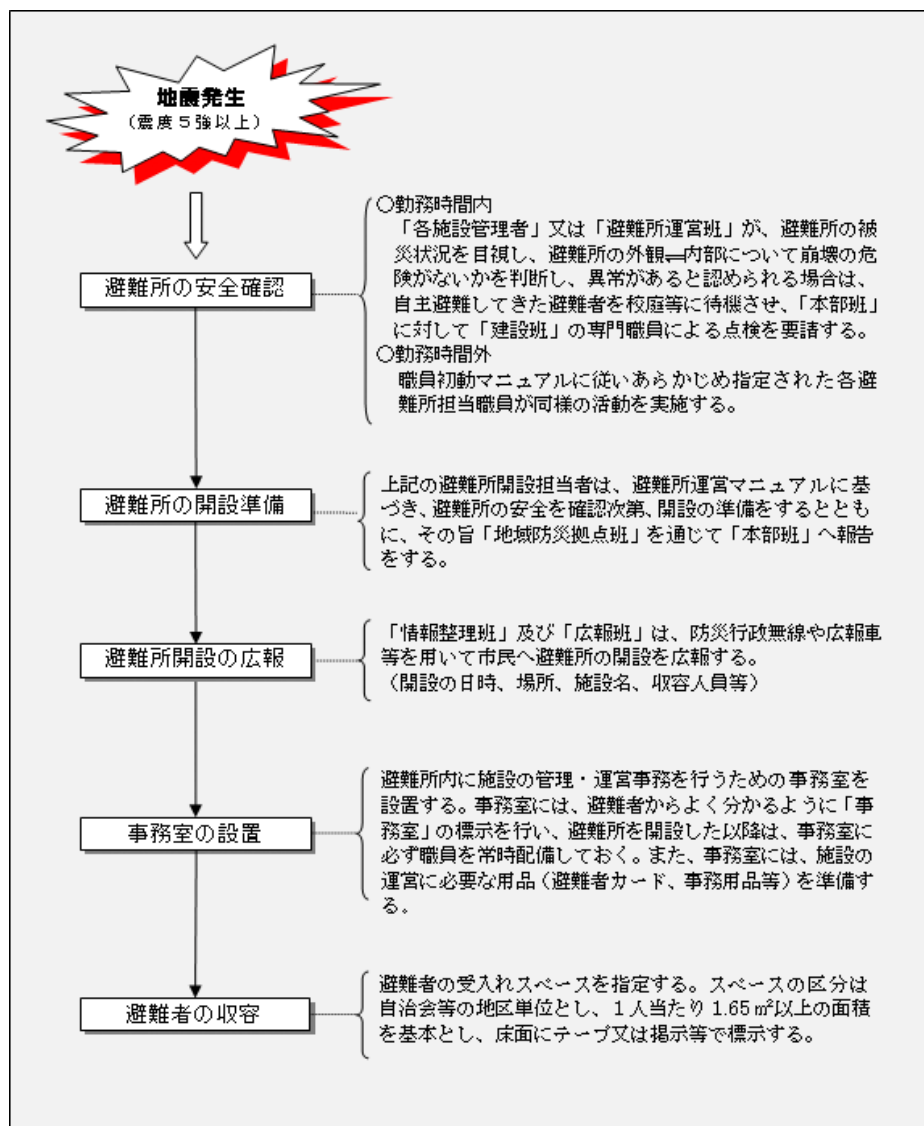
92	2-238	<p>③ライフライン施設の破損</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>④車両の移動等</p> <p><u>道路管理者は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、<u>災対法第76条の6の規定により、区間を指定した上で、当該車両の所有者等に移動等を命ずることができる。また、所有者等がその場にはない場合等においては、道路管理者が自ら車両の移動等を行うものとする。</u></u></p>	<p>③ライフライン施設の破損</p> <p style="text-align: center;">～</p>
----	-------	---	--

93	2-250 ～ 251	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">「避難活動」</th> </tr> <tr> <th>事項</th> <th>担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2. 1 要避難状況の把握</td> <td>本部班、消防組合</td> </tr> <tr> <td>1 2. 2 避難勧告又は避難指示 (1) 実施責任者 (2) 避難勧告等の発令基準 (3) 避難勧告、避難指示の内容及び伝達 (4) 避難勧告、避難指示の解除</td> <td>本部班、 消防組合、 警察署、 広報班</td> </tr> <tr> <td>1 2. 3 警戒区域の設定 (1) 設定権者 (2) 伝達及び報告</td> <td>本部班、 消防組合、 警察署</td> </tr> <tr> <td>1 2. 4 避難誘導及び移送 (1) 避難の誘導 (2) 避難順位 (3) 誘導及び移送 (4) 避難行動要支援者に対する避難誘導 (5) 学校、社会福祉施設、病院等における避難対策</td> <td>要配慮者支援班、 医療班、学校教育班、 現地調査班、本部班、 市民班、 消防団</td> </tr> <tr> <td>1 2. 5 避難所の開設 (1) 避難施設 (2) 収容対象者 (3) 開設の担当者 (4) 開設手順 (5) 避難者名簿の作成 (6) 埼玉県への報告 (7) 広域避難のための避難場所の調整</td> <td>本部班、 避難所連絡班、 避難所運営班、 教育財務班 建築住宅班、 学校教育班、 広報班、 各施設管理者</td> </tr> <tr> <td>1 2. 6 他市町村からの広域一時滞在者の受入れ (1) 避難所開設の公示及び避難者の収容 (2) 避難所の管理運営 (3) 要配慮者への配慮 (4) 避難者登録システム等の活用</td> <td>要配慮者支援班、 医療班、学校教育班、 本部班、市民班、 消防団</td> </tr> </tbody> </table>	「避難活動」		事項	担当班	1 2. 1 要避難状況の把握	本部班、消防組合	1 2. 2 避難勧告又は避難指示 (1) 実施責任者 (2) 避難勧告等の発令基準 (3) 避難勧告、避難指示の内容及び伝達 (4) 避難勧告、避難指示の解除	本部班、 消防組合、 警察署、 広報班	1 2. 3 警戒区域の設定 (1) 設定権者 (2) 伝達及び報告	本部班、 消防組合、 警察署	1 2. 4 避難誘導及び移送 (1) 避難の誘導 (2) 避難順位 (3) 誘導及び移送 (4) 避難行動要支援者に対する避難誘導 (5) 学校、社会福祉施設、病院等における避難対策	要配慮者支援班、 医療班、学校教育班、 現地調査班、本部班、 市民班、 消防団	1 2. 5 避難所の開設 (1) 避難施設 (2) 収容対象者 (3) 開設の担当者 (4) 開設手順 (5) 避難者名簿の作成 (6) 埼玉県への報告 (7) 広域避難のための避難場所の調整	本部班、 避難所連絡班、 避難所運営班、 教育財務班 建築住宅班、 学校教育班、 広報班、 各施設管理者	1 2. 6 他市町村からの広域一時滞在者の受入れ (1) 避難所開設の公示及び避難者の収容 (2) 避難所の管理運営 (3) 要配慮者への配慮 (4) 避難者登録システム等の活用	要配慮者支援班、 医療班、学校教育班、 本部班、市民班、 消防団	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">「避難活動」</th> </tr> <tr> <th>事項</th> <th>担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 2. 1 要避難状況の把握</td> <td>本部班、消防組合</td> </tr> <tr> <td>1 2. 2 避難勧告又は指示 (1) 実施責任者 (2) 避難勧告等の発令基準 (3) 避難勧告、指示の内容及び伝達 (4) 避難勧告、指示の解除</td> <td>本部班、 消防組合、 警察署、 広報班</td> </tr> <tr> <td>1 2. 3 警戒区域の設定 (1) 設定権者 (2) 伝達及び報告</td> <td>本部班、 消防組合、 警察署</td> </tr> <tr> <td>1 2. 4 避難誘導及び移送 (1) 避難の誘導 (2) 避難順位 (3) 誘導及び移送 (4) 避難行動要支援者に対する避難誘導 (5) 学校、社会福祉施設、病院等における避難対策</td> <td>要配慮者支援班、 医療班、学校教育班、 現地調査班、本部班、 市民班、 消防団</td> </tr> <tr> <td>1 2. 5 避難所の開設 (1) 避難施設 (2) 収容対象者 (3) 開設の担当者 (4) 開設手順 (5) 避難者名簿の作成 (6) 埼玉県への報告 (7) 広域避難のための避難場所の調整</td> <td>本部班、 避難所運営班、 教育財務班 建築住宅班、 学校教育班、 広報班、 各施設管理者</td> </tr> <tr> <td>1 2. 6 他市町村からの広域一時滞在者の受入れ (1) 避難所開設の公示及び避難者の収容 (2) 避難所の管理運営 (3) 要配慮者への配慮 (4) 避難者登録システム等の活用</td> <td>要配慮者支援班、 医療班、学校教育班、 本部班、市民班、 消防団</td> </tr> </tbody> </table>	「避難活動」		事項	担当班	1 2. 1 要避難状況の把握	本部班、消防組合	1 2. 2 避難勧告又は指示 (1) 実施責任者 (2) 避難勧告等の発令基準 (3) 避難勧告、指示の内容及び伝達 (4) 避難勧告、指示の解除	本部班、 消防組合、 警察署、 広報班	1 2. 3 警戒区域の設定 (1) 設定権者 (2) 伝達及び報告	本部班、 消防組合、 警察署	1 2. 4 避難誘導及び移送 (1) 避難の誘導 (2) 避難順位 (3) 誘導及び移送 (4) 避難行動要支援者に対する避難誘導 (5) 学校、社会福祉施設、病院等における避難対策	要配慮者支援班、 医療班、学校教育班、 現地調査班、本部班、 市民班、 消防団	1 2. 5 避難所の開設 (1) 避難施設 (2) 収容対象者 (3) 開設の担当者 (4) 開設手順 (5) 避難者名簿の作成 (6) 埼玉県への報告 (7) 広域避難のための避難場所の調整	本部班、 避難所運営班、 教育財務班 建築住宅班、 学校教育班、 広報班、 各施設管理者	1 2. 6 他市町村からの広域一時滞在者の受入れ (1) 避難所開設の公示及び避難者の収容 (2) 避難所の管理運営 (3) 要配慮者への配慮 (4) 避難者登録システム等の活用	要配慮者支援班、 医療班、学校教育班、 本部班、市民班、 消防団
		「避難活動」																																	
事項	担当班																																		
1 2. 1 要避難状況の把握	本部班、消防組合																																		
1 2. 2 避難勧告又は避難指示 (1) 実施責任者 (2) 避難勧告等の発令基準 (3) 避難勧告、避難指示の内容及び伝達 (4) 避難勧告、避難指示の解除	本部班、 消防組合、 警察署、 広報班																																		
1 2. 3 警戒区域の設定 (1) 設定権者 (2) 伝達及び報告	本部班、 消防組合、 警察署																																		
1 2. 4 避難誘導及び移送 (1) 避難の誘導 (2) 避難順位 (3) 誘導及び移送 (4) 避難行動要支援者に対する避難誘導 (5) 学校、社会福祉施設、病院等における避難対策	要配慮者支援班、 医療班、学校教育班、 現地調査班、本部班、 市民班、 消防団																																		
1 2. 5 避難所の開設 (1) 避難施設 (2) 収容対象者 (3) 開設の担当者 (4) 開設手順 (5) 避難者名簿の作成 (6) 埼玉県への報告 (7) 広域避難のための避難場所の調整	本部班、 避難所連絡班、 避難所運営班、 教育財務班 建築住宅班、 学校教育班、 広報班、 各施設管理者																																		
1 2. 6 他市町村からの広域一時滞在者の受入れ (1) 避難所開設の公示及び避難者の収容 (2) 避難所の管理運営 (3) 要配慮者への配慮 (4) 避難者登録システム等の活用	要配慮者支援班、 医療班、学校教育班、 本部班、市民班、 消防団																																		
「避難活動」																																			
事項	担当班																																		
1 2. 1 要避難状況の把握	本部班、消防組合																																		
1 2. 2 避難勧告又は指示 (1) 実施責任者 (2) 避難勧告等の発令基準 (3) 避難勧告、指示の内容及び伝達 (4) 避難勧告、指示の解除	本部班、 消防組合、 警察署、 広報班																																		
1 2. 3 警戒区域の設定 (1) 設定権者 (2) 伝達及び報告	本部班、 消防組合、 警察署																																		
1 2. 4 避難誘導及び移送 (1) 避難の誘導 (2) 避難順位 (3) 誘導及び移送 (4) 避難行動要支援者に対する避難誘導 (5) 学校、社会福祉施設、病院等における避難対策	要配慮者支援班、 医療班、学校教育班、 現地調査班、本部班、 市民班、 消防団																																		
1 2. 5 避難所の開設 (1) 避難施設 (2) 収容対象者 (3) 開設の担当者 (4) 開設手順 (5) 避難者名簿の作成 (6) 埼玉県への報告 (7) 広域避難のための避難場所の調整	本部班、 避難所運営班、 教育財務班 建築住宅班、 学校教育班、 広報班、 各施設管理者																																		
1 2. 6 他市町村からの広域一時滞在者の受入れ (1) 避難所開設の公示及び避難者の収容 (2) 避難所の管理運営 (3) 要配慮者への配慮 (4) 避難者登録システム等の活用	要配慮者支援班、 医療班、学校教育班、 本部班、市民班、 消防団																																		
94	2-257	<p>(5) 避難者名簿の作成</p> <p>「避難所運営班」は、避難所を開設した後、避難所施設管理者及び避難者の協力を得て避難者カードを基に避難者名簿を作成し、「<u>避難所連絡班</u>」に報告する。</p>	<p>(5) 避難者名簿の作成</p> <p>「避難所運営班」は、避難所を開設した後、避難所施設管理者及び避難者の協力を得て避難者カードを <u>もとに</u>避難者名簿を作成し、「<u>情報収集連絡班</u>」に報告する。</p>																																

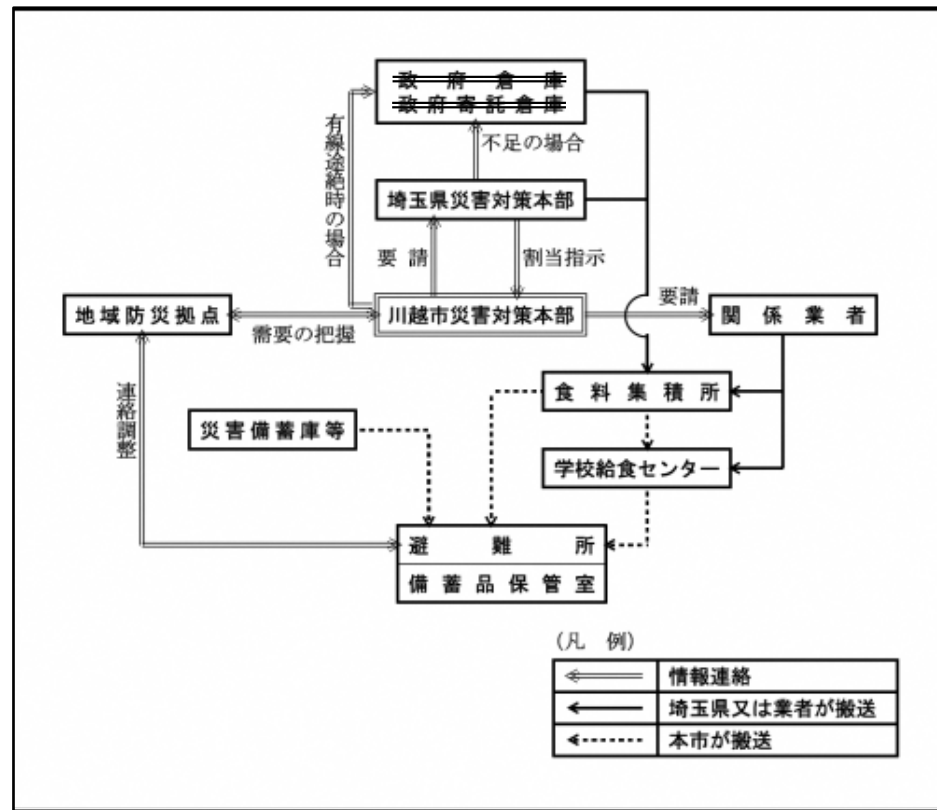
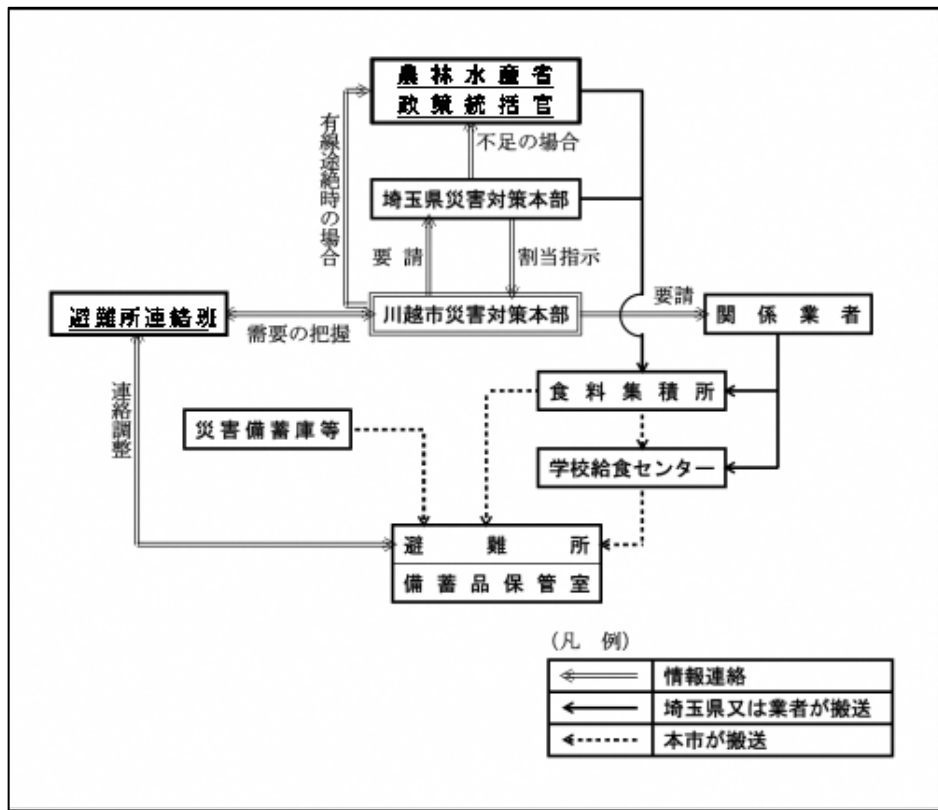
■避難所の開設手順



■避難所の開設手順



96	2-261	<p>「上下水道管理班」は、地震による避難者数や断水戸数等、災害により現に飲料水を得ることのできない者等の数を把握し、「情報 <u>整理</u> 班」へ報告する。</p>	<p>「上下水道管理班」は、地震による避難者数や断水戸数等、災害により現に飲料水を得ることのできない者等の数を把握し、「情報 <u>収集連絡</u> 班」へ報告する。</p>
97	2-262	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○浄水場及び受水場</p> <p>○災害用給水井戸及び飲料水兼用耐震性貯水槽の活用</p> <p>○その他の水源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受水槽等の利用 小中学校等の公共施設及び民間施設の受水槽及び高架水槽に貯留する水を、当該管理者の了解を得て、水源として利用する。 ・民間井戸等の利用 民間事業所の井戸等比較的汚染が少ない水源について、浄水機により浄水し、水源として利用する。 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○浄水場及び受水場</p> <p>○災害用給水井戸及び飲料水兼用耐震性貯水槽の活用</p> <p>○その他の水源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受水槽等の利用 小中学校等の公共施設及び民間施設の受水槽及び高架水槽に貯留する水を、当該管理者の了解を得て、水源として利用する。 ・民間井戸等の利用 民間事業所の井戸 や小中学校のプール等比較的汚染が少ない水源について、浄水機により浄水し、水源として利用する。 </div>

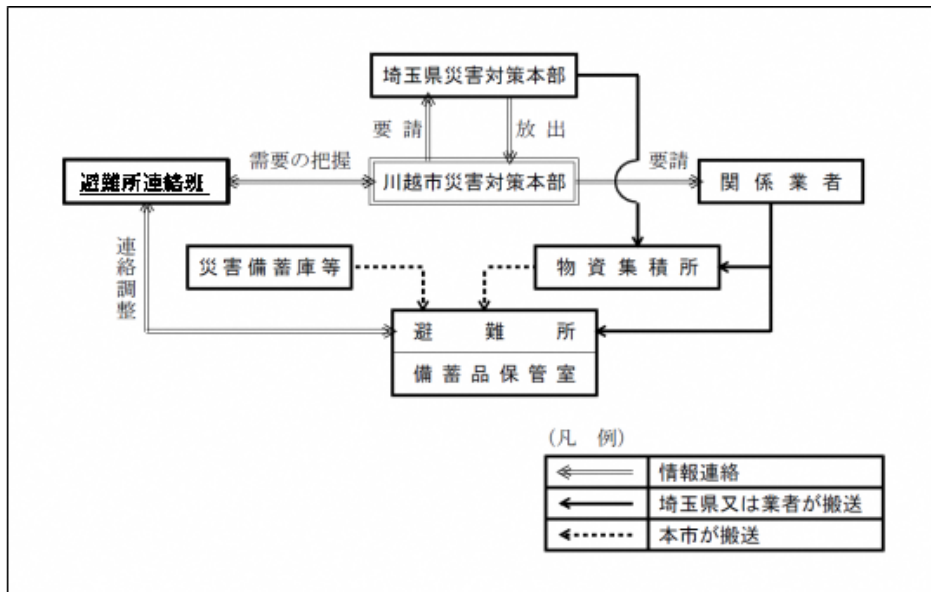


99	2-270	「生活必需品等の供給・貸与」		「生活必需品等の供給・貸与」	
		事項	担当班	事項	担当班
		15.1 生活必需品等の需要の把握	避難所連絡班、 避難所運営班 食料・物資調達班	15.1 生活必需品等の需要の把握	避難所運営班、 食料・物資調達班
		15.2 生活必需品等の調達・輸送 (1) 市備蓄物資の放出 (2) 関係業者からの調達 (3) 県備蓄物資の放出要請 (4) 日本赤十字社埼玉県支部からの救援物資の確保 (5) 他市町村からの物資の調達 (6) 生活必需品等の集積地及び集積地からの輸送 (7) 義援物資の輸送	食料・物資調達班 管財輸送班、 福祉班	15.2 生活必需品等の調達・輸送 (1) 市備蓄物資の放出 (2) 関係業者からの調達 (3) 県備蓄物資の放出要請 (4) 日本赤十字社埼玉県支部からの救援物資の確保 (5) 他市町村からの物資の調達 (6) 生活必需品等の集積地及び集積地からの輸送 (7) 義援物資の輸送	食料・物資調達班 管財輸送班、 福祉班
		15.3 生活必需品等の配分	避難所運営班、 福祉班	15.3 生活必需品等の配分	避難所運営班、 福祉班
		15.4 災害救助法が適用された場合の費用等	食料・物資調達班	15.4 災害救助法が適用された場合の費用等	食料・物資調達班

100 2-271

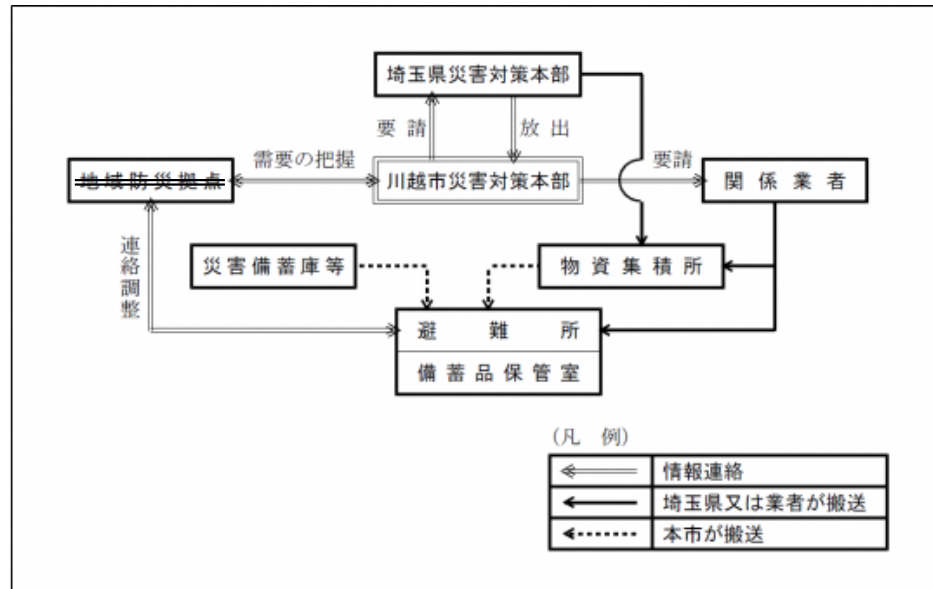
「避難所運営班」は、生活必需品等の需要（品目、数）を避難所となった施設の管理者から把握し、「避難所連絡班」を通じて「食料・物資調達班」に報告する。

なお、供給する生活必需品は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって給（貸）与する。また、季節に応じた供給及び要配慮者や女性等に配慮した供給を行うものとする。



「避難所運営班」は、生活必需品等の需要（品目、数）を避難所となった施設の管理者から把握し「食料・物資調達班」に報告する。

なお、供給する生活必需品は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって給（貸）与する。また、季節に応じた供給一要配慮者や女性等に配慮した供給を行うものとする。



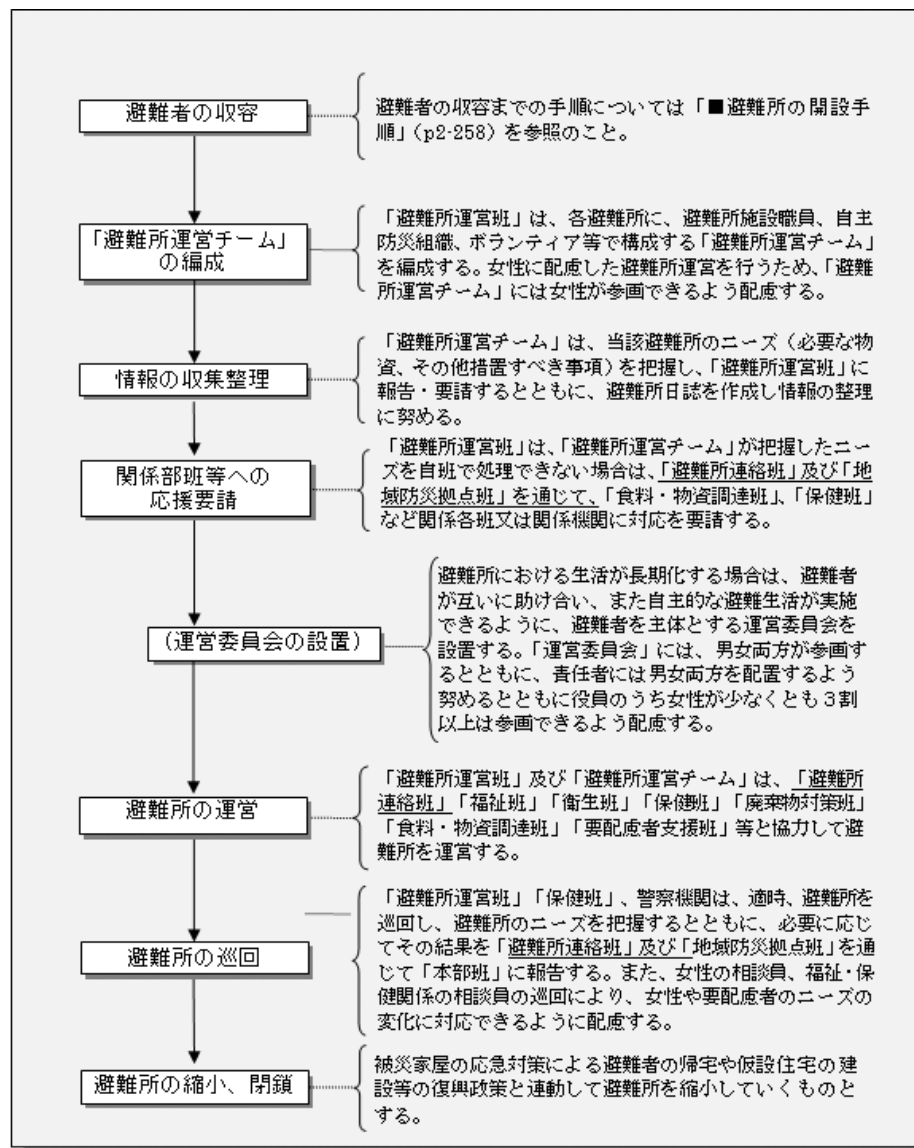
101	2-274	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center; background-color: #cccccc;">「要配慮者の安全確保」</th> </tr> <tr> <th style="width: 70%; text-align: center;">事項</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 16.1 高齢者、障害者等の安全確保 (1) 社会福祉施設入所者等の安全確保対策 (2) 在宅の避難行動要支援者の安全確保対策 (3) 避難所における支援 (4) 福祉避難所の開設 (5) 仮設住宅における配慮 </td> <td style="vertical-align: top; text-align: center;"> 要配慮者支援班、 建築住宅班、 保健班、市民班 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 16.2 外国籍市民の安全確保 (1) 避難誘導の実施 (2) 安否確認の実施 (3) 情報提供 (4) 各種相談 </td> <td style="vertical-align: top; text-align: center;"> 本部班、 情報整理班、 広報班、 国際班、 市民班 </td> </tr> </tbody> </table>	「要配慮者の安全確保」		事項	担当班	16.1 高齢者、障害者等の安全確保 (1) 社会福祉施設入所者等の安全確保対策 (2) 在宅の避難行動要支援者の安全確保対策 (3) 避難所における支援 (4) 福祉避難所の開設 (5) 仮設住宅における配慮	要配慮者支援班、 建築住宅班、 保健班、市民班	16.2 外国籍市民の安全確保 (1) 避難誘導の実施 (2) 安否確認の実施 (3) 情報提供 (4) 各種相談	本部班、 情報整理班、 広報班、 国際班、 市民班	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center; background-color: #cccccc;">「要配慮者の安全確保」</th> </tr> <tr> <th style="width: 70%; text-align: center;">事項</th> <th style="width: 30%; text-align: center;">担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 16.1 高齢者、障害者等の安全確保 (1) 社会福祉施設入所者等の安全確保対策 (2) 在宅の避難行動要支援者の安全確保対策 (3) 避難所における支援 (4) 福祉避難所の開設 (5) 仮設住宅における配慮 </td> <td style="vertical-align: top; text-align: center;"> 要配慮者支援班、 建築住宅班、 保健班、市民班 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 16.2 外国籍市民の安全確保 (1) 避難誘導の実施 (2) 安否確認の実施 (3) 情報提供 (4) 各種相談 </td> <td style="vertical-align: top; text-align: center;"> 本部班、 広報班、 国際班、 市民班 </td> </tr> </tbody> </table>	「要配慮者の安全確保」		事項	担当班	16.1 高齢者、障害者等の安全確保 (1) 社会福祉施設入所者等の安全確保対策 (2) 在宅の避難行動要支援者の安全確保対策 (3) 避難所における支援 (4) 福祉避難所の開設 (5) 仮設住宅における配慮	要配慮者支援班、 建築住宅班、 保健班、市民班	16.2 外国籍市民の安全確保 (1) 避難誘導の実施 (2) 安否確認の実施 (3) 情報提供 (4) 各種相談	本部班、 広報班、 国際班、 市民班
「要配慮者の安全確保」																			
事項	担当班																		
16.1 高齢者、障害者等の安全確保 (1) 社会福祉施設入所者等の安全確保対策 (2) 在宅の避難行動要支援者の安全確保対策 (3) 避難所における支援 (4) 福祉避難所の開設 (5) 仮設住宅における配慮	要配慮者支援班、 建築住宅班、 保健班、市民班																		
16.2 外国籍市民の安全確保 (1) 避難誘導の実施 (2) 安否確認の実施 (3) 情報提供 (4) 各種相談	本部班、 情報整理班、 広報班、 国際班、 市民班																		
「要配慮者の安全確保」																			
事項	担当班																		
16.1 高齢者、障害者等の安全確保 (1) 社会福祉施設入所者等の安全確保対策 (2) 在宅の避難行動要支援者の安全確保対策 (3) 避難所における支援 (4) 福祉避難所の開設 (5) 仮設住宅における配慮	要配慮者支援班、 建築住宅班、 保健班、市民班																		
16.2 外国籍市民の安全確保 (1) 避難誘導の実施 (2) 安否確認の実施 (3) 情報提供 (4) 各種相談	本部班、 広報班、 国際班、 市民班																		
102	2-277	<p>(1) 避難誘導の実施</p> <p>避難勧告、<u>避難</u> 指示等を発令した場合、「国際班」は、「広報班」、「本部班」及び「<u>情報整理班</u>」と協力して、防災行政無線や広報車を活用し、外国語による広報を実施するとともに、外国籍市民に対する速やかな避難誘導を実施する。</p>	<p>(1) 避難誘導の実施</p> <p>避難勧告、指示等を発令した場合、「国際班」は、「広報班」及び「本部班」と協力して、防災行政無線や広報車を活用し、外国語による広報を実施するとともに、外国籍市民に対する速やかな避難誘導を実施する。</p>																
103	2-284	<p>□広報手段と広報事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・市民に対する広報は、広報車による巡回 <u>及び</u> 防災行政無線 等のほか、テレビ、ラジオ等の報道機関に協力を要請して実施する。 ・主な広報事項は、水道施設の被害状況、断水等の状況、応急給水・応急復旧の現状と見通し、拠点・指定給水場所の状況等とする。 </div>	<p>□広報手段と広報事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・市民に対する広報は、広報車による巡回 のほか、防災行政無線、テレビ、ラジオ等の報道機関に協力を要請して実施する。 ・主な広報事項は、水道施設の被害状況、断水等の状況、応急給水・応急復旧の現状と見通し、拠点・指定給水場所の状況等とする。 </div>																
104	2-286	<p>□復旧対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。 ・救急病院、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。 </div>	<p>□復旧対策</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。 ・救急病院、ゴミ焼却場、老人ホーム等の社会的な重要度の高い施設については、移動式ガス発生設備による臨時供給も含めて、優先的に復旧するよう計画立案する。 </div>																
105	2-298	<p>(2) 畜産施設等</p> <p>「農政班」は、地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を「<u>情報整理班</u>」に報告するとともに「<u>県農林部中央家畜保健衛生所</u>」に報告する。</p>	<p>(2) 畜産施設等</p> <p>「農政班」は、地震が発生した場合、家畜及び畜産施設等の被害状況を「<u>情報収集連絡班</u>」に報告するとともに「<u>県農林部中央家畜保健衛生所</u>」に報</p>																

			告する。																
106	2-307	<p style="text-align: center;">「災害情報の収集・伝達・共有」</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">事項</th> <th style="width: 40%;">担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 1 救援期の被害状況の把握・伝達（経過速報）</td> <td>本部班、情報整理班</td> </tr> <tr> <td>1. 2 災害情報の共有</td> <td>情報整理班</td> </tr> <tr> <td>1. 3 被災者に関する情報の整理</td> <td>本部班、福祉班</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">～</p> <p>「情報整理班」は、各部班の的確な災害応急対策に資するため、以下の情報を地図に記載し、そのコピーを随時各部班、関係機関等に回付し情報の共有を図る。</p>	事項	担当班	1. 1 救援期の被害状況の把握・伝達（経過速報）	本部班、情報整理班	1. 2 災害情報の共有	情報整理班	1. 3 被災者に関する情報の整理	本部班、福祉班	<p style="text-align: center;">「災害情報の収集・伝達・共有」</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">事項</th> <th style="width: 40%;">担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 1 救援期の被害状況の把握・伝達（経過速報）</td> <td>本部班、情報収集連絡班</td> </tr> <tr> <td>1. 2 災害情報の共有</td> <td>情報収集連絡班</td> </tr> <tr> <td>1. 3 被災者に関する情報の整理</td> <td>情報収集連絡班</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">～</p> <p>「情報収集連絡班」は、各部班の的確な災害応急対策に資するため、以下の情報を地図に記載し、そのコピーを随時各部班、関係機関等に回付し情報の共有を図る。</p>	事項	担当班	1. 1 救援期の被害状況の把握・伝達（経過速報）	本部班、情報収集連絡班	1. 2 災害情報の共有	情報収集連絡班	1. 3 被災者に関する情報の整理	情報収集連絡班
事項	担当班																		
1. 1 救援期の被害状況の把握・伝達（経過速報）	本部班、情報整理班																		
1. 2 災害情報の共有	情報整理班																		
1. 3 被災者に関する情報の整理	本部班、福祉班																		
事項	担当班																		
1. 1 救援期の被害状況の把握・伝達（経過速報）	本部班、情報収集連絡班																		
1. 2 災害情報の共有	情報収集連絡班																		
1. 3 被災者に関する情報の整理	情報収集連絡班																		
107	2-308	<p>「本部班」及び「福祉班」は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために必要があると認めるときは、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成する。被災者台帳には、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況、援護の実施状況、要配慮者であるときはその旨及び要配慮者に該当する事由等を記載する。なお、台帳の作成に<u>当たって</u>必要な個人情報を利用できることとする。</p>	<p>「情報収集連絡班」は、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するために必要があると認めるときは、被災者に対する支援状況等の情報を一元的に集約した被災者台帳を作成する。被災者台帳には、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況、援護の実施状況、要配慮者であるときはその旨及び要配慮者に該当する事由等を記載する。なお、台帳の作成にあたって必要な個人情報を利用できることとする。</p>																

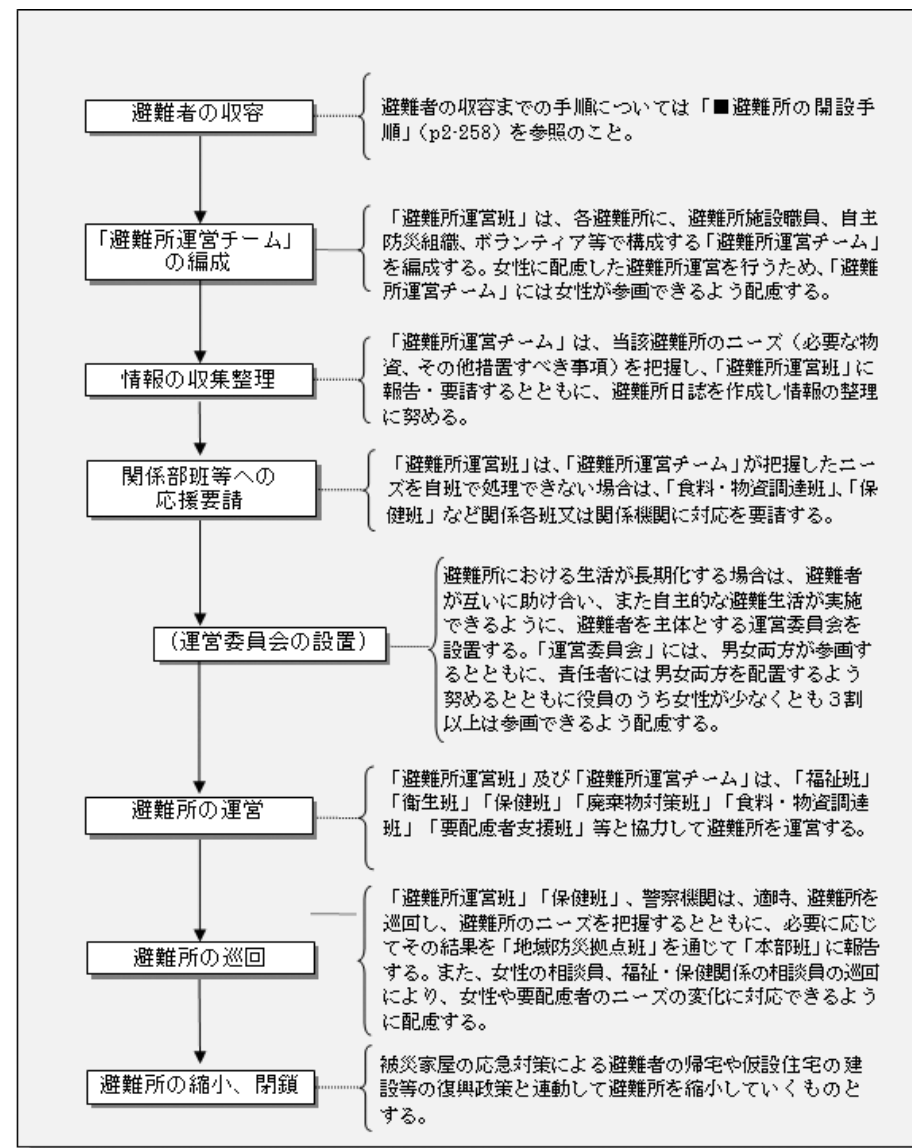
「避難所の運営」	
事項	担当班
3.1 避難所の運営管理体制	避難所連絡班、避難所運営班、 関係各班
3.2 避難所の標準設備等	避難所運営班
3.3 避難所の運営 (1) 避難所での情報提供（広報） (2) 食料、生活必需品の請求、受け取り、配給 (3) 運営状況の報告 (4) 避難所日誌の作成 (5) 避難所の開設期間 (6) 災害救助法が適用された場合の費用等	避難所運営班、 避難所連絡班、 食料・物資調達班、 関係各班
3.4 避難所での医療	保健班、医療班
3.5 避難所の生活環境への配慮 (1) 衛生 (2) プライバシーの保護 (3) 防火・防犯 (4) 要配慮者のための相談体制 (5) 被災者の心身のケア (6) 集団生活のためのルールづくり (7) 女性のニーズに対するきめ細かな配慮 (8) その他の対策	避難所運営班、 福祉班、 衛生班、 保健班、 廃棄物対策班、 食料・物資調達班、 要配慮者支援班、 市民班
3.6 市外への避難、被災者の移送 (1) 他市区町村への移送 (2) 他市区町村からの受入れ	本部班、避難所連絡班、 避難所運営班
3.7 日常生活への復帰・避難所の縮小	本部班、避難所連絡班、 避難所運営班

「避難所の運営」	
事項	担当班
3.1 避難所の運営管理体制	避難所運営班、関係各班
3.2 避難所の標準設備等	避難所運営班
3.3 避難所の運営 (1) 避難所での情報提供（広報） (2) 食料、生活必需品の請求、受け取り、配給 (3) 運営状況の報告 (4) 避難所日誌の作成 (5) 避難所の開設期間 (6) 災害救助法が適用された場合の費用等	避難所運営班、 食料・物資調達班、 関係各班
3.4 避難所での医療	保健班、医療班
3.5 避難所の生活環境への配慮 (1) 衛生 (2) プライバシーの保護 (3) 防火・防犯 (4) 要配慮者のための相談体制 (5) 被災者の心身のケア (6) 集団生活のためのルールづくり (7) 女性のニーズに対するきめ細かな配慮 (8) その他の対策	避難所運営班、 福祉班、 衛生班、 保健班、 廃棄物対策班、 食料・物資調達班、 要配慮者支援班、 市民班
3.6 市外への避難、被災者の移送 (1) 他市区町村への移送 (2) 他市区町村からの受入れ	本部班、避難所運営班
3.7 日常生活への復帰・避難所の縮小	本部班、避難所運営班

■避難所の開設から閉鎖までの手順



■避難所の開設から閉鎖までの手順



110	2-315	<p>(2) 食料、生活必需品の請求、受け取り、配給</p> <p>「避難所運営班」は、避難所ごとに集約した食料や生活必需品のうち、そこでの調達が不可能なものについては、<u>「避難所連絡班」</u>及び<u>「地域防災拠点班」</u>を通じて、「食料・物資調達班」へ要請する。また、到着した食料や物資を受け入れ、配布する。物資の受け取り、配布の際は、物品の受払簿に記入する。なお、生理用品・女性用下着の女性による配布、生理用品の女性トイレへの常備など、配布の方法を工夫する。</p> <p>(3) 運営状況の報告</p> <p>「避難所運営班」は、避難所の運営状況について毎日正午までに<u>「避難所連絡班」</u>及び<u>「地域防災拠点班」</u>に報告する。</p>	<p>(2) 食料、生活必需品の請求、受け取り、配給</p> <p>「避難所運営班」は、避難所ごとに集約した食料や生活必需品のうち、そこでの調達が不可能なものについては、「食料・物資調達班」へ要請する。また、到着した食料や物資を受け入れ、配布する。物資の受け取り、配布の際は、物品の受払簿に記入する。なお、生理用品・女性用下着の女性による配布、生理用品の女性トイレへの常備など、配布の方法を工夫する。</p> <p>(3) 運営状況の報告</p> <p>「避難所運営班」は、避難所の運営状況について毎日正午までに「地域防災拠点班」に報告する。</p>
111	2-316	<p>(6) 災害救助法が適用された場合の費用等</p> <p>災害救助法が適用された場合の避難所設置の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年 埼玉県告示第 393号）」の範囲内において埼玉県に請求できる。この場合、「<u>避難所連絡班</u>」は次の帳簿類を整え「福祉班」に報告する。避難所開設に伴う費用は、人件費、消耗器材費、建物及び器物の使用謝金、燃料費並びに仮設の炊事場及び便所の設置費として、埼玉県の基準に準ずるものとする。</p>	<p>(6) 災害救助法が適用された場合の費用等</p> <p>災害救助法が適用された場合の避難所設置の費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年 埼玉県告示第 393号）」の範囲内において埼玉県に請求できる。この場合、「<u>避難所運営班</u>」は次の帳簿類を整え「福祉班」に報告する。避難所開設に伴う費用は、人件費、消耗器材費、建物及び器物の使用謝金、燃料費並びに仮設の炊事場及び便所の設置費として、埼玉県の基準に準ずるものとする。</p>

112	2-318	<p>(1) 他市区町村への移送</p> <p>「避難所運営班」は、被害が甚大であり市内の避難所に被災者を収容できない場合は「<u>避難所連絡班</u>」を通じて、「本部班」へその旨報告し、他市区町村への移送を要請する。</p> <p>市内の避難所に収容余力がないときは、「本部班」は県災害対策本部に対して、移送を要請する。その場合、以下の点に配慮する。</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>(2) 他市区町村からの受入れ</p> <p>「<u>避難所連絡班</u>」は、「本部班」から他市区町村からの被災者の受入れを指示された場合は、速やかに必要な措置を講ずる。</p> <p>また、災害対策本部は、県災害対策本部から他市町村の被災者の受入れを指示された場合は、埼玉県計画の定めるところにより積極的に協力する。</p>	<p>(1) 他市区町村への移送</p> <p>「避難所運営班」は、被害が甚大であり市内の避難所に被災者を収容できない場合は、「本部班」へその旨報告し、他市区町村への移送を要請する。</p> <p>市内の避難所に収容余力がないときは、「本部班」は県災害対策本部に対して、移送を要請する。その場合、以下の点に配慮する。</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>(2) 他市区町村からの受入れ</p> <p>「<u>避難所運営班</u>」は、「本部班」から他市区町村からの被災者の受入れ指示された場合は、速やかに必要な措置を講ずる。</p> <p>また、災害対策本部は、県災害対策本部から他市町村の被災者の受入れを指示された場合は、埼玉県の計画の定めるところにより積極的に協力する。</p>
113	2-323	<p>(1) 被災地域における動物の保護</p> <p>本市は、所有者不明の動物、負傷動物等を、埼玉県、獣医師会、<u>川越市動物愛護推進員</u>、その他関係機関等と協力のうえ保護し、動物保護施設等へ搬送する。</p> <p>(2) 避難所等における動物の適正な飼養</p> <p><u>避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く。）の取扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、居室への動物の持込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼養専用スペースを設置し、飼養させることとする。</u></p> <p><u>ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど収容能力に余裕がある場合は、当該避難所に生活する避難者の同意の下に、居室以外の部屋に専用スペースを設け、飼養させることを検討する。動物への給餌、排泄物の清掃等の飼養・管理は、当該動物を連れてきた者が責任を負い、居室以外の部屋の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者に施設を現状復旧させ</u></p>	<p>(1) 被災地域における動物の保護</p> <p>本市は、所有者不明の動物、負傷動物等を、埼玉県、獣医師会、その他関係機関等と協力のうえ保護し、動物保護施設等へ搬送する。</p> <p>(2) 避難所等における動物の適正な飼養</p> <p><u>避難所では、動物を、指定された場所で繋いで飼養するか、檻の中で飼養することとし、居住スペースへの動物の持ち込みを原則禁止する。</u></p> <p>また、本市は、獣医師会などと協力して、避難所や応急仮設住宅等における動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p>

		<p><u>るものとする。</u></p> <p>また、本市は、獣医師会などと協力して、避難所や応急仮設住宅等における動物の飼養に関して適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p>	
114	2-324	<p>(4) その他</p> <p>「衛生班」は、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号)に規定する特定動物(危険な動物)が逸走した場合、動物園、警察等の協力を得て収容し、管理する。</p>	<p>(4) その他</p> <p>「衛生班」は、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年10月1日法律第105号)に指定する特定動物(危険な動物)が逸走した場合、動物園及び警察等の協力を得て収容、管理する。</p> <p>なお、平成25年3月末現在、本市における特定動物(危険な動物)の許可状況は、2件(ヨウスコウアリゲーター1件、ワニガメ1件)である(飼育数量は合計2頭)。</p> <p>平成25年12月12日現在の許可状況は2件(ヨウスコウアリゲーター1件、ワニガメ1件)である(飼育数量は合計2頭)。</p>

115	2-333	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #cccccc; text-align: center;">「住宅の確保」</th> </tr> <tr> <th style="width: 60%;">事項</th> <th style="width: 40%;">担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 6. 1 被災住宅の応急修理 (1) 実施主体 (2) 修理の対象 (3) 修理の基準 (4) 修理戸数 (5) 修理の期間 (6) 修理の方法 (7) 資機材・人員の確保 (8) 修理住宅の選定 (9) 災害救助法が適用された場合の費用等 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 建築指導班、 総括現地調査班、 現地調査班 </td> </tr> <tr> <td> 6. 2 応急仮設住宅の設置 (1) 応急仮設住宅の設置 (2) 入居者の選定 (3) 応急仮設住宅の維持・管理 (4) 災害救助法が適用された場合の費用等 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 建築住宅班、 管財輸送班、 市民班 </td> </tr> <tr> <td> 6. 3 既存住宅の活用 (1) 公的住宅の活用 (2) 民間賃貸住宅の活用 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 建築住宅班 </td> </tr> </tbody> </table>	「住宅の確保」		事項	担当班	6. 1 被災住宅の応急修理 (1) 実施主体 (2) 修理の対象 (3) 修理の基準 (4) 修理戸数 (5) 修理の期間 (6) 修理の方法 (7) 資機材・人員の確保 (8) 修理住宅の選定 (9) 災害救助法が適用された場合の費用等	建築指導班、 総括現地調査班、 現地調査班	6. 2 応急仮設住宅の設置 (1) 応急仮設住宅の設置 (2) 入居者の選定 (3) 応急仮設住宅の維持・管理 (4) 災害救助法が適用された場合の費用等	建築住宅班、 管財輸送班、 市民班	6. 3 既存住宅の活用 (1) 公的住宅の活用 (2) 民間賃貸住宅の活用	建築住宅班	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #cccccc; text-align: center;">「住宅の確保」</th> </tr> <tr> <th style="width: 60%;">事項</th> <th style="width: 40%;">担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 6. 1 被災住宅の応急修理 (1) 実施主体 (2) 修理の対象 (3) 修理の基準 (4) 修理戸数 (5) 修理の期間 (6) 修理の方法 (7) 資機材・人員の確保 (8) 修理住宅の選定 (9) 災害救助法が適用された場合の費用等 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 建築指導班、 現地調査班 </td> </tr> <tr> <td> 6. 2 応急仮設住宅の設置 (1) 応急仮設住宅の設置 (2) 入居者の選定 (3) 応急仮設住宅の維持・管理 (4) 災害救助法が適用された場合の費用等 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 建築住宅班、 管財輸送班、 市民班 </td> </tr> <tr> <td> 6. 3 既存住宅の活用 (1) 公的住宅の活用 (2) 民間賃貸住宅の活用 </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"> 建築住宅班 </td> </tr> </tbody> </table>	「住宅の確保」		事項	担当班	6. 1 被災住宅の応急修理 (1) 実施主体 (2) 修理の対象 (3) 修理の基準 (4) 修理戸数 (5) 修理の期間 (6) 修理の方法 (7) 資機材・人員の確保 (8) 修理住宅の選定 (9) 災害救助法が適用された場合の費用等	建築指導班、 現地調査班	6. 2 応急仮設住宅の設置 (1) 応急仮設住宅の設置 (2) 入居者の選定 (3) 応急仮設住宅の維持・管理 (4) 災害救助法が適用された場合の費用等	建築住宅班、 管財輸送班、 市民班	6. 3 既存住宅の活用 (1) 公的住宅の活用 (2) 民間賃貸住宅の活用	建築住宅班
「住宅の確保」																							
事項	担当班																						
6. 1 被災住宅の応急修理 (1) 実施主体 (2) 修理の対象 (3) 修理の基準 (4) 修理戸数 (5) 修理の期間 (6) 修理の方法 (7) 資機材・人員の確保 (8) 修理住宅の選定 (9) 災害救助法が適用された場合の費用等	建築指導班、 総括現地調査班、 現地調査班																						
6. 2 応急仮設住宅の設置 (1) 応急仮設住宅の設置 (2) 入居者の選定 (3) 応急仮設住宅の維持・管理 (4) 災害救助法が適用された場合の費用等	建築住宅班、 管財輸送班、 市民班																						
6. 3 既存住宅の活用 (1) 公的住宅の活用 (2) 民間賃貸住宅の活用	建築住宅班																						
「住宅の確保」																							
事項	担当班																						
6. 1 被災住宅の応急修理 (1) 実施主体 (2) 修理の対象 (3) 修理の基準 (4) 修理戸数 (5) 修理の期間 (6) 修理の方法 (7) 資機材・人員の確保 (8) 修理住宅の選定 (9) 災害救助法が適用された場合の費用等	建築指導班、 現地調査班																						
6. 2 応急仮設住宅の設置 (1) 応急仮設住宅の設置 (2) 入居者の選定 (3) 応急仮設住宅の維持・管理 (4) 災害救助法が適用された場合の費用等	建築住宅班、 管財輸送班、 市民班																						
6. 3 既存住宅の活用 (1) 公的住宅の活用 (2) 民間賃貸住宅の活用	建築住宅班																						
116	2-335	<p>(8) 修理住宅の選定</p> <p>① 埼玉県が修理住宅の選定を行う場合、「建築指導班」及び「総括現地調査班」において被害程度の調査その他選定に協力する。</p> <p>② 市が実施する場合、「総括現地調査班」及び「現地調査班」をもって被害程度を調査のうえ修理住宅の選定を行う。</p>	<p>(8) 修理住宅の選定</p> <p>① 埼玉県が修理住宅の選定を行う場合、「建築指導班」及び「総括現地調査班」において被害程度の調査その他選定に協力する。</p> <p>② 市が実施する場合、「現地調査班」をもって被害程度を調査のうえ修理住宅の選定を行う。</p>																				
117	2-336	<p>④規模及び費用</p> <p>建物の規模及び費用は、災害救助法を適用した場合に準じて行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;"> ・ 1戸当たり規模 平均 29.7m²(9坪) ・ 1戸当たり費用 5,610,000円以内 </td> </tr> </table>	・ 1戸当たり規模 平均 29.7m ² (9坪) ・ 1戸当たり費用 5,610,000円以内	<p>④規模及び費用</p> <p>建物の規模及び費用は、災害救助法を適用した場合に準じて行う。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;"> ・ 1戸当たり規模 平均 29.7m²(9坪) ・ 1戸当たり費用 2,530,000円以内 </td> </tr> </table>	・ 1戸当たり規模 平均 29.7m ² (9坪) ・ 1戸当たり費用 2,530,000円以内																		
・ 1戸当たり規模 平均 29.7m ² (9坪) ・ 1戸当たり費用 5,610,000円以内																							
・ 1戸当たり規模 平均 29.7m ² (9坪) ・ 1戸当たり費用 2,530,000円以内																							

118	2-340	<p><input type="checkbox"/>児童生徒の安全確保と被害状況の把握</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 校長は、地震発生直後、児童生徒の安全を確認するとともに、学校施設、周辺の被害状況等を速やかに把握し、「教育財務班」及び「学校教育班」へ報告する。 </div> <p style="text-align: center;">～</p> <p><input type="checkbox"/>被害状況の把握</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 地震発生後、校長及び非常招集した教職員は、施設設備の被害状況及び周辺状況を速やかに把握し、「教育財務班」及び「学校教育班」へ報告する。 </div>	<p><input type="checkbox"/>児童生徒の安全確保と被害状況の把握</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 校長は、地震発生直後、児童生徒の安全を確認するとともに、学校施設及び周辺の被害状況等を速やかに把握し、「学校教育班」へ報告する。 </div> <p><input type="checkbox"/>被害状況の把握</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 地震発生後、校長及び非常招集した教職員は、施設設備の被害状況及び周辺状況を速やかに把握し、「学校教育班」へ報告する。 </div>																								
119	2-345	<p><input type="checkbox"/>支援等の措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・母子 父子 寡婦福祉資金の貸付 ・日本年金機構における遺族年金の早期支給手続き ・遺児手当の支給 </div>	<p><input type="checkbox"/>支援等の措置</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・母子寡婦福祉資金の貸付 ・日本年金機構における遺族年金の早期支給手続き </div>																								
120	2-349	<p>市は、関係機関の協力を得ながら被災地のニーズを把握するとともに、義援金品の受入れ体制を確保する。</p> <p>また、本市に寄託された被災者あての義援金品を、确实かつ迅速に被災者に配分するため、義援金品の受付、保管及び本市と関係機関で構成する <u>川越市義援金運営委員会</u> による配分計画に基づく配分を行う。</p> <p style="text-align: center;">～</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #cccccc;">「義援金品の受付、配分」</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">事項</th> <th style="width: 50%;">担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9. 1 義援金品の募集</td> <td>福祉班</td> </tr> <tr> <td>9. 2 義援金品の受付 (1) 義援金品の受付 (2) 受領書の発行 (3) <u>川越市義援金運営委員会</u> への報告</td> <td>福祉班 食料・物資調達班</td> </tr> <tr> <td>9. 3 義援品の保管及び配分</td> <td>食料・物資調達班</td> </tr> <tr> <td>9. 4 義援金の保管及び配分 (1) 義援金の保管 (2) 義援金の配分</td> <td>福祉班</td> </tr> </tbody> </table>	「義援金品の受付、配分」		事項	担当班	9. 1 義援金品の募集	福祉班	9. 2 義援金品の受付 (1) 義援金品の受付 (2) 受領書の発行 (3) <u>川越市義援金運営委員会</u> への報告	福祉班 食料・物資調達班	9. 3 義援品の保管及び配分	食料・物資調達班	9. 4 義援金の保管及び配分 (1) 義援金の保管 (2) 義援金の配分	福祉班	<p>市は、関係機関の協力を得ながら被災地のニーズを把握するとともに、義援金品の受入れ体制を確保する。</p> <p>また、本市に寄託された被災者あての義援金品を、确实かつ迅速に被災者に配分するため、義援金品の受付、保管及び本市と関係機関で構成する <u>配分委員会</u> による配分計画に基づく配分を行う。</p> <p style="text-align: center;">～</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #cccccc;">「義援金品の受付、配分」</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">事項</th> <th style="width: 50%;">担当班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9. 1 義援金品の募集</td> <td>福祉班</td> </tr> <tr> <td>9. 2 義援金品の受付 (1) 義援金品の受付 (2) 受領書の発行 (3) <u>配分委員会</u> への報告</td> <td>福祉班 食料・物資調達班</td> </tr> <tr> <td>9. 3 義援品の保管及び配分</td> <td>食料・物資調達班</td> </tr> <tr> <td>9. 4 義援金の保管及び配分 (1) 義援金の保管 (2) 義援金の配分</td> <td>福祉班</td> </tr> </tbody> </table>	「義援金品の受付、配分」		事項	担当班	9. 1 義援金品の募集	福祉班	9. 2 義援金品の受付 (1) 義援金品の受付 (2) 受領書の発行 (3) <u>配分委員会</u> への報告	福祉班 食料・物資調達班	9. 3 義援品の保管及び配分	食料・物資調達班	9. 4 義援金の保管及び配分 (1) 義援金の保管 (2) 義援金の配分	福祉班
「義援金品の受付、配分」																											
事項	担当班																										
9. 1 義援金品の募集	福祉班																										
9. 2 義援金品の受付 (1) 義援金品の受付 (2) 受領書の発行 (3) <u>川越市義援金運営委員会</u> への報告	福祉班 食料・物資調達班																										
9. 3 義援品の保管及び配分	食料・物資調達班																										
9. 4 義援金の保管及び配分 (1) 義援金の保管 (2) 義援金の配分	福祉班																										
「義援金品の受付、配分」																											
事項	担当班																										
9. 1 義援金品の募集	福祉班																										
9. 2 義援金品の受付 (1) 義援金品の受付 (2) 受領書の発行 (3) <u>配分委員会</u> への報告	福祉班 食料・物資調達班																										
9. 3 義援品の保管及び配分	食料・物資調達班																										
9. 4 義援金の保管及び配分 (1) 義援金の保管 (2) 義援金の配分	福祉班																										

121	2-350	<p>災害の状況によっては、義援金品の募集を行うものとする。募集に<u>当たっては</u>、新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に協力を求めるとともに、本市の広報紙、ホームページ、立看板 <u>及び</u>ポスターを用いるほか、各種関係機関を通じ、一般住民に呼びかける。</p> <p>義援品については、「避難所 <u>連絡</u> 班」等を通じて被災者の要望等を的確に把握し、食料 <u>及び</u>生活物資の供給計画と整合を図り、時期を遅らせることなく広報等により募集を行うものとする。その際、小口、混載の義援品の取り扱いが負担になることから原則として受け付けないことなど、受付方針を周知する。また、「福祉班」は、義援金品について、集積 <u>及び</u>配分の円滑を期するために次の点に留意し、各機関を通じて広報する。</p>	<p>災害の状況によっては、義援金品の募集を行うものとする。募集に <u>あつては</u>、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に協力を求めるとともに、本市の広報紙 <u>及び</u>ホームページ、立看板 <u>→</u>ポスターを用いるほか、各種関係機関を通じ、一般住民に呼びかける。</p> <p>義援品については、「避難所 <u>運営</u> 班」等を通じて被災者の要望等を的確に把握し、食料 <u>→</u>生活物資の供給計画と整合を図り、時期を遅らせることなく広報等により募集を行うものとする。その際、小口、混載の義援品の取り扱いが負担になることから原則として受け付けないことなど、受付方針を周知する。また、「福祉班」は、義援金品について、集積 <u>→</u>配分の円滑を期するために次の点に留意し、各機関を通じて広報する。</p>
122	2-351	<p>(3) 配分委員会への報告</p> <p>「福祉班」は、義援金の受付状況を川越市義援金運営委員会に報告する。</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>1. 2 罹災証明書発行の流れ</p> <p style="text-align: right;">【福祉班】</p> <p>「福祉班」は、送金された義援金を保管するとともに、川越市義援金運営委員会の計画に基づき配分する。</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>(2) 義援金の配分</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・義援金の配分については、川越市義援金運営委員会において、配分率及び配分方法を決定し、被災者に対し公平を期するとともに、円滑に配分を行うものとする。その際、埼玉県の義援金配分方針に従うものとする。 ・川越市義援金運営委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、義援金の配分について協議し、配分基準を定める。「福祉班」は、委員会が定めた配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。 ・ただし、寄託者が配分先や用途を指定した義援金を受け付けた場合は、各配分先の責任において処理する。 ・被災者に対し、市の広報紙、住民組織及び報道機関等の協力により、義援金品の配分について広報する。 ・「福祉班」は、広報班を通じて義援金の収納額及び用途について、寄託者及び報道機関等へ周知広報する。 ・「福祉班」は、被災者への配分状況について、川越市義援金運営委員会に報告する。 </div>	<p>(3) 配分委員会への報告</p> <p>「福祉班」は、義援金の受付状況を配分委員会に報告する。</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>1. 2 罹災証明書発行の流れ</p> <p style="text-align: right;">【福祉班】</p> <p>「福祉班」は、送金された義援金を保管するとともに、配分委員会の計画に基づき配分する。</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>(2) 義援金の配分</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・義援金の配分については、配分委員会を設置し、配分率及び配分方法を決定し、被災者に対し公平を期するとともに、円滑に配分を行うものとする。その際、埼玉県の義援金配分方針に従うものとする。 ・配分委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、義援金の配分について協議し、配分基準を定める。「福祉班」は、委員会が定めた配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。 ・ただし、寄託者が配分先や用途を指定した義援金を受け付けた場合は、各配分先の責任において処理する。 ・被災者に対し、市の広報紙、住民組織及び報道機関等の協力により、義援金品の配分について広報する。 ・「福祉班」は、広報班を通じて義援金の収納額及び用途について、寄託者及び報道機関等へ周知広報する。 ・「福祉班」は、被災者への配分状況について、配分委員会に報告する。 </div>

123	2-363	<p>(1) 罹災証明の対象</p> <p>罹災証明は、<u>災対法</u>第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。</p> <p>なお、家屋以外のものが罹災した場合において必要があるときは、市長が行う罹災届出証明で対応する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 全壊、大規模半壊、半壊、<u>半壊に至らない</u></p> <p>② 流出、床上浸水、床下浸水</p> <p>③ 火災に起因するもの</p> </div>	<p>(1) 罹災証明の対象</p> <p>罹災証明は、<u>地方自治法</u>第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。</p> <p>なお、家屋以外のものが罹災した場合において必要があるときは、市長が行う罹災届出証明で対応する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 全壊、大規模半壊、半壊、<u>一部損壊</u></p> <p>② 流出、床上浸水、床下浸水</p> <p>③ 火災に起因するもの</p> </div>
124	2-364	<p>1. 2 罹災証明書発行の流れ</p> <p style="text-align: right;">【総括現地調査班、現地調査班、福祉班】</p> <p>罹災証明証の発行は、次の手順で実施する。</p> <p>(1) 被災家屋調査の事前準備</p> <p>被災家屋調査は、「<u>総括現地調査班</u>」及び「<u>現地調査班</u>」が実施するものとし、地震発生後、被災家屋調査のための事前準備として、以下の項目を実施する。</p> <p>①被害地域の航空写真の撮影準備</p> <p>②事前調査の実施</p> <p>調査全体計画を判断するため、「<u>情報整理班</u>」及び「<u>総括現地調査班</u>」に収集された情報をもとに被害全体状況を把握する。</p>	<p>1. 2 罹災証明書発行の流れ</p> <p style="text-align: right;">【総括現地調査班、現地調査班】</p> <p>罹災証明証の発行は、次の手順で実施する。</p> <p>(1) 被災家屋調査の事前準備</p> <p>被災家屋調査は、「<u>現地調査班</u>」が実施するものとし、地震発生後、被災家屋調査のための事前準備として、以下の項目を実施する。</p> <p>①被害地域の航空写真の撮影準備</p> <p>②事前調査の実施</p> <p>調査全体計画を判断するため、「<u>情報収集連絡班</u>」に収集された情報をもとに被害全体状況を把握する。</p>
125	2-370	<p>2. 2 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給</p> <p style="text-align: right;">【福祉班（福祉推進課）】</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>2. 3 災害援護資金の貸付</p> <p style="text-align: right;">【福祉班（福祉推進課）】</p>	<p>2. 2 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給</p> <p style="text-align: right;">【福祉班（生活福祉課）】</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>2. 3 災害援護資金の貸付</p> <p style="text-align: right;">【福祉班（生活福祉課）】</p>

126	2-371	<p>2.4 被災者生活再建支援制度</p> <p style="text-align: right;">【福祉班（福祉推進課）】</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>(2) 支援金の支給</p> <p>「福祉班（福祉推進課）」は、被害世帯の支給申請の受付を行い、罹災台帳、罹災証明書をもとに、支給申請書の必要書類を取りまとめ、埼玉県に送付する。</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>2.5 埼玉県・市町村被災者安心支援制度</p> <p style="text-align: right;">【本部班、福祉班（福祉推進課）、建築住宅班（建築住宅課）】</p>	<p>2.4 被災者生活再建支援制度</p> <p style="text-align: right;">【福祉班（生活福祉課）】</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>(2) 支援金の支給</p> <p>「福祉班（生活福祉課）」は、被害世帯の支給申請の受付を行い、罹災台帳、罹災証明書をもとに、支給申請書の必要書類を取りまとめ、埼玉県に送付する。</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>2.5 埼玉県・市町村被災者安心支援制度</p> <p style="text-align: right;">【本部班、福祉班（生活福祉課）、建築住宅班（建築住宅課）】</p>																
127	2-388	<p>■本市及び関係機関の伝達体制</p> <table border="1" data-bbox="257 678 1164 1220"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川越市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「防災危機管理室」は、県から「東海地震注意情報」の通報を受けたときは、直ちにその旨を総務部長に報告するとともに、内線電話等により各部局長を通じ職員に伝達する。なお、休日・夜間等の勤務時間外における埼玉県からの東海地震注意情報の通報は、「広聴課（当直業務員）」が受けることになるが、この場合は、直ちに危機管理監に報告する。 「防災危機管理室」は、直ちに防災関係機関へ電話等により伝達する。 「福祉部各課」は、直ちに関係社会福祉施設等に電話等により伝達する。 「教育委員会」は、直ちに市立小・中・特別支援・高等学校へ電話等により伝達する。 その他各部課は、必要な関係機関、団体等へ伝達する。 </td> </tr> <tr> <td>消防組合</td> <td>「消防局 指揮統制課」は、県から「東海地震注意情報」の通報を受けたときは、直ちにその旨を管理者に報告するとともに、各消防署、消防団等に電話、無線等により伝達する。</td> </tr> <tr> <td>その他の機関</td> <td>県、関係上部機関・団体、本市等から「東海地震注意情報」の通報を受けたときは、直ちにその旨を責任者に報告し、部内及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等へ伝達する。</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	内 容	川越市	<ul style="list-style-type: none"> 「防災危機管理室」は、県から「東海地震注意情報」の通報を受けたときは、直ちにその旨を総務部長に報告するとともに、内線電話等により各部局長を通じ職員に伝達する。なお、休日・夜間等の勤務時間外における埼玉県からの東海地震注意情報の通報は、「広聴課（当直業務員）」が受けることになるが、この場合は、直ちに危機管理監に報告する。 「防災危機管理室」は、直ちに防災関係機関へ電話等により伝達する。 「福祉部各課」は、直ちに関係社会福祉施設等に電話等により伝達する。 「教育委員会」は、直ちに市立小・中・特別支援・高等学校へ電話等により伝達する。 その他各部課は、必要な関係機関、団体等へ伝達する。 	消防組合	「消防局 指揮統制課」は、県から「東海地震注意情報」の通報を受けたときは、直ちにその旨を管理者に報告するとともに、各消防署、消防団等に電話、無線等により伝達する。	その他の機関	県、関係上部機関・団体、本市等から「東海地震注意情報」の通報を受けたときは、直ちにその旨を責任者に報告し、部内及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等へ伝達する。	<p>■本市及び関係機関の伝達体制</p> <table border="1" data-bbox="1227 678 2134 1220"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川越市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「防災危機管理課」は、県から「東海地震注意情報」の通報を受けたときは、直ちにその旨を総務部長に報告するとともに、内線電話等により各部局長を通じ職員に伝達する。なお、休日・夜間等の勤務時間外における埼玉県からの東海地震注意情報の通報は、「広聴課（当直業務員）」が受けることになるが、この場合は、直ちに総務部長に報告する。 「防災危機管理課」は、直ちに防災関係機関へ電話等により伝達する。 「福祉部各課」は、直ちに関係社会福祉施設等に電話等により伝達する。 「教育委員会」は、直ちに市立小・中・特別支援・高等学校へ電話等により伝達する。 その他各部課は、必要な関係機関、団体等へ伝達する。 </td> </tr> <tr> <td>消防組合</td> <td>「消防局 指揮統制課」は、県から「東海地震注意情報」の通報を受けたときは、直ちにその旨を管理者に報告するとともに、各消防署、消防団等に電話、無線等により伝達する。</td> </tr> <tr> <td>その他の機関</td> <td>県、関係上部機関・団体、本市等から「東海地震注意情報」の通報を受けたときは、直ちにその旨を責任者に報告し、部内及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等へ伝達する。</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	内 容	川越市	<ul style="list-style-type: none"> 「防災危機管理課」は、県から「東海地震注意情報」の通報を受けたときは、直ちにその旨を総務部長に報告するとともに、内線電話等により各部局長を通じ職員に伝達する。なお、休日・夜間等の勤務時間外における埼玉県からの東海地震注意情報の通報は、「広聴課（当直業務員）」が受けることになるが、この場合は、直ちに総務部長に報告する。 「防災危機管理課」は、直ちに防災関係機関へ電話等により伝達する。 「福祉部各課」は、直ちに関係社会福祉施設等に電話等により伝達する。 「教育委員会」は、直ちに市立小・中・特別支援・高等学校へ電話等により伝達する。 その他各部課は、必要な関係機関、団体等へ伝達する。 	消防組合	「消防局 指揮統制課」は、県から「東海地震注意情報」の通報を受けたときは、直ちにその旨を管理者に報告するとともに、各消防署、消防団等に電話、無線等により伝達する。	その他の機関	県、関係上部機関・団体、本市等から「東海地震注意情報」の通報を受けたときは、直ちにその旨を責任者に報告し、部内及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等へ伝達する。
機 関	内 容																		
川越市	<ul style="list-style-type: none"> 「防災危機管理室」は、県から「東海地震注意情報」の通報を受けたときは、直ちにその旨を総務部長に報告するとともに、内線電話等により各部局長を通じ職員に伝達する。なお、休日・夜間等の勤務時間外における埼玉県からの東海地震注意情報の通報は、「広聴課（当直業務員）」が受けることになるが、この場合は、直ちに危機管理監に報告する。 「防災危機管理室」は、直ちに防災関係機関へ電話等により伝達する。 「福祉部各課」は、直ちに関係社会福祉施設等に電話等により伝達する。 「教育委員会」は、直ちに市立小・中・特別支援・高等学校へ電話等により伝達する。 その他各部課は、必要な関係機関、団体等へ伝達する。 																		
消防組合	「消防局 指揮統制課」は、県から「東海地震注意情報」の通報を受けたときは、直ちにその旨を管理者に報告するとともに、各消防署、消防団等に電話、無線等により伝達する。																		
その他の機関	県、関係上部機関・団体、本市等から「東海地震注意情報」の通報を受けたときは、直ちにその旨を責任者に報告し、部内及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等へ伝達する。																		
機 関	内 容																		
川越市	<ul style="list-style-type: none"> 「防災危機管理課」は、県から「東海地震注意情報」の通報を受けたときは、直ちにその旨を総務部長に報告するとともに、内線電話等により各部局長を通じ職員に伝達する。なお、休日・夜間等の勤務時間外における埼玉県からの東海地震注意情報の通報は、「広聴課（当直業務員）」が受けることになるが、この場合は、直ちに総務部長に報告する。 「防災危機管理課」は、直ちに防災関係機関へ電話等により伝達する。 「福祉部各課」は、直ちに関係社会福祉施設等に電話等により伝達する。 「教育委員会」は、直ちに市立小・中・特別支援・高等学校へ電話等により伝達する。 その他各部課は、必要な関係機関、団体等へ伝達する。 																		
消防組合	「消防局 指揮統制課」は、県から「東海地震注意情報」の通報を受けたときは、直ちにその旨を管理者に報告するとともに、各消防署、消防団等に電話、無線等により伝達する。																		
その他の機関	県、関係上部機関・団体、本市等から「東海地震注意情報」の通報を受けたときは、直ちにその旨を責任者に報告し、部内及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等へ伝達する。																		
128	2-389	<p>(1) 警戒体制の発令</p> <p>本市は、東海地震注意情報が発表された場合、「本編 第2章 第1節 『第1 配備体制と動員計画』」に従い警戒体制を敷くものとする。</p>	<p>(1) 警戒体制の発令</p> <p>本市は、東海地震注意情報が発表された場合、「本編 第2章 第1節 『第1 配備体制と動員計画』」に従い警戒体制 第2配備を敷くものとする。</p>																

129	2-390	<p>■防災関係機関の活動体制</p> <table border="1" data-bbox="257 199 1142 438"> <thead> <tr> <th data-bbox="257 199 465 239">機 関</th> <th data-bbox="465 199 1142 239">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="257 239 465 367">東日本旅客鉄道(株)</td> <td data-bbox="465 239 1142 367"> <ul style="list-style-type: none"> ・大宮支社「防災業務実施計画」東海地震編により大宮支社及び現業機関に設置される地震防災対策本部と連携を密にし、警戒宣言の発令に備え、地震応急対策が円滑に実施できるように準備する。 ・社員の招集 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="257 367 465 438">武州ガス(株)</td> <td data-bbox="465 367 1142 438"> <p>「東海地震注意情報」を受けたときは、警戒宣言の発令に備えて準備を行い、所定の体制をとるものとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	機 関	内 容	東日本旅客鉄道(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・大宮支社「防災業務実施計画」東海地震編により大宮支社及び現業機関に設置される地震防災対策本部と連携を密にし、警戒宣言の発令に備え、地震応急対策が円滑に実施できるように準備する。 ・社員の招集 	武州ガス(株)	<p>「東海地震注意情報」を受けたときは、警戒宣言の発令に備えて準備を行い、所定の体制をとるものとする。</p>	<p>■防災関係機関の活動体制</p> <table border="1" data-bbox="1227 199 2112 707"> <thead> <tr> <th data-bbox="1227 199 1435 239">機 関</th> <th data-bbox="1435 199 2112 239">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1227 239 1435 359">東日本旅客鉄道(株)</td> <td data-bbox="1435 239 2112 359"> <ul style="list-style-type: none"> ・大宮支社「防災業務実施計画」東海地震編により大宮支社及び現業機関に設置される地震防災対策本部と連携を密にし、警戒宣言の発令に備え、地震応急対策が円滑に実施できるように準備する。 ・社員の招集 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1227 359 1435 707">武州ガス(株)</td> <td data-bbox="1435 359 2112 707"> <ul style="list-style-type: none"> ① 非常災害対策本部の設置 <ul style="list-style-type: none"> ――「東海地震注意情報」を受けたときは、直ちに関係者に伝達するとともに、非常災害対策本部の設置及び非常災害対策組織を編成する。 ② 非常災害対策本部の主な業務 <ul style="list-style-type: none"> ――「東海地震注意情報」その他の必要な情報の収集及び関係者への伝達 ――警戒宣言発令時におけるガス使用等に関する混乱防止のための広報活動の準備 ――市及び関東経済産業局並びに日本ガス協会との連絡調整 ③ 社員の動員 <ul style="list-style-type: none"> 勤務時間外に東海地震注意情報を受けたときは、直ちに非常災害時における出勤を発令し、非常災害対策要員を確保する。 ④ 警戒宣言発令時に実施すべき作業等についての準備を行う。 </td> </tr> </tbody> </table>	機 関	内 容	東日本旅客鉄道(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・大宮支社「防災業務実施計画」東海地震編により大宮支社及び現業機関に設置される地震防災対策本部と連携を密にし、警戒宣言の発令に備え、地震応急対策が円滑に実施できるように準備する。 ・社員の招集 	武州ガス(株)	<ul style="list-style-type: none"> ① 非常災害対策本部の設置 <ul style="list-style-type: none"> ――「東海地震注意情報」を受けたときは、直ちに関係者に伝達するとともに、非常災害対策本部の設置及び非常災害対策組織を編成する。 ② 非常災害対策本部の主な業務 <ul style="list-style-type: none"> ――「東海地震注意情報」その他の必要な情報の収集及び関係者への伝達 ――警戒宣言発令時におけるガス使用等に関する混乱防止のための広報活動の準備 ――市及び関東経済産業局並びに日本ガス協会との連絡調整 ③ 社員の動員 <ul style="list-style-type: none"> 勤務時間外に東海地震注意情報を受けたときは、直ちに非常災害時における出勤を発令し、非常災害対策要員を確保する。 ④ 警戒宣言発令時に実施すべき作業等についての準備を行う。
機 関	内 容														
東日本旅客鉄道(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・大宮支社「防災業務実施計画」東海地震編により大宮支社及び現業機関に設置される地震防災対策本部と連携を密にし、警戒宣言の発令に備え、地震応急対策が円滑に実施できるように準備する。 ・社員の招集 														
武州ガス(株)	<p>「東海地震注意情報」を受けたときは、警戒宣言の発令に備えて準備を行い、所定の体制をとるものとする。</p>														
機 関	内 容														
東日本旅客鉄道(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・大宮支社「防災業務実施計画」東海地震編により大宮支社及び現業機関に設置される地震防災対策本部と連携を密にし、警戒宣言の発令に備え、地震応急対策が円滑に実施できるように準備する。 ・社員の招集 														
武州ガス(株)	<ul style="list-style-type: none"> ① 非常災害対策本部の設置 <ul style="list-style-type: none"> ――「東海地震注意情報」を受けたときは、直ちに関係者に伝達するとともに、非常災害対策本部の設置及び非常災害対策組織を編成する。 ② 非常災害対策本部の主な業務 <ul style="list-style-type: none"> ――「東海地震注意情報」その他の必要な情報の収集及び関係者への伝達 ――警戒宣言発令時におけるガス使用等に関する混乱防止のための広報活動の準備 ――市及び関東経済産業局並びに日本ガス協会との連絡調整 ③ 社員の動員 <ul style="list-style-type: none"> 勤務時間外に東海地震注意情報を受けたときは、直ちに非常災害時における出勤を発令し、非常災害対策要員を確保する。 ④ 警戒宣言発令時に実施すべき作業等についての準備を行う。 														
130	2-391	<p>本市及び消防組合は、速やかに市民に対する広報活動の準備を整え、防災行政無線、広報車、消防車、市ホームページ、メール、SNS等を活用し、冷静な対応を呼びかける広報を行う。</p>	<p>本市及び消防組合は、速やかに市民に対する広報活動の準備を整え、防災行政無線、広報車、消防車等を活用し、冷静な対応を呼びかける広報を行う。 なお、防災行政無線や広報車等の手段では、子育てや介護等で自宅にいる者には届きにくいことも想定されるため、平常時からメールやソーシャル・ネットワーキング・サービス等の情報伝達手段を整備する。</p>												
131	2-396	<p>1.2 伝達事項</p> <p style="text-align: center;">【本部班、情報整理班】</p> <p>「本部班」及び「情報整理班」は、庁内、防災対策上重要な機関、団体等に以下の事項を伝達する。</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>1.3 広報</p> <p style="text-align: center;">【情報整理班、広報班】</p> <p>本市は、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生の防止と、地震による被害とその拡大を防止し、市民、事業所等の取るべき措置を周知させるため、防災関係機関と協力して、積極的に広報活動を行う。</p> <p>そのため、「情報整理班」及び「広報班」は、市の防災行政無線、広報車</p>	<p>1.2 伝達事項</p> <p style="text-align: center;">【本部班】</p> <p>「本部班」は、庁内、防災対策上重要な機関、団体等に以下の事項を伝達する。</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>1.3 広報</p> <p style="text-align: center;">【広報班】</p> <p>本市は、警戒宣言発令に伴う社会的混乱の発生の防止と、地震による被害とその拡大を防止し、市民、事業所等の取るべき措置を周知させるため、防災関係機関と協力して、積極的に広報活動を行う。</p> <p>そのため、「広報班」は、市の防災行政無線、広報車及び自治会又は自主</p>												

		及び自治会又は自主防災組織を通じて、次の事項について広報活動を行う。	防災組織を通じて、次の事項について広報活動を行う。
132	2-411	※削除	<p>③手動通話</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>→非常、緊急通話を確保する。 →“100”番通話は、非常緊急通話の取扱いに支障のない範囲で可能な限り取り扱う。 →“104”の番号案内業務は、①の「ダイヤル通話の確保」の4)に準じて取り扱うこととする。</p> </div> <p>注) 100番及び104番のサービスは、平成27年7月31日をもって終了となる。</p> <p style="text-align: center;">～</p> <p>⑤営業窓口</p> <p>通常の営業時間中、営業窓口を開いておくこととする。また、警戒宣言が発令された旨を支店、営業所前掲示板等により市民に周知する。</p>
133	2-430	<u>3.1 情報の収集・伝達</u> 【本部班、 <u>情報整理班</u> 、 <u>情報収集連絡班</u> 、 <u>広報班</u> 】	<u>3.1 情報の収集・伝達</u> 【本部班、 <u>情報収集連絡班</u> 、 <u>広報班</u> 】
134	2-431	<u>3.2 避難所の開設・運営</u> 【本部班、 <u>避難所連絡班</u> 、 <u>避難所運営班</u> 、 <u>学校教育班</u> 、 <u>上下水道管理班</u> 、 <u>給水班</u> 、 <u>医療班</u> 、 <u>保健班</u> 】	<u>3.2 避難所の開設・運営</u> 【本部班、 <u>避難所運営班</u> 、 <u>学校教育班</u> 、 <u>上下水道管理班</u> 、 <u>給水班</u> 、 <u>医療班</u> 、 <u>保健班</u> 】
135	3-4	<u>1.1 流域整備計画</u> 【河川課、 <u>下水道課</u> 】	<u>1.1 流域整備計画</u> 【河川課、 <u>下水道整備課</u> 】

	<p><u>ードマップ」及び「内水ハザードマップ」を合わせ、1つの冊子として作成し、及び公表したものである。</u></p> <p><u>「荒川・入間川流域洪水ハザードマップ」は、荒川及び入間川流域に想定最大規模の大雨（荒川流域 3日間総雨量632mm、入間川流域 3日間総雨量740mm）が降り、かつ堤防が決壊した場合に浸水が想定される区域と深さをマップとして作成し、及び表示したものである。</u></p> <p><u>なお、埼玉県では、平成18年5月に新河岸川について、水防法に基づく浸水想定区域を指定した。</u></p> <p><u>これは、100年に1度の大雨（2日間総雨量332.6mm）が降り、新河岸川が氾濫した場合に浸水が想定される区域と深さを表示したものである。</u></p> <p><u>この指定に基づき、平成22年に「新河岸川ハザードマップ」を作成し、及び公表した。</u></p> <p>1.2 河川・下水道の整備</p> <p style="text-align: right;">【河川課、下水道課、事業計画課】</p>	<p><u>づく浸水想定区域（本市を含む8市1町が対象となる。）を指定した。これは、県内の県管理河川では最初の指定であるが、100年に一回程度の降雨により、新河岸川がはん濫した場合に浸水が想定される区域と深さを示したものである。</u></p> <p><u>また、平成17年5月の水防法の改正により、浸水想定区域の指定があった場合、関係市町村防災会議は、市町村地域防災計画において、浸水予想区域ごとに浸水予想の伝達方法、避難所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、市町村地域防災計画に定めた洪水予報の伝達方法、避難所などについて住民に周知させるため、洪水ハザードマップなどの印刷物の配布その他必要な措置を講ずることとなった。</u></p> <p><u>そのため、本市では、平成20年度に洪水ハザードマップを作成し、平成22年度に公表している。</u></p> <p>1.2 河川・下水道の整備</p> <p style="text-align: right;">【河川課、下水道整備課】</p>
137	<p>3-8</p> <p>1.4 土地利用の適正化</p> <p style="text-align: right;">【都市計画課、開発指導課】</p> <p><u>河川のはん濫による浸水被害の軽減を図るため、低地部の水害危険区域については、都市計画法をはじめとする各種法令等により、適正な土地利用の誘導・規制を図る。</u></p>	<p>1.4 土地利用の適正化</p> <p style="text-align: right;">【都市計画課、開発指導課】</p> <p><u>河川のはん濫による浸水被害の軽減を図るため、低地部の水害危険区域における開発に際しては、都市計画法をはじめとする各種法令等により、適正な土地利用の誘導・規制を図る。</u></p>

138	3-15	<p>(2) 要配慮者利用施設の安全避難の確保</p> <p>平成 29 年 6 月の水防法の改正により、浸水想定区域内の要配慮者利用施設管理者等については、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務化された。</p> <p>本市は、避難確保計画作成等の支援を行うとともに、避難確保計画の内容を確認し、必要に応じて助言等を行うものとする。</p> <p>《参考》要配慮者利用施設</p> <p>社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設</p>	<p>(2) 要配慮者関連施設の安全避難の確保</p> <p>浸水想定区域内にある、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対しては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある（水防法第 15 条関連）ことから、これらの要配慮者関連施設に関する避難計画の策定を進めるものとする。</p> <p>本市における浸水想定区域内の要配慮者関連施設は、資料集に掲載のとおりである。</p> <p>なお、本市は、これらの施設に対して避難準備情報等の避難情報を要配慮者が的確に入手できる形での情報提供に努める。</p>
139	3-18	<p>第 6 防疫体制の整備 (p3-21)</p> <p>6.1 防疫活動体制の整備</p> <p>6.2 防疫薬品・資機材の整備</p> <p>6.3 埋 火葬のための資材の確保及び流場の安定的な運営</p>	<p>第 6 防疫体制の整備 (p3-21)</p> <p>6.1 防疫活動体制の整備</p> <p>6.2 防疫薬品・資機材の整備</p> <p>6.3 埋 火葬のための資材・火葬場の整備</p>
140	3-26	<p>2.3 本市及び防災関係機関の訓練</p> <p>【防災危機管理室、河川課、消防組合、各課共通】</p>	<p>2.3 本市及び防災関係機関の訓練</p> <p>【防災危機管理室、河川課、消防組合】</p>
141	3-28	<p>地域で暮らす要介護高齢者や障害者などの避難行動要支援者は、情報を自ら入手して自力で迅速に避難することが困難なことから、災害時はより被害を受けやすくなる。</p> <p>そのため、本市は在宅の避難行動要支援者が正しい情報や支援を得て、適切な行動をとるために必要な対策を講ずるとともに、自主防災組織や地域住民による協力及び連帯の体制の確立に努めるものとする。</p>	<p>地域で暮らす要介護高齢者や障害者などの避難行動要支援者は、情報を自ら入手して自力で迅速に避難することが困難なことから、災害時はより被害を受けやすくなる。</p> <p>近年の災害でも、平成 16 年 7 月の梅雨前線に伴う新潟・福島豪雨では、死者・行方不明者 16 名、浸水家屋 2.2 万棟、避難者 2 万人という大きな被害をもたらした。同じく平成 16 年 7 月の福井豪雨では、死者・行方不明者 5 名、全半壊 178 棟、浸水家屋 1 万棟のほか、上流部で鉄道を含む落橋 7 か所という大きな被害をもたらしたが、これらの場合でも、死者・行方不明者のほとんどが高齢者であり、災害時における高齢者などへの安全対策について夫</p>

			<p>な教訓を残した。</p> <p>そのため、本市は在宅の避難行動要支援者が正しい情報や支援を得て、適切な行動をとるために必要な対策を講ずるとともに、自主防災組織や地域住民による協力、連帯の体制の確立に努めるものとする。</p>
--	--	--	---

■活動体制と配備基準〔風水害対策〕

体制区分		配備基準	活動内容
監視体制	通常の組織をもって活動にあたる体制	本市を対象とする大雨、洪水等の気象警報が発表された場合	「動員名簿」に定められた職員が情報収集、連絡活動を行う。
警戒体制	警戒対策本部を設置し、警戒活動にあたる体制	本市を対象とする大雨、洪水等の気象警報が発表され、被害が発生する恐れがある場合 指定河川（荒川、入間川、小畔川、新河岸川）の基準水位観測所の水位が避難判断水位を超えるおそれがある場合 市民等から内水に関する情報が入った場合 台風の接近により、被害が予測される場合 その他、必要と認めた場合	「動員名簿」に定められた職員により情報収集、連絡活動を行う。軽微な災害が発生した場合、被害状況の調査及び応急措置を行うとともに非常体制に備える。
非常体制	第1配備	指定河川（荒川、入間川、小畔川、新河岸川）の基準水位観測所の水位が氾濫危険水位を超えるおそれがある場合 広域で内水氾濫が発生するおそれがある場合 台風の接近により、相当の被害が予測される場合 その他、必要と認めた場合	応急活動に即応できる職員を配備して情報収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の災害対策活動を実施する。
	第2配備	激甚な災害が発生した場合	市の全職員を動員し、組織及び機能のすべてを挙げて救助その他の災害対策活動を実施する。

※削除

■配備体制の決定手続き

活動体制	決定手続き
監視体制	危機管理監が行い、副市長及び市長へ報告する。
警戒体制	副市長が行い、市長へ報告する。
非常体制	警戒対策本部会議で協議のうえ、市長の承認を得て行う。

■活動体制と配備基準〔風水害対策〕

体制区分		配備基準	活動内容
監視体制	通常の組織をもって活動にあたる体制	・気象警報発表時、情報の収集及び必要に応じて現地確認する必要がある場合 ・現地の監視が必要な場合又は軽微な災害が発生するおそれがある場合	「動員名簿」に定められた職員が情報収集、連絡活動を行う。
警戒体制	第1配備	本部を設置せず通常の組織をもって警戒活動にあたる体制	災害が発生するおそれがある場合又は軽微な災害が発生した場合 本市に特別警報が発表されたとき
	第2配備		災害が拡大し、警戒体制第1配備では対処しきれないと思われる場合
非常体制	第1配備	災害対策本部を設置して災害対策活動を推進する体制	相当規模の災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合
	第2配備		激甚な災害が発生した場合

—気象警報が発表された場合、防災危機管理課職員は待機体制をとる。また、関係各部長は協議を行い必要に応じて待機体制をとり、対策を講じる。

■配備体制の決定手続き

活動体制	決定手続き
監視体制	防災危機管理課長が、総務部長の指示を受けて行う。
警戒体制	総務部長が、副市長の指示を受けて行う。
非常体制	総務部長が、副市長の指示を受け、市長の承認を得て行う。

143	3-39	<p>第2 災害対策本部の設置・運営</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>本事項については 第2編 第2章 第1節 『第2 災害対策本部の設置・運営』(p2-160)を準用する。</p> </div> <p>※削除</p>
-----	------	---

		<p>第2 災害対策本部の設置・運営</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>本事項については 第2編 第2章 第1節 『第2 災害対策本部の設置・運営』(p2-160)を準用する。</p> </div> <p>ただし、災害対策本部の設置基準については、 ○相当規模の災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合 ○その他市長が必要と認めた場合—— とする。</p>
--	--	--

144	3-44	<p>②注意報及び警報の種類と発表基準</p> <p>熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の種類及び発表基準は、次に掲げる「■警報・注意報発表基準一覧表」のとおりである。</p> <p>■警報・注意報発表基準一覧表 (平成30年5月30日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">川越市</th> <th>府県予報区</th> <td>埼玉県</td> </tr> <tr> <th>一次細分区域</th> <td>南部</td> </tr> <tr> <th colspan="2">市町村等をまとめた区域</th> <td>南中部</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="10">警報</th> <th colspan="2">種類</th> <th>基準</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">大雨</th> <td>(浸水害)</td> <td>表面雨量指数基準 15</td> </tr> <tr> <td>(土砂災害)</td> <td>土壌雨量指数基準 119</td> </tr> <tr> <th rowspan="3">洪水</th> <td>流域雨量指数基準</td> <td>九十川流域=5.3、不老川流域=16.1、久保川流域=7.8</td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td>九十川流域=(8.4,7)、 久保川流域=(8.7)、 新河岸川流域=(10.15.1)、 荒川流域=(8.69.8)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報による基準</td> <td>入間川流域[小ヶ谷・菅間・入西・八幡橋]、新河岸川[宮戸橋]、 荒川[熊谷・治水橋]</td> </tr> <tr> <th>暴風</th> <td>平均風速</td> <td>20m/s</td> </tr> <tr> <th>暴風雪</th> <td>平均風速</td> <td>20m/s 雪を伴う</td> </tr> <tr> <th>大雪</th> <td>降雪の深さ</td> <td>12時間降雪の深さ 10cm</td> </tr> <tr> <th>波浪</th> <td>有義波高</td> <td></td> </tr> <tr> <th>高潮</th> <td>潮位</td> <td></td> </tr> <tr> <th rowspan="5">注意報</th> <th rowspan="2">大雨</th> <td>表面雨量指数基準</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>土壌雨量指数基準</td> <td>82</td> </tr> <tr> <th rowspan="3">洪水</th> <td>流域雨量指数基準</td> <td>九十川流域=4.2、不老川流域=12.9 久保川流域=6.2</td> </tr> <tr> <td>複合基準</td> <td>九十川流域=(5.4,2)、 不老川流域=(5.11.9)、 久保川流域=(5.6,2)、 小畔川流域=(5.12.4)、 新河岸川流域=(7.10.4)、 荒川流域=(5.62.8)</td> </tr> <tr> <td>指定河川洪水予報</td> <td>入間川流域[小ヶ谷・菅間・入西・八幡橋]、新河岸川[宮戸橋]、</td> </tr> </tbody> </table>	川越市	府県予報区	埼玉県	一次細分区域	南部	市町村等をまとめた区域		南中部	警報	種類		基準	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 15	(土砂災害)	土壌雨量指数基準 119	洪水	流域雨量指数基準	九十川流域=5.3、不老川流域=16.1、久保川流域=7.8	複合基準	九十川流域=(8.4,7)、 久保川流域=(8.7)、 新河岸川流域=(10.15.1)、 荒川流域=(8.69.8)	指定河川洪水予報による基準	入間川流域[小ヶ谷・菅間・入西・八幡橋]、新河岸川[宮戸橋]、 荒川[熊谷・治水橋]	暴風	平均風速	20m/s	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm	波浪	有義波高		高潮	潮位		注意報	大雨	表面雨量指数基準	9	土壌雨量指数基準	82	洪水	流域雨量指数基準	九十川流域=4.2、不老川流域=12.9 久保川流域=6.2	複合基準	九十川流域=(5.4,2)、 不老川流域=(5.11.9)、 久保川流域=(5.6,2)、 小畔川流域=(5.12.4)、 新河岸川流域=(7.10.4)、 荒川流域=(5.62.8)	指定河川洪水予報	入間川流域[小ヶ谷・菅間・入西・八幡橋]、新河岸川[宮戸橋]、
川越市	府県予報区	埼玉県																																																				
	一次細分区域	南部																																																				
市町村等をまとめた区域		南中部																																																				
警報	種類		基準																																																			
	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 15																																																			
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 119																																																			
	洪水	流域雨量指数基準	九十川流域=5.3、不老川流域=16.1、久保川流域=7.8																																																			
		複合基準	九十川流域=(8.4,7)、 久保川流域=(8.7)、 新河岸川流域=(10.15.1)、 荒川流域=(8.69.8)																																																			
		指定河川洪水予報による基準	入間川流域[小ヶ谷・菅間・入西・八幡橋]、新河岸川[宮戸橋]、 荒川[熊谷・治水橋]																																																			
	暴風	平均風速	20m/s																																																			
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う																																																			
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm																																																			
	波浪	有義波高																																																				
高潮	潮位																																																					
注意報	大雨	表面雨量指数基準	9																																																			
		土壌雨量指数基準	82																																																			
	洪水	流域雨量指数基準	九十川流域=4.2、不老川流域=12.9 久保川流域=6.2																																																			
		複合基準	九十川流域=(5.4,2)、 不老川流域=(5.11.9)、 久保川流域=(5.6,2)、 小畔川流域=(5.12.4)、 新河岸川流域=(7.10.4)、 荒川流域=(5.62.8)																																																			
		指定河川洪水予報	入間川流域[小ヶ谷・菅間・入西・八幡橋]、新河岸川[宮戸橋]、																																																			

		<p>②注意報及び警報の種類と発表基準</p> <p>熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の種類及び発表基準は、次に掲げる「■注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準」のとおりである。</p> <p>■注意報・警報・特別警報の種類及び発表基準 (一次細分区域：南部、市町村をまとめた地域：南中部、二次細分区域：川越市 [平成22年5月22日現在])</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">種</th> <th colspan="2">類</th> <th colspan="2">発</th> <th colspan="2">表</th> <th colspan="2">基</th> <th colspan="2">準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">注 意 報</td> <td rowspan="12" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の</td> <td rowspan="12" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">気 象 注 意 報</td> <td>風雪注意報</td> <td>平均風速が11m/s以上で、雪を伴い、被害が予想される場合</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>強風注意報</td> <td>平均風速が11m/s以上で、主として強風による被害が予想される場合</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>かなりの降雨があって被害が予想される場合。その基準は、次の条件に該当する場合 1. 1時間雨量が25mm以上の場合 土壌雨量指数が79</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大雪注意報</td> <td>大雪によって被害が予想される場合。その基準は、次の条件に該当する場合 24時間の降雪の深さが10cm以上と予想される場合</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>濃霧注意報</td> <td>濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。その基準は次の条件に該当する場合 濃霧によって視程が100m以下になると予想される場合</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雷注意報</td> <td>落雷等により被害が予想される場合</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>乾燥注意報</td> <td>空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合 相対湿度が25%以下で、実効湿度が5%以下になると予想される場合</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>着氷・着雪注意報</td> <td>着氷(着雪)が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>霜注意報</td> <td>早霜・晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合 最低気温が早霜・晩霜期に4℃以下になると予想される場合</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>低温注意報</td> <td>夏期・低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期・気象庁が所轄地で気温が一時的に低くなることを予想される場合</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>竜巻注意情報</td> <td>竜巻やダウンバーストなどの激しい突風が発生しやすい気象状況となった段階</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※地面現象注意報</td> <td>地面現象注意報</td> <td>大雨、大雪等による山崩れ、がけ崩れ、地すべり等によって、災害が起こるおそれがあることを予想される場合</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種		類		発		表		基		準		注 意 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気 象 注 意 報	風雪注意報	平均風速が11m/s以上で、雪を伴い、被害が予想される場合								強風注意報	平均風速が11m/s以上で、主として強風による被害が予想される場合									大雨注意報	かなりの降雨があって被害が予想される場合。その基準は、次の条件に該当する場合 1. 1時間雨量が25mm以上の場合 土壌雨量指数が79									大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合。その基準は、次の条件に該当する場合 24時間の降雪の深さが10cm以上と予想される場合									濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。その基準は次の条件に該当する場合 濃霧によって視程が100m以下になると予想される場合									雷注意報	落雷等により被害が予想される場合									乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合 相対湿度が25%以下で、実効湿度が5%以下になると予想される場合									着氷・着雪注意報	着氷(着雪)が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合									霜注意報	早霜・晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合 最低気温が早霜・晩霜期に4℃以下になると予想される場合									低温注意報	夏期・低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期・気象庁が所轄地で気温が一時的に低くなることを予想される場合									竜巻注意情報	竜巻やダウンバーストなどの激しい突風が発生しやすい気象状況となった段階									※地面現象注意報	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、がけ崩れ、地すべり等によって、災害が起こるおそれがあることを予想される場合							
種		類		発		表		基		準																																																																																																																														
注 意 報	一 般 の 利 用 に 適 合 す る も の	気 象 注 意 報	風雪注意報	平均風速が11m/s以上で、雪を伴い、被害が予想される場合																																																																																																																																				
			強風注意報	平均風速が11m/s以上で、主として強風による被害が予想される場合																																																																																																																																				
			大雨注意報	かなりの降雨があって被害が予想される場合。その基準は、次の条件に該当する場合 1. 1時間雨量が25mm以上の場合 土壌雨量指数が79																																																																																																																																				
			大雪注意報	大雪によって被害が予想される場合。その基準は、次の条件に該当する場合 24時間の降雪の深さが10cm以上と予想される場合																																																																																																																																				
			濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合。その基準は次の条件に該当する場合 濃霧によって視程が100m以下になると予想される場合																																																																																																																																				
			雷注意報	落雷等により被害が予想される場合																																																																																																																																				
			乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合 相対湿度が25%以下で、実効湿度が5%以下になると予想される場合																																																																																																																																				
			着氷・着雪注意報	着氷(着雪)が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合																																																																																																																																				
			霜注意報	早霜・晩霜により、農作物に著しい被害が予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合 最低気温が早霜・晩霜期に4℃以下になると予想される場合																																																																																																																																				
			低温注意報	夏期・低温のため農作物等に著しい被害が予想される場合 冬期・気象庁が所轄地で気温が一時的に低くなることを予想される場合																																																																																																																																				
			竜巻注意情報	竜巻やダウンバーストなどの激しい突風が発生しやすい気象状況となった段階																																																																																																																																				
			※地面現象注意報	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、がけ崩れ、地すべり等によって、災害が起こるおそれがあることを予想される場合																																																																																																																																			

	による基準	荒川〔熊谷・治水橋〕
強風	平均風速	11m/s
風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm
波浪	有義波高	
高潮	潮位	
雷	落雷等で被害が予測される場合	
融雪	-	
濃霧	視程	100m
乾燥	最少湿度 25% 実効湿度 55%	
なだれ	-	
低温	夏季：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬季：最低気温・6℃以下※1	
霜	早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下	
着氷・着雪	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm

※1 冬季の気温は熊谷地方気象台の値

警 報	※水防活動に 活用する もの	※浸水注意報	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
		洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。その基準は次の条件に該当する場合 1.1時間雨量が50mm以上かつ 複合基準：1時間雨量が15mm以上かつ新河岸川流域雨量指数が14以上
		水防活動用 気象注意報	大雨注意報	一般の利用に適合する大雨注意報と同じ。
	一般利用に 適合する もの	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	一般の利用に適合する洪水注意報と同じ。
		気象警報	暴風警報	平均風速が20m/s以上で、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
			暴風雪警報	平均風速が20m/s以上で、雪を伴い、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
			大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 1.1時間雨量が50mm以上 土壌雨量指数が99
			大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 24時間の降雪の深さが90cm以上と予想される場合
		※地面現象警報	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、がけ崩れ、地すべり等によって重大な災害の起こるおそれがあると予想される場合
	※浸水警報	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合	
	※水防活動に 活用する もの	洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、その基準は次の条件に該当する場合 1.1時間雨量が50mm以上 1.1時間雨量が20mm以上かつ新河岸川流域雨量指数が14以上
		水防活動用 気象警報	大雨警報	一般の利用に適合する大雨警報と同じ。
水防活動用 洪水警報		洪水警報	一般の利用に適合する洪水警報と同じ。	
特 別 警 報	一般の 利用に 適合する もの	気象警報	大雨特別警報	10年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨が予想され、若しくは、数年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
			暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
			暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
			大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

注) 発表基準欄に記載した数値は、埼玉県における過去の発生状況と気象条件との関係を調査して決めたものであり、災害発生を予想する際の具体的な目安である。

— 土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。

— 解析雨量、降水短時間予報をもとに5km四方の領域ごとに算出する。

— 流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。

— 解析雨量、降水短時間予報をもとに5km四方の領域ごとに算出する。

— 地面現象注意報・警報と浸水注意報・警報は、大雨注意報・警報に含めて行う。

145 3-45 ⑤竜巻注意情報
積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する（川越市は埼玉県南部に該当）。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

⑤竜巻注意情報
積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、都道府県単位で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

146 3-47 ■洪水予報を行う河川（水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項）

予報区域名	河川名	区域	基準水位観測所	はん濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	はん濫危険水位 (m)
荒川	荒川	左岸 埼玉県深谷市荒川下川原5番の2地先から海（旧川を除く）まで	熊谷	3.50	5.00	5.50
		右岸 埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先から海（旧川を除く）まで	じすいはし 治水橋	7.50	12.10	12.60
入間川流域	いるまがわ入間川	左岸 埼玉県川越市大字の場字飛樋下1563番の1地先から荒川への合流点まで	すがま 菅間	8.00	11.50	12.00
		右岸 埼玉県川越市大字池辺字権現脇臺1057番の2地先から荒川への合流点まで	おがや 小ヶ谷	2.50	3.10	3.50
	おっぺがわ越辺川	左岸 埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字天神下57番の2地先から入間川への合流点まで	につさい 入西	3.00	3.00	3.20
		右岸 埼玉県入間郡毛呂山町大字苦林字清水346番地先から入間川への合流点まで				
	こあぜがわ小畔川	左岸 埼玉県川越市大字吉田字下河原添608番の2地先東武鉄道東上線鉄道橋上流端から越辺川への合流点まで	やはたばし 八幡橋	3.50	3.60	4.20
		右岸 埼玉県川越市大字吉田字下河原添608番の2地先東武鉄道東上線鉄道橋上流端から越辺川への合流点まで				

■洪水予報を行う河川（水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項）

予報区域名	河川名	区域	基準水位観測所	はん濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	はん濫危険水位 (m)
新河岸川	しんがしかわ新河岸川	左岸 埼玉県川越市大字大仙波1259-1地先から埼玉県和光市下新倉4197地先まで	みやどはし 宮戸橋	A.P. 6.00	A.P. 7.12	A.P. 7.48
		右岸 埼玉県川越市扇河岸243-2地先から埼玉県和光市下新倉6丁目4198-1地先まで				

■洪水予報を行う河川（水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の3第2項）

予報区域名	河川名	区域	基準水位観測所	はん濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	はん濫危険水位 (m)
荒川	荒川	左岸 埼玉県深谷市荒川下川原5番の2地先から海（旧川を除く）まで	熊谷	3.50	4.80	5.60
		右岸 埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後古沢218番の18地先から海（旧川を除く）まで	じすいはし 治水橋	7.50	10.80	11.10
入間川流域	いるまがわ入間川	左岸 埼玉県川越市大字の場字飛樋下1563番の1地先から荒川への合流点まで	すがま 菅間	8.00	10.60	11.80
		右岸 埼玉県川越市大字池辺字権現脇臺1057番の2地先から荒川への合流点まで	おがや 小ヶ谷	2.50	3.40	4.00
	おっぺがわ越辺川	左岸 埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼字天神下57番の2地先から入間川への合流点まで	につさい 入西	3.00	3.00	3.20
		右岸 埼玉県入間郡毛呂山町大字苦林字清水346番地先から入間川への合流点まで				
	こあぜがわ小畔川	左岸 埼玉県川越市大字吉田字下河原添608番の2地先東武鉄道東上線鉄道橋上流端から越辺川への合流点まで	やはたばし 八幡橋	3.50	4.10	4.90
		右岸 埼玉県川越市大字吉田字下河原添608番の2地先東武鉄道東上線鉄道橋上流端から越辺川への合流点まで				

■洪水予報を行う河川（水防法第11条第1項及び気象業務法第14条の3第3項）

予報区域名	河川名	区域	基準水位観測所	はん濫注意水位 (m)	避難判断水位 (m)	はん濫危険水位 (m)
新河岸川	しんがしかわ新河岸川	左岸 埼玉県川越市大字大仙波1259-1地先から埼玉県和光市下新倉4197地先まで	みやどはし 宮戸橋	A.P. 6.00	A.P. 7.00	A.P. 7.48
		右岸 埼玉県川越市扇河岸243-2地先から埼玉県和光市下新倉6丁目4198-1地先まで				

147 3-48 ■洪水予報の種類

種類	発表基準
はん濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
はん濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、または、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
はん濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位がはん濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
はん濫発生情報 (洪水警報)	はん濫が発生したとき

資料)「平成30年度 水防計画」埼玉県

■洪水予報の種類

洪水の危険度レベル	洪水予報の種類	水位の名称	解説	市及び住民に求める行動
レベル5	はん濫発生情報 (洪水警報)	(はん濫発生)	＝	・逃げ遅れた住民の救助等 ・住民の避難誘導 (新たにはん濫が及ぶ区域)
レベル4	はん濫危険情報 (洪水警報)	はん濫危険水位から はん濫発生	いつはん濫が発生しても おかしくない状況	・避難していない住民への対応 ・住民の避難完了
レベル3	はん濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位から はん濫危険水位	避難の必要も含めては ん濫に対する警戒を求め る段階	・市は避難勧告等の発令を判断
レベル2	はん濫注意情報 (洪水注意報)	はん濫注意水位から 避難判断水位	水防団が出勤して水防 活動を行う目安となる水 位	・市は避難準備情報（要配慮者避 難情報）発令を判断 ・住民は洪水に関する情報に注意
レベル1	(発表なし)	水防団待機水位から はん濫注意水位	水防団が水防活動の準 備を始める目安となる水 位	・水防団待機

資料)「平成20年度 水防計画」埼玉県

148 3-49 ■水防警報の対象となる基準水位標

河川名	水位標名	地先名	水防団待機水位 (通報水位) (m)	はん濫注意水位 (警戒水位) (m)	はん濫危険水位 (危険水位) (m)
荒川	熊谷	熊谷市榎町	3.00	3.50	5.50
	治水橋	さいたま市西区大字飯田新田	7.00	7.50	12.60
入間川	小ヶ谷	川越市大字小ヶ谷	2.00	2.50	3.50
	菅間	川越市大字鹿飼	7.00	8.00	12.00
小畔川	八幡橋	川越市大字小堤	3.00	3.50	4.20

～

■水防警報の対象となる基準水位標

河川名	水位標名	地先名	水防団待機水位 (m)	はん濫注意水位 (m)	はん濫危険水位 (m)
入間川	新富士見橋	狭山市上広瀬2140-200	A.P. 48.40	A.P. 49.10	A.P. 49.80
新河岸川	宮戸橋	朝霞市宮戸三丁目	A.P. 4.50	A.P. 6.00	A.P. 7.45

■水防警報の対象となる基準水位標

河川名	水位標名	地先名	水防団待機水位 (通報水位) (m)	はん濫注意水位 (警戒水位) (m)	はん濫危険水位 (危険水位) (m)
荒川	熊谷	熊谷市榎町	3.00	3.50	5.50
	治水橋	さいたま市西区大字飯田新田	7.00	7.50	12.60
入間川	小ヶ谷	川越市大字小ヶ谷	2.00	2.50	3.50
	菅間	川越市大字鹿飼	7.00	8.00	12.00
小畔川	八幡橋	川越市大字小堤	3.00	3.50	4.20

～

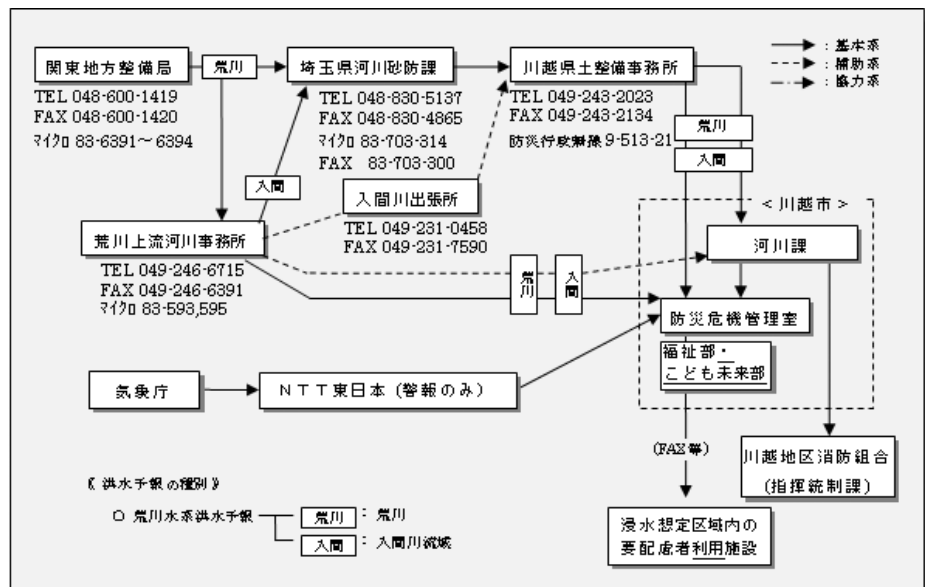
■水防警報の対象となる基準水位標

河川名	水位標名	地先名	水防団待機水位 (m)	はん濫注意水位 (m)	はん濫危険水位 (m)
入間川	新富士見橋	狭山市上広瀬2140-200	A.P. 48.40	A.P. 49.10	A.P. 49.80
新河岸川	宮戸橋	朝霞市宮戸三丁目	A.P. 4.50	A.P. 6.00	A.P. 7.45

③水防警報の種類と発表基準

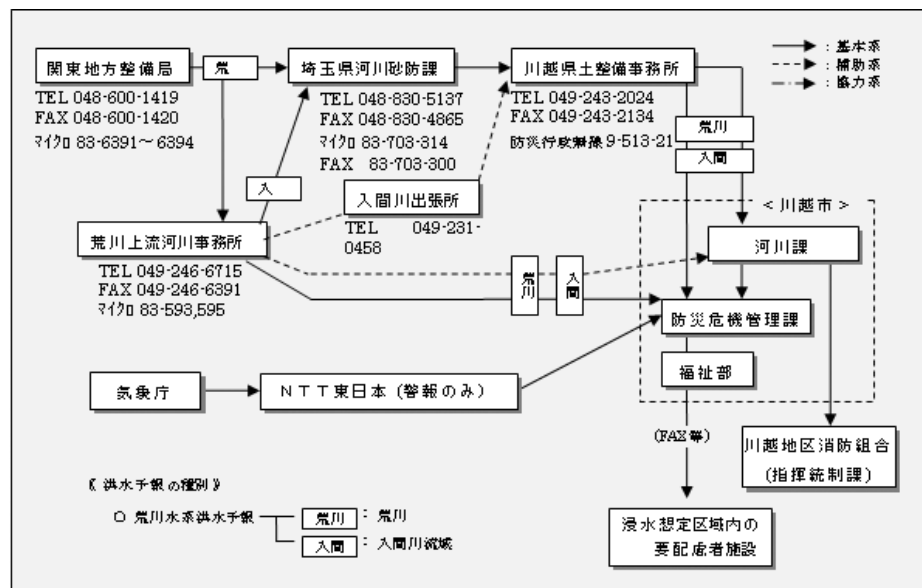
種類	内容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出勤期間が長引くような場合に、出勤人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予報警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの	はん濫注意情報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、はん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき
指示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水、漏水、法崩れ、亀裂等河川の状況を示しその対策を指示するもの	はん濫注意情報等により、または既にはん濫注意水位（警戒水位）を超え、災害の起こるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

※地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する



③水防警報の種類と発表基準

種類	内容	発表基準
待機	±出水あるいは水位の再上昇が予懸される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの ※水防機関の出勤期間が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	注意報～警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの	はん濫注意情報（洪水注意報）等により、又は水位流量その他の河川状況により、はん濫注意水位を超えるおそれがあるとき
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水～漏水～法崩～亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	はん濫警戒情報（洪水警報）等により、又は既にはん濫注意水位を超え、災害の起こるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	はん濫注意水位以下に下降したとき 又ははん濫注意水位以上であっても 水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
情報	雨量、水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの	状況により必要と認めるとき

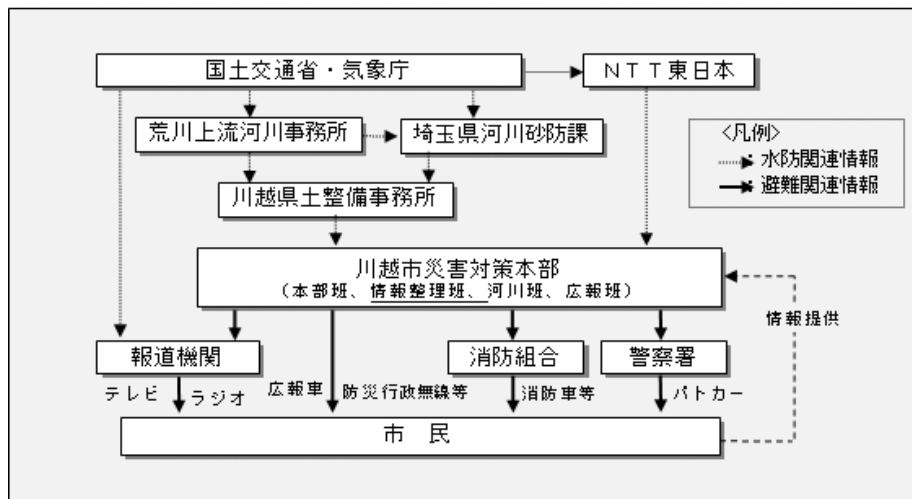


150	3-64	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施 ・安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立入り規制等の実施 ・降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施 ・「情報整理班」は、「関係各班」からの人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含めて、「本部班」に伝達する。 「本部班」は、把握できた範囲から直ちに埼玉県へ連絡する。 ・「特別監視班」及び「道路班」は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。 ・「関係各班」は、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等、被害者等に役立つ正確かつきめこまかな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障害者、外国籍市民等の要配慮者に配慮した伝達を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施 ・安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立入り規制等の実施 ・降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施 ・「情報収集連絡班」は、「関係各班」からの人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含めて、「本部班」に伝達する。 「本部班」は、把握できた範囲から直ちに埼玉県へ連絡する。 ・「道路班」は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。 ・「関係各班」は、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通規制等、被害者等に役立つ正確かつきめこまかな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障害者、外国籍市民等の要配慮者に配慮した伝達を行う。
151	3-66	<p>(2) 避難勧告・避難指示等の発令基準</p> <p>本市に対しては、洪水予報河川である荒川、入間川、小畔川 <u>及び</u> 新河岸川について、はん濫注意水位等の水防情報が伝達される。</p>	<p>(2) 避難勧告・指示等の発令基準</p> <p>本市に対しては、洪水予報河川である荒川、入間川 及び 小畔川 はもとより、平成18年5月26日に水位情報周知河川に指定された 新河岸川についても、はん濫注意水位等の水防情報が伝達される。</p>

■避難勧告・避難指示等の伝達内容と伝達方法

区分	伝達内容	伝達方法
避難準備・高齢者等避難開始 (要配慮者避難情報)	・避難勧告・避難指示(緊急)と統合	・防災行政無線(同報系) ・広報車 ・市ホームページ ・緊急速報メール(エリアメール) ・ツイッター
避難勧告	・発令者 ・対象地域 ・避難先(避難所等)	・防災情報メール ・埼玉県災害オペレーション支援システムを使用した埼玉県防災情報メール、埼玉県公式スマホアプリ「ポケットブックさいたま」、Lアラート(災害情報共有システム)による情報配信
避難指示(緊急)	・避難の理由 ・その他必要事項	・ケーブルテレビによる放送及び文字表示 ・自主防災組織(地区・自治会・避難支援関係者)の会長 ・各市民センターでの情報提供 ・関係機関の広報(消防車等、パトカー)
屋内待避指示 (屋内での待避等の安全確保措置)	・発令者 ・対象地域 ・待避の理由	

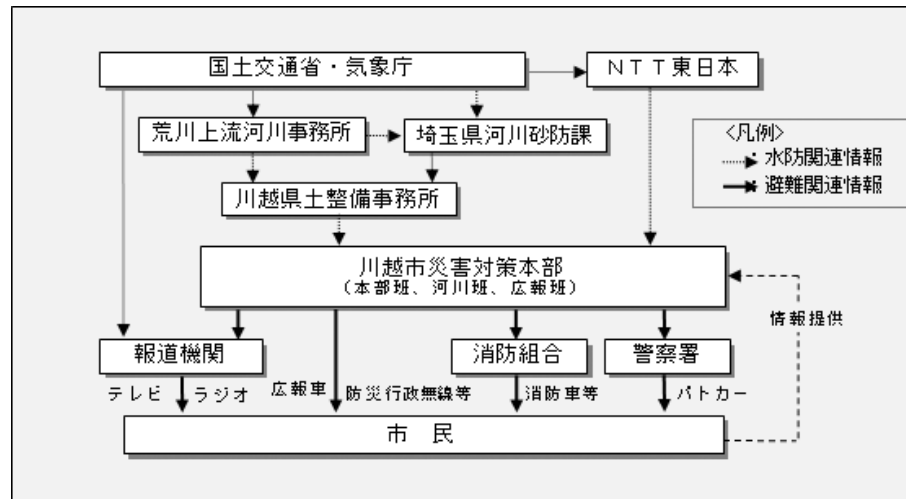
■情報の伝達系統図



■避難勧告・避難指示等の伝達内容と伝達方法

区分	伝達内容	伝達方法
避難準備・高齢者等避難開始 (要配慮者避難情報)	→発令者 →対象地域 →避難の理由 →避難に際しての注意事項	
避難勧告	・発令者 ・対象地域 ・避難先(避難所等)と経路	・防災行政無線 ・広報車 ・インターネット ・テレビ・ラジオ ・標識など ・口頭伝達 ・関係機関の広報(消防車等、パトカー)
避難指示(緊急)	・避難の理由 ・その他必要事項	
屋内待避指示 (屋内での待避等の安全確保措置)	・発令者 ・対象地域 ・待避の理由	

■情報の伝達系統図



153	3-71	<p>□開設に際しての留意事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 避難所の被災状況を目視し、避難所の外観及び内部について、安全が確認できた後、開設準備に移るものとする。</p> <p>② 電話、無線等により避難所開設を「防災危機管理室（災害対策本部が設置された場合は「避難所連絡班）」に報告する。 報告の内容は、「開設の日時」、「場所」、「施設名」、「収容人員」等</p> <p>③ 避難者の受入れスペースを指定する。スペースを指定するときは、おおむね1人当たり1.65㎡以上の面積を基本とし、床面へのテープ貼付、掲示等で標示する。この際、個人のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。</p> </div>	<p>□開設に際しての留意事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 避難所の被災状況を目視し、避難所の外観、内部について、安全が確認できた後、開設準備に移るものとする。</p> <p>② 電話、無線等により避難所開設を「防災危機管理課（災害対策本部が設置された場合は「本部班）」に報告する。 報告の内容は、「開設の日時」、「場所」、「施設名」、「収容人員」等</p> <p>③ 避難者の受入れスペースを指定する。スペースを指定するときは、おおむね1人当たり1.65㎡以上の面積を基本とし、床面へのテープ貼付、掲示等で標示する。この際、個人のプライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。</p> </div>
154	3-73	「避難所運営班」は、避難所を開設した場合、避難所施設管理者及び避難住民の協力を得て避難者名簿を作成し、「 <u>避難所連絡班</u> 」に報告する。	「避難所運営班」は、避難所を開設した場合、避難所施設管理者及び避難住民の協力を得て避難者名簿を作成し、「 <u>本部班</u> 」に報告する。
155	3-78	<p>第3 広報活動</p> <p>風水害発生時には、被災地や隣接地域の住民に対し、風水害や生活に関する様々な情報を提供する必要があり、このため「<u>情報整理班</u>」及び「<u>広報班</u>」は、適切かつ迅速な広報活動を実施する。</p>	<p>第3 広報活動</p> <p>風水害発生時には、被災地や隣接地域の住民に対し、風水害や生活に関する様々な情報を提供する必要があり、このため「<u>広報班</u>」は、適切かつ迅速な広報活動を実施する。</p>
156	3-93	<p>第9 義援金品の受付、配分</p> <p>市は、関係機関の協力を得ながら被災地のニーズを把握するとともに、義援金品の受入れ体制を確保する。</p> <p>また、川越市義援金運営委員会において、十分に協議のうえ策定した配分計画に従い配分する。</p>	<p>第9 義援金品の受付、配分</p> <p>市は、関係機関の協力を得ながら被災地のニーズを把握するとともに、義援金品の受入れ体制を確保する。</p> <p>また、<u>配分委員会</u>を組織し、十分に協議のうえ策定した配分計画に従い配分する。</p>
157	3-104	<p>1.7 ライフライン施設雪害予防</p> <p>【事業計画課、上下水道管理センター、水道課、東京電力 <u>パワーグリッド</u> (株)、都市ガス事業者、(一社) 埼玉県LPガス協会、東日本電信電話(株)】</p>	<p>1.7 ライフライン施設雪害予防</p> <p>【水道施設課、下水道整備課、下水道維持課、東京電力 (株)、都市ガス事業者、(一社) 埼玉県LPガス協会、東日本電信電話(株)】</p>
158	3-105	<p>2.1 情報の収集・伝達・広報</p> <p>【本部班、<u>情報整理班</u>、<u>情報収集連絡班</u>、<u>広報班</u>、<u>情報処理班</u>】</p>	<p>2.1 情報の収集・伝達・広報</p> <p>【本部班、<u>情報収集連絡班</u>、<u>広報班</u>、<u>情報処理班</u>】</p>
159	3-107	<p>2.4 避難所の開設・運営</p> <p>【本部班、<u>避難所連絡班</u>、<u>避難所運営班</u>、<u>学校教育班</u>】</p>	<p>2.4 避難所の開設・運営</p> <p>【本部班、<u>避難所運営班</u>、<u>学校教育班</u>】</p>
160	3-115	2.4 はん濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減	2.4 はん濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減

		【河川課、下水道課】	【河川課、下水道整備課】
161	5-29	<p>(2)退避・避難等の基本方針</p> <p>市及び埼玉県は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発生し、国から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」若しくは「避難」の勧告又は指示の措置を講ずるものとする。</p> <p>この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障害者、外国人その他要配慮者にも十分配慮する。</p> <p style="text-align: center;">『 → 資料2.36「OILと防護措置について」参照 』</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>《参考》運用上の介入レベル（OIL）</p> <p>放射性物質が環境中に放出された後の緊急時モニタリングの結果、空間放射量率が一定以上に上昇した場合には、一時移転などの防護措置を行います。このための判断基準としてOIL（Operational Intervention Level：運用上の介入レベル）を定めています。</p> </div>	<p>(2)退避・避難等の基本方針</p> <p>市及び埼玉県は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発生し、国から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」若しくは「避難」の勧告又は指示の措置を講ずるものとする。</p> <p>これらの屋内退避、避難等の措置についての指標は、次の表のとおりである。</p> <p>この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、さらに高齢者、障害者、外国人その他要配慮者にも十分配慮する。</p>

162 5-30

(2) 警戒区域の設定

① 警戒区域の設定

市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定するものとする。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、核燃料物質等輸送事故現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径15mとする。

~~■屋内退避・避難の判断基準~~ ~~〔単位：mSv（ミリシーベルト）〕~~

屋外にいる場合に予測される被ばく線量 （予測線量当量）		防護対策の内容
外部全身線量	甲状腺等の臓器ごとの組織線量	
10 ～ 50	100 ～ 500	住民は自宅等の屋内に退避 その際、窓を開め気密性に配慮する。
50以上	500以上	住民は避難

~~注）「防護対策の内容」の詳細は以下のとおりである。~~

~~「屋内退避」住宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線からの防護を図るもの。~~

~~「退避」被ばくをより低減できる地域へ移動するもの。~~

~~《参考》~~

~~核燃料物質の輸送については、「原子力施設等の防災対策について」（原子力安全委員会）において、仮に原子力緊急事態に至る遮へい劣化又は放射性物質の漏えいがあった場合に、一般公衆が半径15mの距離に10時間滞在した場合においても、被ばく線量は5mSv程度であり、事故の際に対応すべき範囲として一般公衆の被ばくの観点から半径15m程度を確保することにより、防災対策は十分可能であると示されている。~~

(2) 警戒区域の設定

① 警戒区域の設定

市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定するものとする。

なお、警戒区域の設定についての基本的な考え方は、次のとおりである。

163	5-32	<p>(1)飲料水・飲食物の摂取制限</p> <p>市は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限を行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">『 → 資料 2.36 「O I L と防護措置について」参照 』</p>	<p>(1)飲料水・飲食物の摂取制限</p> <p>市は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限を行うものとする。</p> <p>これらの措置についての指標は、次の表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1256 496 2134 743"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>放射性ヨウ素（混合核種の代表各種 I-131）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td>3×10 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>牛乳・乳製品</td> <td>50 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>野菜（根菜・いも類を除く）</td> <td>50 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>一般食品</td> <td>100 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1256 807 2134 1054"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>放射性セシウム</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲料水</td> <td>10 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>牛乳</td> <td>50 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>乳児用食品</td> <td>50 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> <tr> <td>一般食品</td> <td>100 ベクレル/キログラム以上</td> </tr> </tbody> </table>	対 象	放射性ヨウ素（混合核種の代表各種 I-131）	飲料水	3×10 ベクレル/キログラム以上	牛乳・乳製品	50 ベクレル/キログラム以上	野菜（根菜・いも類を除く）	50 ベクレル/キログラム以上	一般食品	100 ベクレル/キログラム以上	対 象	放射性セシウム	飲料水	10 ベクレル/キログラム以上	牛乳	50 ベクレル/キログラム以上	乳児用食品	50 ベクレル/キログラム以上	一般食品	100 ベクレル/キログラム以上
対 象	放射性ヨウ素（混合核種の代表各種 I-131）																						
飲料水	3×10 ベクレル/キログラム以上																						
牛乳・乳製品	50 ベクレル/キログラム以上																						
野菜（根菜・いも類を除く）	50 ベクレル/キログラム以上																						
一般食品	100 ベクレル/キログラム以上																						
対 象	放射性セシウム																						
飲料水	10 ベクレル/キログラム以上																						
牛乳	50 ベクレル/キログラム以上																						
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム以上																						
一般食品	100 ベクレル/キログラム以上																						